

第5章

新たな取り組み等 (平成28年度当初予算)

長期計画に定める各施策の目標を達成するため、平成28年度当初予算では、以下の事業において新たな取り組み等の経費を計上し、積極的に推進していきます。

1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

| | |
|------|---|
| 事業名 | 資源回収事業 |
| 事業内容 | 蛍光管及び乾電池について、現在の拠点回収から集積所回収へ移行し、水銀含有廃棄物の回収徹底と適正処理を実施。 |
| 事業費 | 1,279,667 千円 (うち新たな取り組みの経費: 37,929 千円) |

2 未来を担うこどもを育むまち

| | |
|------|--|
| 事業名 | KOTOハッピー子育てトレーニング事業 |
| 事業内容 | 育児不安を抱える保護者へのしつけスキル講座のほか、区職員等を対象としたトレーナー養成講座を実施。 |
| 事業費 | 1,964 千円 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 児童手当支給事業〔通訳クラウドサービスの導入〕 |
| 事業内容 | 外国人住民との窓口対応に、タブレット端末を介してリアルタイムに翻訳する通訳クラウドサービスを導入。 |
| 事業費 | 7,660,676 千円 (うち新たな取り組みの経費: 1,175 千円) |

3 区民の力で築く元気に輝くまち

| | |
|------|--|
| 事業名 | 区民スポーツ普及振興事業〔国際大会への遠征費を補助〕 |
| 事業内容 | 2020年東京大会のパラリンピアン輩出に向け、パラリンピックの正式予定競技を対象に、区内在住の日本代表選手に対し、一部国際大会への遠征費を補助。 |
| 事業費 | 44,423 千円 (うち新たな取り組みの経費: 3,500 千円) |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 区民スポーツ普及振興事業〔(仮称)障害者スポーツフェスティバルの開催〕 |
| 事業内容 | (仮称)障害者スポーツフェスティバルを開催するほか、専門知識を有する指導員を養成。 |
| 事業費 | 44,423 千円 (うち新たな取り組みの経費: 2,943 千円) |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 区民スポーツ普及振興事業〔カヌー関連事業の拡充〕 |
| 事業内容 | ジュニア層への指導を新たに実施するほか、パラリンピック選手輩出に向けた育成プログラムを強化。 |
| 事業費 | 44,423 千円 (うち新たな取り組みの経費: 8,132 千円) |

4 とともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

| | |
|------|---|
| 事業名 | 妊娠出産支援事業 |
| 事業内容 | 助産師等による妊婦の全数面接、育児グッズの配布、産後ケア事業(ショートステイ・デイケア・乳房ケア)を実施。 |
| 事業費 | 164,193 千円 |

| | |
|------|-------------------------------|
| 事業名 | 特定不妊治療費助成事業 |
| 事業内容 | 高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部助成を実施。 |
| 事業費 | 40,076 千円 |

| | |
|------|-------------------------------------|
| 事業名 | 【介護保険会計】 介護予防・生活支援サービス事業 |
| 事業内容 | 介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型及び通所型のサービスを提供。 |
| 事業費 | 760,673 千円 |

| | |
|------|--------------------------------------|
| 事業名 | 【介護保険会計】 介護予防普及啓発事業 |
| 事業内容 | スポーツクラブの個人利用に対する支援及び介護予防プログラムの公募を実施。 |
| 事業費 | 6,510 千円 (うち新たな取り組みの経費: 3,360 千円) |

| | |
|------|-----------------------------------|
| 事業名 | 【介護保険会計】 地域介護予防活動支援事業 |
| 事業内容 | オリジナルトレーニングの開発及び介護予防リーダー等の養成。 |
| 事業費 | 2,247 千円 (うち新たな取り組みの経費: 1,072 千円) |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 地域交流サロン運営費助成事業 |
| 事業内容 | 特別養護老人ホーム「(仮称)故郷の家・東京」内に新たに開設する地域交流サロンを助成対象に追加。 |
| 事業費 | 10,065 千円 (うち新たな取り組みの経費: 3,065 千円) |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 【国民健康保険会計】 国民健康保険運営事業〔通訳クラウドサービスの導入〕 |
| 事業内容 | 外国人住民との窓口対応に、タブレット端末を介してリアルタイムに翻訳する通訳クラウドサービスを導入。 |
| 事業費 | 195,959 千円 (うち新たな取り組みの経費: 852 千円) |

5 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

| | |
|------|----------------------------------|
| 事業名 | みんなでまちをきれいにする運動事業 |
| 事業内容 | 地下鉄の駅出入口階段を利用した啓発を、新たに豊洲駅で実施。 |
| 事業費 | 76,617 千円 (うち新たな取り組みの経費: 261 千円) |

| | |
|------|---------------------------|
| 事業名 | 公衆便所洋式化事業 |
| 事業内容 | 31年度までにすべての公衆便所に洋式トイレを整備。 |
| 事業費 | 16,030 千円 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業 |
| 事業内容 | 視覚障害者のホーム転落防止対策として、鉄道事業者が行う内方線付き点状ブロックの整備に要する費用を助成。 |
| 事業費 | 15,832 千円 |

| | |
|------|-------------------------------------|
| 事業名 | コミュニティサイクル推進事業 |
| 事業内容 | 臨海部で展開しているコミュニティサイクルを、3年間で区内全域へ拡大。 |
| 事業費 | 65,420 千円 (うち新たな取り組みの経費: 58,920 千円) |

計画の実現に向けて

| | |
|------|-------------------------------------|
| 事業名 | ホームページ運営事業 |
| 事業内容 | 区ホームページの全面リニューアルを実施。 |
| 事業費 | 62,587 千円 (うち新たな取り組みの経費: 51,902 千円) |

| | |
|------|--|
| 事業名 | SPORTS & SUPPORTS ブランディング推進事業 |
| 事業内容 | 江東区ブランディング戦略に基づいた各種PR事業の実施により、区の魅力を積極的・戦略的に発信。 |
| 事業費 | 20,060 千円 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 国際交流員活用事業 |
| 事業内容 | 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人の国際交流員を任用し、本区の国際化を推進。 |
| 事業費 | 4,180 千円 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 区議会事務局運営事業 |
| 事業内容 | 議会資料のペーパーレス化及び事務の効率化のため、本会議や各委員会等へタブレット端末を導入。 |
| 事業費 | 26,875 千円 (うち新たな取り組みの経費: 11,530 千円) |

第6章

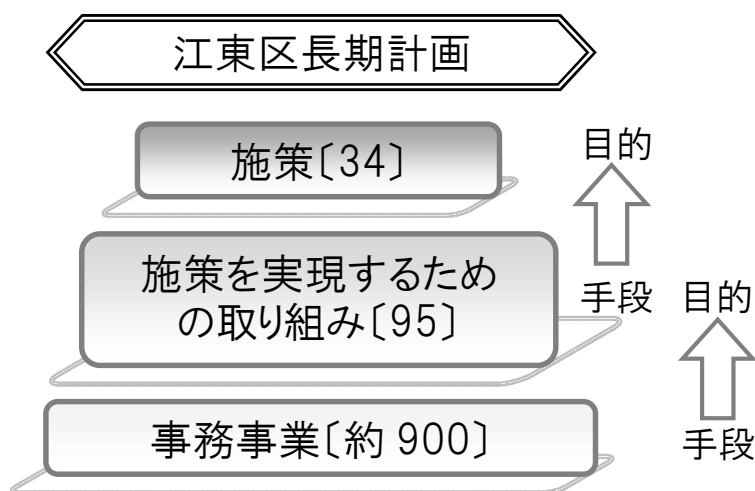
平成27年度行政評価

1. 行政評価システムの概要

江東区では、財源や人といった行政資源を有効活用するとともに、区民に分かりやすい行政運営を実現させるため、長期計画の各施策が掲げる目標の達成度を指標で示し、施策や事務事業の評価を行う行政評価システムを活用しています。

(1) 長期計画の施策の構成と行政評価システム

長期計画では、施策ごとに江東区をこのような「まち」にしたいという「施策が目指す江東区の姿」が設定されており、これを実現するための具体的な取り組み（「施策を実現するための取り組み」）がそれぞれ定められています。さらに、「施策を実現するための取り組み」を達成するためのより具体的な手段として、事務事業が位置づけられています。



また、各施策には「施策実現に関する指標」が設定されています。これは、施策の取り組みの成果をできるだけわかりやすく単純化、数値化した形で表したものであり、各施策の成果や進捗状況を区民にわかりやすく示すことを目的としているものです。

区では、主に「施策実現に関する指標」の数値の推移を見ていくことにより施策の成果や進捗状況、課題、取り組みの方向性等を評価する施策評価と、施策を実現させるための有効性・効率性等の観点から事務事業の見直しや取捨選択を行う事務事業評価の2つの評価から成る行政評価システムを活用し、長期計画の着実な推進を図っていきます。施策評価と事務事業評価の詳細については、(2)と(3)で説明します。

(2) 施策評価

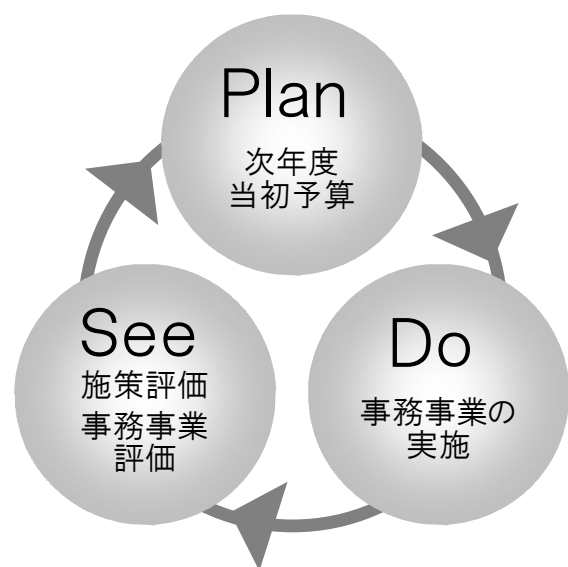
主として「施策実現に関する指標」の数値の推移を見ていくことにより、施策の成果や進捗状況、課題、取り組みの方向性等について評価を行うものです。施策の主管部長による評価（一次評価）と、学識経験者等から成る外部評価委員会による評価（外部評価）を踏まえ、最終評価（二次評価）を行います。なお、外部評価に関しては3年で全施策の評価を行うこととしており、平成27年度の外部評価委員会では、12施策を対象としました。また、区民参画の一環として「外部評価モニター」を導入しました。

(3) 事務事業評価

全ての事務事業について、目的妥当性・有効性・効率性といった観点から評価を行うものです。「新規」、「レベルアップ」（成果を向上させるため内容の充実を図るもの）、「見直し」（コストの削減あるいは成果の減少を図るもの）、「維持」（金額の増減にかかわらず事業内容を維持するもの）及び「廃止」の改善方向を示します。

(4) 行政評価システムの活用

施策評価及び事務事業評価の結果は、可能な限り予算への反映を図ることとしており、評価と予算編成、事業の実施を一つのサイクルとすることで、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営を実現します。



【施策評価シートの見方】

| | | | |
|----|---------------|---------|------------------------------|
| 施策 | 施策名が記載されています。 | 主管部長(課) | 施策の主管部長(課)・関係部長(課)が記載されています。 |
| | | 関係部長(課) | |

1 施策が目指す江東区の姿

長期計画(後期)の各施策に定める「施策が目指す江東区の姿」が記載されています。

2 施策を実現するための取り組み

長期計画(後期)の各施策に定める「施策を実現するための取り組み」が記載されています。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで

今後5年間の予測(このままだとどうなるか)

施策に影響を及ぼす環境変化・区民要望・ニーズの変化について記載されています。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

国や都などが定めた方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業のうち、主なものについて記載しています。該当がない場合は、空欄となっています。

| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|---|----|-------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| <p>長期計画(後期)の各施策に定める「施策実現に関する指標(施策の成果や状況を測るためのモノサシ)」が記載されています。 現状値及び目標値は、長期計画(後期)に記載されているものです。</p> | | | | | | | | | |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| トータルコスト | | | | |
| 事業費 | | | | |
| 人件費 | | | | |

施策のコストが記載されています。

| 6 一次評価《主管部長による評価》 | |
|---|--|
| (1) 施策実現に関する指標の進展状況 | |
| <p>施策に関する指標の進展状況や、目標値の達成に向けた取り組み状況についての施策の主管部長による評価が記載されています。</p> | |
| (2) 施策における現状と課題 | |
| <p>施策に関する現在の取り組み状況や、施策の目標を達成する上での課題等についての施策の主管部長による評価が記載されています。</p> | |
| (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性 | |
| <p>施策の現状と課題を踏まえた、今後5年間の施策の取り組みの方向性についての施策の主管部長による評価が記載されています。</p> | |

| 7 外部評価委員会による評価 | | |
|-------------------------------|----|--|
| ① 施策の目標に対し、成果はあがっているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| | | |
| ② 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| | | <p>外部評価委員会による評価が記載されています。 (平成27年度外部評価対象施策のみ記載されています。) 「外部評価委員会による評価」の評価基準については、次ページに掲載しています。</p> |
| ③ 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| | | |
| ④ 施策の総合評価 | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| | | |
| その他 | | |
| | | |

《参考》 外部評価モニターの評価

| | | | | | |
|---|---|---|---|-----|---|
| S | A | B | C | 無回答 | 計 |
| | | | | | |

| 8 二次評価《区の最終評価》 | |
|--|--|
| ※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。 | |
| <p>一次評価及び外部評価を踏まえた、区の最終評価が記載されています。 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。</p> | |

「外部評価委員会による評価」の評価基準について

※「外部評価委員会による評価」の評価基準は、以下のとおりです。

《外部評価委員会による評価：評価基準》

| | | |
|-------------------------------------|---|------------------|
| ①施策の目標に対し、成果はあがっているか | | |
| 評価 基準 | S | 目標を上回る成果をあげている |
| | A | 概ね目標どおりの成果をあげている |
| | B | やや不十分である |
| | C | 不十分であり、改善を要する |
| ②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか | | |
| 評価 基準 | S | 特筆すべき状況にある |
| | A | 概ね展開している |
| | B | やや不十分である |
| | C | 不十分であり、改善を要する |
| ③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か | | |
| 評価 基準 | S | 特筆すべき状況にある |
| | A | 概ね適切である |
| | B | やや不十分である |
| | C | 不十分であり、改善を要する |
| ④施策の総合評価 | | |
| 評価 基準 | S | 優れていると高く評価できる |
| | A | 良好である |
| | B | やや不十分である |
| | C | 不十分であり、改善を要する |

・なお、「外部評価委員会による評価」の委員欄は、委員6人を「ア～カ」で表記しています。

※《参考》「外部評価モニターによる評価」の評価基準は、以下のとおりです。

《外部評価モニターによる評価：評価基準》

| | | |
|-------------------------|---|---------------|
| 施策に対する区の取り組みについて | | |
| 評価 基準 | S | 優れていると高く評価できる |
| | A | 良好である |
| | B | やや不十分である |
| | C | 不十分であり、改善を要する |

2. 施策評価

| | | | |
|------|----------------|---------|-------------------------------|
| 施策 1 | 水辺と緑のネットワークづくり | 主管部長(課) | 土木部長(河川公園課) |
| | | 関係部長(課) | 土木部長(施設保全課)、教育委員会事務局次長(学校施設課) |

| |
|---|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きています。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①連続性のある水辺と緑の形成 | 水辺に親しめる多彩な散歩道を整備し、河川・運河沿い等の緑を育てることにより、緑を連続させて風の道を創出します。また、区民に親しまれる公園の整備・維持を行います。 |
| ②エコロジカルネットワークの形成 | エコロジカルネットワークの方針を明確にし、生態系の保全を進めると共に、計画的な緑地整備や緑地管理を行います。 |
| ③みんなでつくる水辺と緑と自然 | 区民・事業者に対し、水辺と緑の維持管理に向けた協力を働きかけます。また、ポケットエコスペースの整備など、区民が身近で自然と触れ合える機会をつくります。 |

| | |
|--|---|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・豊洲地区をはじめとした臨海部の人口が増加している。 ・河川や運河は護岸整備が進み、治水に対する安全性が向上するとともに、散歩道などへの利用転換が進んでいる。 ・都の旧中川整備事業が完成し、旧中川水辺公園として管理を行っている。旧中川・川の駅がオープンし、民間事業者による東京初の水陸両用バスの運行が開始した。 ・平成23年、PFI法改正により、公園等において公共施設等運営権を設定したPFI事業の運営が可能となった。 ・地球の温暖化や都市のヒートアイランド対策など環境問題への関心が高まり、緑を求める区民の割合が増えている。 ・レクリエーション活動が多様化し、公園利用に係わるニーズに変化が見られる。また、介護予防機能を備えた健康遊具の設置が求められるなど、高齢化社会への対応が必要となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな公園・緑地の整備が進まなければ、人口増加によって区民一人当たりの公園面積が減少する。 ・散歩道などの整備が進み、ネットワーク化が進む。 ・緑化の普及事業や緑のネットワークの進展により区民が水辺と緑に触れ合う機会が増え、緑や生物多様性への意識が高まる。 ・「持続可能な社会」の実現に向けて、「自然との共生」を図るためのハード面・ソフト面の基盤整備が求められる。 ・まちとしての個性と魅力が求められる時代となり、エコロジカルネットワーク形成を含め、豊かで美しい水辺と緑の質が大切になる。 ・公園利用が多様化し、ニーズにあった公園改修が必要になる。 ・区民が水辺と緑にふれあう機会が多くなるため、緑の育成や公園管理に区民自ら参加できる仕組みが必要となり、ボランティアの育成やNPO等との協働が重要になる。 |

| |
|--|
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 |
|--|

| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|---------------------------|----------------|------------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 1 水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合 | % | 82.3 | | | | | | 85 | 河川公園課 |
| 2 区民1人当たり公園面積 | m ² | 8.60 | 8.43 | | | | | 10 | 河川公園課 |
| 3 水辺・潮風の散歩道整備状況 | m | 27,097 (25年度) | | | | | | 29,647 | 河川公園課 |
| 4 ポケットエコスペース設置数 | か所 | 49 (25年度) | | | | | | 54 | 施設保全課 |
| 5 生物多様性という言葉聞いたことがある区民の割合 | % | 62.9 | | | | | | 75 | 施設保全課 |
| 6 水と緑に関するボランティア数 | 人 | 1,159 (25年度) | | | | | | — | 施設保全課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| トータルコスト | 2,477,667千円 | 2,309,962千円 | 2,668,509千円 | 2,788,094千円 |
| 事業費 | 2,015,379千円 | 1,883,597千円 | 2,182,507千円 | 2,299,831千円 |
| 人件費 | 462,288千円 | 426,365千円 | 486,002千円 | 488,263千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標1】水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合は、近年では80%台を維持しており、区民にとってみどりが身近に感じられている。

【指標2】区民一人当たりの公園面積は、人口増加による減少が予想される。

【指標3】水辺の散歩道整備は都により小名木川が概成し、現在は北十間川及び横十間川の整備が進められている。潮風の散歩道整備は、計画的に整備を行っている。

【指標4】ポケットエコスペース設置数については、平成24年度以降の設置数は横這いとなっている。

【指標6】水と緑に関するボランティア数は順調に推移している。

(2) 施策における現状と課題

◆緑の豊かさを増やすためには、緑のネットワーク化を進めることで区民が緑に触れ合う機会を増やす必要がある。また、緑化推進による各施設の植栽後の樹木の生育や拡充により必要となるメンテナンスなど適正な維持管理を行う必要がある。◆区民一人当たりの公園面積は、本区の急激な人口増加により減少している。◆水辺・潮風の散歩道の整備状況については、計画的に進行しているが、分断している箇所がある。◆ポケットエコスペース設置数については、学校の新増築時や公園の新設・改修時に合わせて整備を進めている。◆生物多様性については、身近な生活環境における重要性を周知していくことが求められる。◆水と緑に関するボランティア数については、さらなる拡大を目指すことや継続的な活動を促す環境が必要となる。◆大規模改修が予定されている仙台堀川公園は、施設の老朽化などが進んでいるほか、園内の自転車通行が増え歩行者と錯綜している。さらに、隣接する両側の道路幅員が狭いなどの課題がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆豊かな緑の形成に向けて、公園や水辺・潮風の散歩道の整備を着実に進め、水辺のネットワーク化を推進するとともに、公園の運営・維持管理については、質の向上と支出の縮減を図るため、区民・事業者・区で連携するなど、様々な手法を検討していく。◆区の人口増加に伴い、より必要となる公園・緑地について、事業者との連携により新たな公園・緑地の創出を目指す。◆水辺・潮風の散歩道の整備にあたっては、ネットワークの形成を目的に、分断している箇所についても引き続き整備を進めていく。◆児童の自然保護に対する意識、環境問題への関心を高めるため、環境学習の場として、引き続きポケットエコスペースの整備を行っていく。◆エコロジカルネットワーク形成の推進に向けて、計画的な緑地整備や緑地管理を行う。また、自然観察会の支援や緑地保全活動の活性化を促進するなど、区が積極的に区民に働きかけ、みどりにふれあう機会や場を数多く用意する。◆高齢化が進んでいるボランティアが持続的に活動出来るよう、活動環境の改善に取り組んでいく。◆仙台堀川公園については、近隣に避難場所が少ないことから道路の無電柱化と合わせた一体整備を行い、緑豊かな憩い空間と歩行者の安全性を確保した公園の創出を図る。

| 7 外部評価委員会による評価 | | |
|---|----|---|
| ①施策の目標に対し、成果はあがっているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | A | 実務的には各種整備の明確な目標を持ち、これに向かった着実な進捗を図っていることが確認できた。 |
| オ | A | 前期計画の総括を踏まえ、順調に施策の目標に対する成果があがっていると評価できる。南部を中心とした公園整備、区内全域の河川・水路ネットワークづくりに着目した水辺の散歩道・緑空間整備など、特にハード面の整備水準は、他区との比較においても充実している。 |
| カ | A | 「区民一人当たり公園面積」を除き、全般に指標値は順調に向上しており、概ね目標どおりの成果を上げていると評価される。江東区への人口流入が大きく、他方で公園に利用できる土地面積には限度があることを考慮すると、区民一人当たり公園面積についての指標の目標達成は困難と思われる状況である。公園面積の増加は取組みとして評価はできるが、本指標については、検討の余地があると思われる。 |
| ②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | A | 水と緑が区民の共有財産であることは浸透していることが感じ取れ、それに応じて何を実現していくかも明確になっている。公園については、歩行者の安全など課題もあるようだが、政策実施上意識されている。ただし、個別分野のせつかくの取組の目標と到達点が区民に理解されていないように見えるのは惜しい。リスクを恐れず事業等の仕上がり予想図などを公開する一層の工夫を望みたい。区民もそれを求めている。 |
| オ | A | 本施策は、本区が豊かな水辺資源を有しているとの自覚が前提となっていると理解でき、それ自体は極めて重要な視点である。しかし、そうであるがゆえにやや「整備ありき」の視点が強く、区民がどのようなニーズを持っているのかももう少し掘り下げた分析が必要という印象も受けた。水資源という本区のシーズと区民のニーズがマッチしながら施策が推進できるように、十分に区民とのコミュニケーションを図ることに期待したい。 |
| カ | A | 地域ニーズを考慮した公園整備・散歩道の整備を行っている。なお、取組みにあたっては、基幹となる緑(大規模な公園、水辺施設等)、身近な緑(地域コミュニティ醸成)の双方への配慮が必要と考える。 |
| ③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | A | 政策実施過程において必要な意識と意図が感じ取れる。 |
| オ | A | この施策のソフト面の課題全般について、より区民との協働を具体的に実現されたい。また、ボランティアとの協働・関係形成についても、現状のように取組別にとどまることなく、総合的・横断的な関係を構築することを期待したい。ボランティア活動という性格上、区が何でも先導すればよいというものではないが、区の適正なイニシアティブに期待する。 |
| カ | A | 水と緑に関するボランティア数については、質も考慮に入れた取組みを実施しているとのことであり、目標値は設定されていないが、ボランティア数は年々増加しており、取組みが浸透していると評価できる。ただし、ボランティアへの参加方法等の情報が必ずしも十分に区民にいきわたらない状況があるのであれば、HPの活用等より積極的なPR手段を考えられるのではないかと。 |
| ④施策の総合評価 | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | A | ①～③を素直に総合したものである。外部評価モニターも概して良好の評価を与えている。 |
| オ | A | 江東区にとって「水と緑」は、区民の豊かな生活環境を整備するための何より大切な資源の一つである。本施策は、こうした認識のもと、区全体を「水と緑」のネットワークとして結ぶことを目指しており、それに沿った成果は着実に現れているといえる。しかし一方で、コスト縮減への目配せ、「ネットワーク」の意味と意義をいかに区民に周知・共有するか、この施策に関する包括的・総合的な区民との協働の強化など、手法やソフト面での積極的課題も見受けられる。こうした課題への対応に積極に着手し、さらなる成果向上を期待したい。 |
| カ | A | 取組み及び指標等の推移から、施策は概ね適切に進められていると評価できる。水辺・潮風の散歩道については、住民の理解のもと分断箇所について連続性のある整備を進めることが期待される。また、整備状況及び整備予定について、区民への状況の開示をよりわかりやすく行うことが望まれる。事業関連予算の大部分を占める公園維持管理に関しては施設数が増加することにより、維持管理コストの増大が予想される。事業実施にあたりライフサイクルコストを縮減する観点から、日常的な点検や計画的な改修の実施、管理業務の外部委託が可能な部分に関しての検討を今後も継続する必要がある。 |
| その他 | | |
| 公園整備については、区民一人当たり公園面積の理想(10㎡)とのギャップをどう埋めていくかが行政課題と理解される。長期計画(後期)の目標指標は目標指標として、施策実現の指標としては、新規整備実績に類する数字を使って説明していく方が区民にわかりやすいのではないかと。 | | |

《参考》 外部評価モニターの評価

| S | A | B | C | 無回答 | 計 |
|----|----|----|----|-----|-----|
| 3人 | 5人 | 3人 | 1人 | 0人 | 12人 |

・公園や水辺・潮風の散歩道について、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、区民ニーズを十分に分析し、各々の役割を踏まえた施設となるような整備・改修を行う。

・水辺・潮風の散歩道について、区民ニーズを十分に分析し、区民にとって利用し易くネットワーク化された整備を行う。

・施設の整備・改修にあたっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組むとともに、区民へ施設の整備・改修状況等の情報を効果的に提供する手法を検討する。

・エコロジカルネットワーク形成の促進にあたっては、社会環境の変化や費用対効果を勘案しつつ、効果的な取り組みを検討する。

・水と緑に関するボランティアの取り組みなど、さらに区民との協働を進め、区民が水辺や緑に親しむ機会づくりに取り組む。

| | | | |
|------|---------|---------|---|
| 施策 2 | 身近な緑の育成 | 主管部長(課) | 土木部長(管理課) |
| | | 関係部長(課) | 土木部長(道路課、河川公園課、施設保全課)、教育委員会事務局次長(学校施設課) |

1 施策が目指す江東区の姿

区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が育まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

| | |
|------------------|---|
| ①公共施設の緑化 | 地域が一体となって、公園や、小学校にある校庭の芝生化を推進します。また、公共施設での屋上緑化や壁面緑化を進めます。 |
| ②歩行者が快適さを感じる道路緑化 | 街路樹を増やすとともに、統一感のある街路樹整備を進めます。また、計画的な剪定等、街路樹の適切な維持管理を行います。 |
| ③区民・事業者・区による緑化推進 | 区民・事業者に対する緑化指導を推進するとともに、屋上(壁面)緑化と生垣に対する助成制度の充実と普及を図ります。さらに、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行います。 |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・H22.7「江東区内における街路樹充実計画」策定 ・H24.4「江東区みどりのまちなみ緑化助成要綱」改正 ・H24.7「江東区CIG(※)ビジョン」策定 ・H27.1「江東区みどりの条例施行規則」改正 ・生活に身近な緑や四季の花、公園、学校の緑の増加を望む声が多い。 ・道路にふれあい・やすらぎを求める区民ニーズが拡がる。 ・道路に木陰や緑花を求める声が増加している。 ・ライフスタイルが緑に親しむものへと変化している。 <p>※CIG：CITY IN THE GREENの略</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における緑や緑化指導、助成制度による緑が増加し、街路樹や公園、学校の樹木が連携して緑の街並が形成される。 ・植栽水準がレベルアップする。 ・都と連携し都区道「みどりのネットワーク」が形成される。 ・道路沿いや公共施設などの緑が育ち、区民自らが身近な緑に主体的に関わり、緑の維持管理に協働して取り組んでいく。 ・街路樹に対する関心の高まり、適切な街路樹の維持管理が求められる。 ・緑を守り育てる心が育まれ、緑の中の都市像に近づいていく。 |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|---------------------|----------------|------------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 7 緑被率 | % | 19.93 (24年度) | | | | | | 22 | 管理課 |
| 8 区立施設における新たな緑化面積 | m ² | 4,086 (25年度) | | | | | | — | 管理課 |
| 9 街路樹本数 | 本 | 13,340 (25年度) | | | | | | 18,000 | 道路課 |
| 10 区民・事業者による新たな緑化面積 | m ² | 66,561 (25年度) | | | | | | — | 管理課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

| 5 施策コストの状況 | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
| トータルコスト | 334,367千円 | 317,023千円 | 399,620千円 | 392,750千円 |
| 事業費 | 259,089千円 | 247,689千円 | 326,831千円 | 314,409千円 |
| 人件費 | 75,278千円 | 69,334千円 | 72,789千円 | 78,341千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標7】公共施設の緑化や区民・事業者に対する緑化指導により、確実に緑化が進み、緑被率の向上に結び付いている。

【指標8】校舎の新増築・改修工事を実施する際には、CIGの実現を目指して、屋上・壁面緑化を実施してきた。また、芝生化についても、希望する学校のほか平成23年度からは、改修の際にも芝生化を進めてきた。

【指標9】平成22年に策定された街路樹充実計画に基づき、順次高木・中木の植栽を行っている。平成26年度末には14,425本となり、平成26年度目標値の13,500本を上回る植栽がされている。

【指標10】敷地面積250㎡以上の建築計画の際には、「江東区みどりの条例」に基づき緑化指導を実施している。平成15年度に屋上など建築物上緑化の基準を設け、平成21年度に壁面緑化を義務化するなど先進的かつ、着実に緑化を行ってきている。平成26年度に「江東区みどりの条例施行規則」を改正し、緑化指導による緑の質の向上と指導対象の拡充を進めている。

(2) 施策における現状と課題

◆平成23年度より順次施行している公共施設緑化事業（道路の隙間、河川護岸）では、植栽した植物の順調な生育が確認できるが、繁茂するまでには年数がかかるため維持管理レベルを保つ必要がある。◆平成23年度より開始したみどりのコミュニティづくり講座は平成26年度までで計15地区で開催した。平成24年度より開始したベランダ緑化運営委託と併せ、現地での成果を把握するとともに参加者間の連携を強化して、区民が主体的に緑化を進める仕組みへと誘導する必要がある。◆校庭の芝生化は、小学校21校、中学校1校で実施している。維持管理経費については、東京都の補助金が工事後5年間のため、区の支出増が懸念される。芝生を張る場所は、芝生の良好な状態が継続できる範囲を想定するため、児童の動線等を考慮し、設計時から検討していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区長期計画に基づき、民有地・公有地緑化に取り組む。◆CIG関連事業を推進し、みどりを介したコミュニティの形成や区民が参画したみどりのまちづくりを進めていく。区民の緑化施策への参画を促すことを目的として、「CIG区民サポーター会議」を設置し、区民・事業者・行政が一体となり「CITY IN THE GREEN」の実現を目指す。◆教育施設においては、引き続き校庭芝生化を推進していく。新築・増築・改築する校舎等については、屋上・壁面緑化も検討し進めていく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・公共施設の緑化及び街路樹の整備については、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図るとともに、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。
- ・CIGビジョンの実現に向けて、長期的視点に立った施策の構築に取り組む。
- ・民間による緑化をさらに進めるため、区民ニーズを十分に分析し、区民や事業者が主体となって取り組むことを促す有効な方策について検討する。
- ・緑化の推進にあたっては、緑の量のみならず質についても、今後の目標水準や目指すべき姿について検討を行う。

| | | | |
|------|-----------|---------|----------------|
| 施策 3 | 地域からの環境保全 | 主管部長(課) | 環境清掃部長(温暖化対策課) |
| | | 関係部長(課) | 環境清掃部長(環境保全課) |

| |
|--|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。 |

| | |
|------------------|---|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①環境意識の向上 | 区民に対し、環境問題に関する情報発信を行い、環境保全のための取り組みを促進します。 |
| ②計画的な環境保全の推進 | 環境基本計画に基づき、環境保全のための取り組みを、区民・事業者・区が連携して進めます。 |
| ③公害等環境汚染の防止 | 区民・事業者に対して公害防止のための必要な調査・指導・助成を行います。 |

| | |
|--|--|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・H23年3月、東日本大震災の発生による原子力発電所の停止から、電力供給不足や放射性物質の拡散への懸念など、様々な課題をもたらした。 ・H24年4月、政府は「第四次環境基本計画」を策定し、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成し、その基盤として「安全」を確保している「持続可能な社会」を目標としている。 ・H24年度にて、京都議定書の第一約束期間が終了。我が国の温室効果ガス排出量は、森林吸収や排出量取引を加味し、基準年度比年平均8.2%減となり、目標値(6%減)を達成した。 ・H25年5月、「省エネ法」改正により、電気の需要の平準化等が追加された(H26年4月施行)。 ・H25年9月、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は、第1作業部会による第5次評価報告書において、人間活動が温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い(可能性95%以上)こと、温暖化については「疑う余地がない」こと等を公表した。 ・H27年3月、「江東区環境基本計画」改定。 ・半数以上の区民が、環境に配慮した行動に取り組んでいる(H26年度区民アンケート調査)。 ・土壌汚染や大気環境に関する法令が改正され、環境基準達成に向けた対策が強化された。 ・東日本大震災以後、放射線レベルや被災地の災害がれきの受け入れ、節電等、環境対策に対する区民意識が高まっており、また、本区の人口増加や個人の生活様式の多様化に伴い、快適な生活環境や環境保全を求める区民要望も増加している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の科学的知見などによれば、CO₂の総累積排出量と世界平均地上気温の変化は比例関係にあり、今後、より多くの排出削減が必要になると予測している。 ・東日本大震災の影響により、エネルギー政策は、原発の再稼働や再生可能エネルギーの普及促進など、エネルギー需給のベストミックスに向けて検討を進めている。 ・H26年12月、都は「東京都長期ビジョン」を策定し、エネルギー消費量をH12年比で、H32年までに20%削減、H42年までに30%削減という目標を設定しており、都市のスマートエネルギー化が推進される。 ・政府は、H42年までに温室効果ガスの排出量をH25年比で、20%前後削減するという新たな目標を打ち出す予定である。 ・H32年に「東京オリンピック・パラリンピック」の開催が決定し、環境に配慮した開催が求められている。 ・人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が今後も見込まれることから、CO₂排出量の大幅な増加が予想される。一方、世帯数あたりのエネルギー消費量や業務における延床面積あたりのエネルギー消費量は減少傾向にあり、節電に対する取り組みが定着してきていると考えられ、今後さらなる定着に向け取り組みを推進することが求められる。 ・安全で快適な生活環境を求める区民要望に応えるため、環境保全行政を行う区の役割が増大する。 ・環境保全対策や環境問題への対応を求める区民の声に応えるため、迅速かつ正確な情報発信が必要となる。 |

| |
|---------------------------------------|
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 |
| |

| 4 施策実現に関する指標 | | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|--------------|--|----|------------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 11 | 環境に配慮した行動に取り組む区民の割合 | % | 53.9 | | | | | | 60 | 温暖化対策課 |
| 12 | 環境学習情報館「えこっくる江東」事業参加者数 | 人 | 28,811 (25年度) | | | | | | 29,100 | 温暖化対策課 |
| 13 | 大気常時測定項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄）の環境基準達成割合 | % | 71 (25年度) | | | | | | 100 | 環境保全課 |
| 14 | 区内河川及び海域の水質（BOD,DO,COD）の環境基準達成割合 | % | 78 (25年度) | | | | | | 100 | 環境保全課 |
| 15 | 道路交通騒音の環境基準達成割合 | % | 68 (25年度) | | | | | | 100 | 環境保全課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| トータルコスト | 242,256千円 | 214,614千円 | 238,588千円 | 218,426千円 |
| 事業費 | 82,967千円 | 68,081千円 | 66,147千円 | 60,845千円 |
| 人件費 | 159,289千円 | 146,533千円 | 172,441千円 | 157,581千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標11】指標値の推移に大きな進展はないが、半数以上の区民が、環境に配慮した行動に取り組んでいるということは、区民の意識がかなり高いものであり、ここからさらに意識を啓発することは、時間を要するものである。引き続き、環境問題に関する情報発信を行い、区民の環境保全のための取組みを促進する。

(2) 施策における現状と課題

◆区民や事業者が、環境問題に関する情報の共有化を図るためには、区民各層を対象とした環境教育プログラムを実施していくことが必要である。◆区民や事業者の環境保全活動の促進には、各主体がそれぞれの立場で活動に取り組むことはもとより、区民、事業者、区の三者が連携した取り組みを行うことがより効果的である。◆区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などの組織づくりも含めて、環境保全活動の促進を図る必要がある。◆環境への関心が高まる中で、環境に配慮した持続的な区民等の行動を担保するため、環境情報の提供と環境学習の充実が求められている。◆環境学習情報館の管理・運営にあたり、平成24年度に実施した事業の見直し及び評価方法等の検討に基づき、平成26年度より講座受講者アンケートを実施し、区民ニーズを把握することで、事業の評価を行っている。◆大気、水質、騒音等についてモニタリングを継続し、長期的な傾向を把握するとともに、環境基準の達成に向けて事業者や区民に働きかけていく必要がある。◆東日本大震災後、火力発電による供給依存度の高まりにより、CO₂排出量の大幅な増加が危惧されるため、区民・事業者のさらなる環境意識の向上や、区民・事業者・区が協力して環境保全の活動を進展させる必要がある。◆東日本大震災後の電力需給状況の変化を踏まえ、中長期的な温暖化対策を視野に入れた施策の検討が必要である。◆発電源の供給依存度の変化により、CO₂排出係数の変化が大きいことや、温室効果ガス削減量の把握は概ね3年程度の時間を要することから、削減目標値の設定にあたっては十分に留意し、今後の政府の目標や国際動向を踏まえつつ、現実的な進捗管理を図る必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民がより簡易に環境情報を入手できる仕組みをつくり、環境情報提供の充実を図ることで、区民・事業者の自発的な活動につなげられるようにする。◆多様化、複雑化する環境問題について、限られた予算と人員の中で効率的に対応する。区民、都、関係機関との連携を重視する。◆環境学習情報館「えこっくる江東」を拠点に、次世代層を対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境活動に取り組める人材の育成などに重点を置いて、一層の環境教育の拡充を進める。◆環境施策の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。◆再生可能エネルギー設備や高効率な設備機器の導入、設備機器の効率的運用等、節電対策の促進や新たな交通手段の推進等、区民・事業者のライフスタイルの転換に向けた支援を検討する。◆環境学習情報館の管理・運営にあたっては、事業の目的・目標・評価指標を明確化し、より効率的で効果的な事業運営を実施する。◆環境基本計画の改定に基づき、計画や各施策は、環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

| 7 外部評価委員会による評価 | | |
|-------------------------------|----|---|
| ① 施策の目標に対し、成果はあがっているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | A | 環境基準の達成割合が指標となっている部面においては、高い評価が与えにくいですが、区単独で左右できるものではない。 |
| オ | A | 施策実現指標の数値は比較対象値が出そろっていないため、成果が上がっているかどうかは十分に判定できないが、区民の環境意識の向上、環境保全基準到達実現という2種類の課題設定は明確かつ適切であり、状況推移を着実に検証していくことで持続的な成果実現が期待できる。 |
| カ | A | 環境意識の指標は横ばいではあるが、内訳項目の回答者数の割合の高さからは、環境意識が高まってきていることが窺える。公害等環境汚染に関しては、目標値との乖離があるが、区のみでの取り組みには限界があると思われる、国や都等の関係機関へのより一層の働きかけが必要である。 |
| ② 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | A | 環境保全を取り巻く変化の認識においては適切である。 |
| オ | A | 「えこっくる江東」の運営改革の一環として区民を対象としたニーズ調査を丹念に行い事業評価の再構築に取り組み等からも、本施策全体について区民ニーズにもとづいた政策形成、運営がなされていることはうかがえる。今後は、例えば区民の環境意識についてより広範に区民の意向やニーズを把握する方法を検討されたい。 |
| カ | A | 環境問題に関しては、社会的重要性は高く、それに対応した取組が実施されている。「えこっくる江東」において講座受講者アンケートにより、区民ニーズの把握が行われ、講座運営に反映させているとのことであったが、講座に参加していない区民のニーズ・意識向上について今後どのように汲み上げるのかは検討課題である。 |
| ③ 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | A | 江東エコライフ協議会を活用する取組みは適切である。 |
| オ | A | この施策テーマのように、区民や事業者による幅広い認知、参加が期待される分野では、実効的な協働の仕組みが必要となる。その点、「江東エコライフ協議会」は今後協働を広げていききっかけとできる活用余地の大きい会議体と考える。参加主体の多様化を図りながら、分科会化などを通じて、まさに区に関わる人々の「エコライフ」創造の場として育てていくことなども検討されたい。 |
| カ | A | 江東エコライフ協議会を通じて区に拠点がある企業・大学の環境関連の取組みについての紹介や、環境に関する議論が行われている点は評価できる。ただし、協議会は開催回数も限られていることもあり、議論の結果が具体的な行動に結びついているものは多くないと思われる。公害等環境汚染の防止についての取組みに関しては、区のみでの取組で目標達成ができるもののみではないため、国、都等関係団体へのより一層の働きかけを行うことが重要になると考える。 |
| ④ 施策の総合評価 | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | A | 小学生からはじめて区民に気づきを植え付けていく取組みが中心となるわけであり、多面的な展開が見られる。知恵と作戦が決め手となると考えられる。区民の常時刺激を旨として進められることを期待する。 |
| オ | A | 「江東区の姿」を実現するために展開される3つの取組があるが、それぞれがきめ細かく実施されていることを高く評価したい。一方、③については区だけの関与で状況が劇的に改善する性格のものではなく、これは安定的計画的に推進するしかない。施策推進の戦略としては、①の展開について②を絡める、つまりエコライフ協議会等の仕組みの活用・新設を通じて、少ない人手で効果的に環境意識の向上を図ることに注力してはどうか。 |
| カ | A | 環境意識の向上、環境保全の推進、公害等環境汚染の防止についての様々な取組みがなされている。ただし、限られた予算の中で環境保全及び環境意識を向上させていくためには、当該施策のみならず他の施策とのリンク、国/都への働きかけの強化、民間団体とのより緊密な連携を行う必要がある。 |
| その他 | | |

《参考》 外部評価モニターの評価

| S | A | B | C | 無回答 | 計 |
|----|----|----|----|-----|-----|
| 1人 | 8人 | 4人 | 1人 | 0人 | 14人 |

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・環境問題に関する区民・事業者への啓発については、より簡易に環境情報を入手できる仕組みづくりに努め、区民・事業者の自発的な行動や活動につながるよう取り組む。
- ・「江東エコライフ協議会」を活用し、環境施策の目標達成に向け区民・事業者・区が一体となって行う取り組みを着実に実施する。
- ・各種講座の受講者アンケートに加え、より広範に環境保全に関する区民ニーズを把握する方法を検討する。
- ・東日本大震災後の電力需給状況や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等、社会状況の変化に対応するべく改定を行った「江東区環境基本計画」に基づき、区として計画的に環境保全に取り組む。

| | | |
|---------------|---------|---------------------------|
| 施策 4 循環型社会の形成 | 主管部長(課) | 環境清掃部長(清掃リサイクル課) |
| | 関係部長(課) | 環境清掃部長(清掃事務所)、土木部長(施設保全課) |

| |
|--|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 区民・事業者・区の連携による5Rの取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。 |

| | |
|------------------------------------|---|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①循環型社会への啓発 | 区報やホームページ等、多様な情報媒体を活用するとともに、区民への直接的な啓発活動、環境学習情報館「えこっくる江東」・区立小学校で行う環境学習等を通して、循環型社会への啓発を行います。 |
| ②5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進 | 買い物袋の持参や包装の簡素化に関するPRを行います。また、粗大ごみの再利用、資源回収の拡大等、区民・事業者の5Rに対する取り組みを支援するとともに、更なるごみの減量に向けた取り組みを検討します。 |

| | |
|--|---|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・H22.4 江東区とNPO法人が連携し、発泡スチロールリサイクルのモデル事業を開始。 ・H23年度、H24年度 東日本大震災に伴う電力逼迫等の影響により一般廃棄物の埋立量が増加。(埋立てる焼却灰の容量をさらに半減させるスラグ化処理に多大の電力を消費するため、震災後はこれを中止) ・H24.3 「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を目指し、江東区一般廃棄物処理基本計画策定(第3次) ・H25.4 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行 ・H25.10 水銀に関する水俣条約採択・署名 ・H26.4 家電リサイクル法に定める家電4品目のうちの冷蔵庫・冷凍庫に保冷库・冷温庫(冷却や制御に電気を使用するものに限る)が追加。 ・H25、26年度 国において容器包装リサイクル法の見直し作業を実施。 ・環境負荷を軽減するごみ・資源の分別方法のわかりやすい説明が求められている。 ・ごみの発生抑制や再利用などの具体的な方法や詳しい情報が求められている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口の増加傾向に比べ、ごみ量は微減傾向で推移している。しかしながら、区民・事業者のごみ減量・資源分別への取り組み意識が低下すれば、人口増加や景気の回復に伴いごみ量は増加に転じ、環境負荷が増大すると考えられ、循環型社会の構築が困難となる。 ・区のごみが埋め立てられている中央防波堤外側埋立地及び新海面処分場は、東京港最後の処分場であり、できる限りの延命化への取り組みが必要である。 ・人口増に伴うごみ量の増加により、収集回数を増やす必要がある。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定に伴い、環境に配慮した会場設営ならびに開催期間中のごみ処理方法の検討が必要となる。 |

| |
|--|
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 |
| |

| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|----------------------------|----|-----------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 16 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量 | g | 722 (25年度) | | | | | | 661 | 清掃リサイクル課 |
| 17 区民1人当たり1日のごみの発生量 | g | 542 (25年度) | | | | | | 469 | 清掃リサイクル課 |
| 18 資源化率 | % | 25.7 (25年度) | | | | | | 29.6 | 清掃リサイクル課 |
| 19 大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率 | % | 70.97 (25年度) | | | | | | 71.14 | 清掃事務所 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

| 5 施策コストの状況 | | | | |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
| トータルコスト | 6,766,071千円 | 6,535,403千円 | 6,767,679千円 | 6,820,749千円 |
| 事業費 | 5,036,686千円 | 4,943,752千円 | 5,049,100千円 | 5,068,744千円 |
| 人件費 | 1,729,385千円 | 1,591,651千円 | 1,718,579千円 | 1,752,005千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標17】 区民1人当たり1日のごみの発生量については、正しい分別方法の周知等により微減傾向で推移してきており、目標値達成（平成31年度）に向けて進展しているといえるが、さらなる周知徹底が求められる。
 【指標18】 資源化率についても指標の推移をみ限り目標値達成（平成31年度）が見込まれる。特に平成27年度から不燃ごみのほぼ全量を資源化しているため資源化率への効果に期待が持てる。
 【指標19】 大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率については、大規模建築物への立入調査を適宜行い、事業系廃棄物の再利用の促進に関する指導及び助言を行うことにより、目標に向け年々着実に進展している。

(2) 施策における現状と課題

◆平成21年3月からの分別基準の変更に伴い、ごみ・資源の分け方の周知徹底に努めてきた。◆3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考えをさらに進めた「5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）」を基本とする、さらなるごみ減量に向けた啓発を始めた。◆区民1人当たり1日のごみ量は微減傾向で推移しているが、さらなる減量に向け、資源回収品目の拡大等、新たな施策を展開していく必要がある。◆行政単独の取り組みだけでなく、区民・事業者と協働し、自発的、積極的なごみ減量に向けた取り組みを行うことが重要である。◆区民・事業者の自主的な取り組みを進める具体的な方法についての情報を共有するために、適切な情報収集と情報発信が求められている。◆家庭系燃やすごみの組成調査における資源混入率は概ね20%程度に達しており、適切な分別についてさらなる周知徹底が必要である。◆家庭系燃やすごみに占める生ごみの割合が、40%程度に達し、大きな比重を占めている。◆現在、リサイクルパークでびん・缶・ペットボトルの中間処理を行っているが、夏季のペットボトルの回収量がリサイクルパークの処理能力を超えている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆循環型社会形成のためには、生産・消費に関わるすべての人たちがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した生活を意識する必要がある。このため、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、啓発活動やシステム作りに取り組むことが重要と考える。◆5Rの推進のためには、区民が知りたい情報を適切に発信する工夫が必要であり、区報等の広報媒体の活用その他、直接区民に啓発活動を行う取り組みを進める。◆ごみ減量意識の向上のため、学校教育における環境学習の充実を図る。◆生ごみのリサイクルについて、地域での取り組みなど、一層の拡大のための施策を検討する。◆目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図るため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（PDCAサイクル）による事業の進捗管理を行う。◆不燃ごみの資源化については3年間の試行実施を開始した。3年後に費用対効果もふまえ再検証する。◆粗大ごみの資源化に向けた検討を行う。◆水俣条約の発効（平成28年度見込）を見据え、水銀含有廃棄物の適切な回収について検討する。◆リサイクルパークを平成27年度をもって廃止し、平成28年度以降はびん・缶・ペットボトルの中間処理を民間事業者へ委託する。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する啓発活動に積極的に取り組む。特に、5Rのうちリフューズ、リペアについては、それぞれ具体的の方策や啓発を推進し、成果を明らかにする。

・循環型社会形成のために、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、自発的かつ持続可能な行動・活動に取り組めるような仕組みづくりに努める。

・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する事業の実施にあたっては、これらに要するコストの分析と費用対効果の観点からの検証を行い、効率化、コスト縮減に取り組む。

| | | | |
|------|-----------|---------|----------------|
| 施策 5 | 低炭素社会への転換 | 主管部長(課) | 環境清掃部長(温暖化対策課) |
| | | 関係部長(課) | 土木部長(施設保全課) |

1 施策が目指す江東区の姿

省エネルギーのための取り組みや、再生可能エネルギー等の利用が進み、二酸化炭素(CO₂)の排出が少ない低炭素社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

| | |
|------------------|--|
| ①再生可能エネルギー等の利用促進 | 再生可能エネルギー設備、高効率・省エネ機器について、助成事業等により区内全域に普及促進します。また、公共施設においては、改築・整備にあわせて導入を進めます。 |
| ②エネルギー使用の合理化の推進 | スマートメーター※1の普及にあわせた家庭における省エネや、地域冷暖房等エネルギーの面的利用の導入を推進します。また、次世代自動車の普及や公共交通の利用を促進します。 |
| ③パートナーシップの形成 | 区民・事業者・区がパートナーシップを構築し、環境負荷の少ない社会の実現に向けた取り組みを展開します。 |

※1 スマートメーター…電力使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に伴う原子力発電所停止の影響で、継続的な節電対策が全国的に求められている。 ・平成24年7月、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」が開始。家庭や事業者への太陽光発電設備や家庭用燃料電池装置(エネファーム)等の導入が急速に進んだ。 ・燃料費の上昇や再生可能エネルギー固定価格買取制度導入による賦課金の上乗せにより、継続的に電気料金が値上げとなるとともに電力メニューの選択制が導入された。本区においては、一部の小学校が新電力を導入している。 ・平成25年4月、「電力システムに関する改革方針」が閣議決定され、電力の自由化に向け改革が進められている。 ・平成25年6月、日本再興戦略において、平成32年までに次世代自動車(EV、PHV、FCV等)の新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、効率的なインフラ整備等を進めるとしている。 ・平成26年3月、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」を策定し、数値目標を定めた。 ・平成26年4月、政府により「エネルギー基本計画」策定。原子力発電を重要なベースロード電源と位置付け、再生エネ導入の最大限加速等、新たなエネルギー政策の方向性を示した。 ・平成27年3月「江東区環境基本計画」改定。 ・平成27年3月、23区初となる「マイクロ水力発電施設」を設置。「水彩都市・江東」を象徴する新たな観光資源及び再生エネ学習施設として今後広くPRする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の影響により、再生可能エネルギーやゼロエネルギー建築物等の普及促進が進められ、スマートコミュニティの形成が推進されていく。 ・水素社会の実現に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年を目途に、開発・普及等進む予定である。本区では平成27年4月に燃料電池車を2台導入、また今後区内に水素ステーションが整備される予定である。 ・平成32年度までに区域の全家庭にスマートメーターの設置が完了する見込み。普及に合わせ、有効な活用方法等の周知及び省エネ活動の支援が求められる。 ・電気事業制度の改革により、電力の自由化が3段階の行程を経て進められる。平成28年からは、第2段階として、現在は電力会社にしか認められていない家庭等への電気の供給も自由化し、契約事業者を選ぶことができるようになる。 ・平成25年3月に策定された「当面の地球温暖化対策に関する方針」において、新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進することとされており、地域の実情を鑑みた一層の省エネ施策を進めていくことが求められている。 ・温暖化対策における自治体や家庭での取り組みの重要性が増すとともに、区民・事業者・区が連携・協働して中長期的な節電対策に取り組む必要がある。 |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|------------------|-----------------------------------|------------------|--------------|------|------|------|------|-------------|------------|
| 20 江東区域のエネルギー消費量 | TJ | 31,958 (23年度) | | | | | | 31,958 | 温暖化 対策課 |
| 21 | 再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数(風力発電施設) | 施設 | 2 (25年度) | | | | | 2 | 温暖化 対策課 |
| | 再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数(太陽光発電施設) | 施設 | 10 (25年度) | | | | | 16 | 温暖化 対策課 |
| | 再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数(雨水利用施設) | 施設 | 50 (25年度) | | | | | 56 | 温暖化 対策課 |

| | | | | | | | | | | |
|----|--|----|------------------------|--|--|--|--|--|--------------------------|--------|
| 22 | 地球温暖化防止設備導入助成事業を知っている区民の割合 | % | 32.4 (25年度) | | | | | | 50 | 温暖化対策課 |
| 23 | カーボンマイナスこどもアクションCO ₂ 削減量の累計 | トン | 819 (H20-25 累計値) | | | | | | 1,700 (H20-31 累計値) | 温暖化対策課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| トータルコスト | 373,153千円 | 345,303千円 | 316,861千円 | 334,019千円 |
| 事業費 | 321,475千円 | 297,742千円 | 271,527千円 | 272,951千円 |
| 人件費 | 51,678千円 | 47,561千円 | 45,334千円 | 61,068千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標21】再生可能エネルギーの設備導入について、計画に沿って順調に導入が進んでいる。今後も、施設の新築や改築、改修の時期を見計らい、目標値の達成に向けて導入を進める。

(2) 施策における現状と課題

◆東日本大震災の影響により、原子力発電から火力発電などへの依存度が高まり、電気使用におけるCO₂排出が多くなることから、中長期的な節電対策を検討する必要がある。◆猛暑日の増加や自然災害の多発等の傾向から、区民、事業者とのパートナーシップの形成による、低炭素社会への転換に向けた取り組みの必要性が増している。◆今後も人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が見込まれること、発電源の供給依存度の変化によりCO₂排出係数の変化が大きいことなどから、CO₂排出量やエネルギー消費量の総量削減は困難な状況にある。スマートエネルギーの導入促進等が必要であり、そのために区民・事業者におけるライフスタイルの転換をどのように促すかが課題である。◆省エネ・再エネ設備導入への助成制度について、より区の地域特性や区民ニーズを反映させた制度を検討する必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆環境基本計画の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を引き続き運営する。◆国や都におけるエネルギー政策の動向を見据えながら、再生可能エネルギーの導入・利用拡大をこれまで以上に推進する。◆東日本大震災以降、太陽光発電や燃料電池等の再エネ設備や省エネ設備の導入気運が高まり、補助制度に対する区民・事業者の期待は高まっている。集合住宅居住者の割合が高いため、集合住宅居住者のニーズを重視するとともに、業務部門対策の更なる強化のため、事業者にとっても利用しやすい制度を検討していく。◆再生可能エネルギーへの注目が集まる中、区が率先して導入に取り組むとともに、時勢や区民ニーズに合った新たな施策展開を図る必要がある。◆運輸部門対策強化のため、低公害車の導入推進や新たな交通手段の推進に向けた施策展開を図る必要がある。◆区民、事業者の主体性を重んじた環境学習により、効率的、効果的にパートナーシップの形成を推進していく必要がある。◆今後国の計画が改定された際でも、区の計画を大きく見直さずに取り組みを継続することができるよう、現実的な計画と施策を進める。また、環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

・再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備導入のさらなる普及に向けて、区民・事業者のニーズを的確に把握するとともに、導入による経済的メリットなど、効果について区民・事業者に分かりやすく情報提供を行う。

・広域的な視点を持ち、国と都との役割分担の中で、本区が担うべき取り組みの範囲を慎重に検討する。

・今後も集合住宅やオフィスビル等の増加が見込まれる本区において、可能な限り二酸化炭素の排出量を抑制するため、区民・事業者との連携を図りながら、費用対効果の観点も踏まえた効果的な取り組みを進める。

| | | | |
|------|-----------|---------|----------------|
| 施策 6 | 保育サービスの充実 | 主管部長(課) | こども未来部長(保育計画課) |
| | | 関係部長(課) | こども未来部長(保育課) |

1 施策が目指す江東区の姿

保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心してこどもを産み、育てることができます。

2 施策を実現するための取り組み

| | |
|---------------|---|
| ①保育施設の整備 | 地域需要に応じて認可保育所の整備を進めます。また、子ども・子育て支援法の趣旨に基づき、認可外施設から認可施設への移行を進めます。同時に、保育の実施者として、保育施設の指導監督を実施し、保育の質の維持・向上を図ります。 既存の保育施設については、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図ります。 |
| ②多様な保育サービスの提供 | 延長保育、病児・病後児保育など、保護者の多様な就労形態や家庭環境に応じた柔軟な保育サービスを提供します。 |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) | | | | | | |
|--|--|---------|--------|--------|--------|---------|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大規模なマンション開発が行われている豊洲地区を中心に、区内における0～5歳の乳幼児人口が毎年増加していることや共働き世帯の増加などにより、保育施設への入所希望児童数が毎年増加している(平成22年度:8,606人 平成27年度:11,580人 増加率34.6%)ことから、この需要に対応する保育施設の整備が求められている。 ・従前より通常保育のほか、延長保育や産休明け保育、一時保育、病児・病後児保育、リフレッシュひととき保育など多様な保育サービスの充実を図ってきたが、引き続き区民の生活環境やニーズに合わせた保育サービスの提供・拡充等が求められている。 ・保育施設の充実を図るため、国が安心こども基金を設置し東京都に交付。これに基づき、都は待機児童解消区市町村支援事業等、施設整備促進のための補助制度を創設した(平成21-25年度)。 ・都営住宅併設型の保育園を中心に老朽化が進み、耐震補強工事を含む改修時期を迎える保育園が増加している。 ・地域主権改革一括法にて改正された児童福祉法により、都は平成24年度から、保育所の居室面積基準等について独自基準を設け、緩和した。 ・子育て支援策の強化を図るため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布された。 ・平成25年4月、都は小規模保育整備促進支援事業(東京スマート保育、平成25・26年度の2か年実施)補助制度を創設した。 ・平成27年4月、子ども・子育て支援新制度が本格施行された。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、豊洲地区を中心とした乳幼児人口の増加や共働き世帯の増加、マンション新築に伴う子育て世代の流入等に伴う保育需要の増加が見込まれる。 ・就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、加えて在宅での子育てを支援するための一時保育など、多様な保育サービスの拡充が求められる。 ・保育園の老朽化が進行すれば通園する児童の安全性が損なわれる。また、改修工事が近隣地域で集中すると、代替施設の確保が難しくなる。 | | | | | | |
| | 江東区人口推計 | 27年(実績) | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 | 増減見込(31年/27年) |
| | 区全体 | 493,952 | — | — | — | 520,698 | 105.4% |
| | うち0-5歳 | 28,005 | 28,749 | 29,240 | 29,918 | 30,851 | 110.2% |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標 | | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|--------------|------------------|----|--------------------------------|-----------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 24 | 保育所待機児童数 | 人 | 形式的※1: 315 実質的※2: 170 | ※3 167 | | | | | 0 | 保育課 |
| 25 | 定員数 | 人 | 11,078 | 12,094 | | | | | 16,594 | 保育 計画課 |
| 26 | 延長保育を実施している保育園の数 | 園 | 72 | 87 | | | | | 122 | 保育課 |

※1 形式的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所等に入所した人数を除いた数

※2 実質的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所、幼稚園等に入所した人数、育児休業中の人数を除いた数

※3 平成27年4月から国の待機児童対象基準が変更（育児休業取得者を除くことができる）

※ 指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

| 5 施策コストの状況 | | | | |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
| トータルコスト | 22,608,393千円 | 22,380,613千円 | 25,711,506千円 | 29,079,127千円 |
| 事業費 | 16,054,731千円 | 16,349,408千円 | 19,107,497千円 | 22,109,814千円 |
| 人件費 | 6,553,662千円 | 6,031,205千円 | 6,604,009千円 | 6,969,313千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標24】平成27年度に向けて、江東湾岸サテライトスマートナーサリースクールをはじめとした認可保育所6か所及び認定こども園1園の新規整備等により、1,000人を超える定員増を図ったことに加え、国の待機児童の定義変更により、平成26年4月に315名だった待機児童数が平成27年4月は167名となり、148名の減となったが、昨年度の本区の実質的待機児童数は170名であり、実質3名の微減となっている。

(2) 施策における現状と課題

◆区では認可・認証保育所等の新設や既存施設の定員増などにより、平成22年度から平成27年度の5年間に3,575人（8,519人→12,094人）、特に平成26年度は1,016人の保育施設定員拡大を図り、待機児童対策として一定の効果をもたらしたが、待機児童解消には至っていない。◆待機児童は、平成27年4月現在167名を数えており、この解消を図る必要がある。待機児童の分布を見ると、0歳～2歳が全体の85%を占めており、この需要に対応する必要がある。その一方で、認証保育所の同年齢の空きが249名あり、待機児童の解消に向け、ここに待機児童を誘導する必要がある。◆認可保育所を整備すると、近隣の保育需要が急増することから、施設整備により、新たな需要を創出している面も見受けられる。◆新たに認可保育施設が整備可能となる適地の確保が大変困難であることから、長期的な視点で検討していく必要がある。◆保育士不足により人材確保が困難なため、新規開設を手控える事業者も増えている。保育士確保を促進するために、事業者に対し保育士の宿舍借上げ補助等を実施している自治体もあり、本区としても検討していく必要がある。◆子ども・子育て支援新制度では、江東区こども・子育て支援事業計画に則り多様な保育サービスを展開し、区民の保育ニーズにあったサービスを充実させ、提供していく必要がある。

待機児童の分布

(27年4月1日現在)

| | | 0才 | 1才 | 2才 | 3才 | 4才 | 5才 | 計 |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|------|------|-----|
| 待機児童 | 人数 | 21 | 85 | 36 | 25 | 0 | 0 | 167 |
| | 割合 | 12.6% | 50.9% | 21.6% | 15.0% | 0.0% | 0.0% | — |
| 認証保育所の空き人数 | | 98 | 58 | 93 | ※ | | | 249 |

※ 年齢ごとの定員設定がなされていないため算出できず

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆乳幼児人口の増加や、女性の一層の社会進出に伴い、今後も保育施設に対する需要は増加していくものと思われる。引き続き、待機児童の地域状況を勘案し、様々な手法で認可保育所を効果的に整備し、長期計画の後期期間中に待機児童の解消を目指す。◆区立保育所園舎の老朽化が進んでいるため、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図る。◆区民の生活環境やライフスタイルの変化に合わせ、延長保育等のきめ細かい保育サービスの提供を続けていく。◆江東区こども・子育て支援事業計画を基に、保育施設を適正に整備していくと同時に、指導監督を実施し、保育の質の維持・向上を図る。◆区立保育所で実施している在宅子育て世帯支援である「マイ保育園ひろば」を、平成27年度より私立保育所にも拡充。また、区立保育所で教育等特色あるプログラムを実施。◆認可外保育施設の認可移行については、施設からの移行希望を前提とし、認可基準及び区の認可移行基準を満たす場合に移行を進める。

7 外部評価委員会による評価

①施策の目標に対し、成果はあがっているか

| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
|----|----|--|
| ア | A | 待機児童について、27年度は167名と前年度(実質)比微減にとどまったが、31年度の待機児童ゼロ目標に向けて、着実に整備を進めている。 |
| イ | A | 若年層の人口増加に対応するための保育園の増加などに取組み、待機児童数は減少していることは評価できる。量的な指標の達成だけでなく、延長保育や病児・病後児保育の拡大など、質的な面での拡充整備も図っていく必要がある。 |
| ウ | A | 指標24の保育所待機児童数をゼロにすることが保育サービス充実の中心であると感じる。この目標値に向かって、確実に成果を上げていることは評価できる。併せて、定員数の確保や延長保育を実施している保育園数についても民間活力を導入することで実現可能性が高いと感じる。 |

②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
|----|----|---|
| ア | A | 保育需要の急増と、延長保育、産休明け保育、一時保育、病児・病後児保育、リフレッシュひととき保育など、区民の生活環境やニーズの多様化に対応するために、多面的な取り組みを展開していることを評価したい。 |
| イ | A | ニーズ調査を基に、多様な保育ニーズにも積極的に対応しようとしている点は評価できる。今後は民営化によるコスト面のメリットや質的な改善の意義などについても、継続的に成果を検証し、区民への説明責任を果たしながら推進することを期待したい。 |
| ウ | A | 区民のニーズを分析し、サービスの充実に努めていることを評価する。延長保育・病後児保育・一時保育などのサービス充実に努めていることは評価できる。懸念としては平成27年度予算においても施策コストが約260億円となっており、区全体の様々な保育サービス以外の提供を考慮する中、サービス自体の選択と集中が求められることになると思うので、その際は区民ニーズや社会状況に対応した取り組みを検討する必要がある。 |

③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
|----|----|---|
| ア | A | 国・都との役割分担や区民との協働については、自己評価書からだけでは評価できないが、今後の保育所の定員増を主として民設民営でまかなう方針であり、民間の能力を最大限に活用しようとしているという点で評価したい。 |
| イ | A | 将来的なコストを考えると民営化という方向性での方針は評価できる。ただその意義を区民にきちんと説明していく努力が必要である。 |
| ウ | A | 保育サービスの充実を区のみが担うことは無理である。こども園構想などは保育士や幼稚園教諭などの採用の問題などで区としては特に押し進めていないことはやむを得ないと感じる。しかしながら、民間活力による認可保育所や認定こども園の整備による定員増を図ったことは大いに評価できる。今後は民間活力による保育サービス向上に向けた事業者の支援や保育施設の適正な指導監査により、区民が公立と私立の区別なくサービスを楽しむように質の向上に期待する。 |

④施策の総合評価

| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
|----|----|--|
| ア | A | 全国的にも例を見ない保育需要の急増に、量と質の両面で、区民ニーズに沿った対応を行おうとしている点で、高く評価したい。その一方で、予算は増加基調にあり、27年度予算で257億円に達している。施設の種別ごとに、一人当たり児童に要する区の財政負担を明らかにし、関係者間で共有するなど、費用増を少しでも抑制する意識や仕組みを徹底する方策も検討されたい。 |
| イ | A | 量的な整備と質的な整備の両面で保育サービスの充実を図るために様々な施策を推進していることは評価できる。その内容や意義、成果を区民にわかるように伝えていくことやコスト面での試算、成果の継続的な検証を着実にしながら、今後も推進することを期待したい。民営化に伴う民間事業者へのチェック機能の充実と共に、公立保育園の運営状況、保育の質の検証も同じような基準で行い、区内の公私立園が同じ水準にあるような指導監督をすべきである。 |
| ウ | A | 江東区こども・子育て支援事業計画(平成27年～31年)に沿った内容での施策の実現は可能であり、総合的に評価できる。しかしながら、支援計画より長い30年50年先の人口増減や保育ニーズを見据える中での施設配置などを検討する課題がある。 |

その他

《参考》 外部評価モニターの評価

| S | A | B | C | 無回答 | 計 |
|----|-----|----|----|-----|-----|
| 0人 | 12人 | 0人 | 0人 | 1人 | 13人 |

8 二次評価<<区<>の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・保育施設について、今後の需要動向に対応した適正な整備を図るとともに、利用者一人当たりの区の財政負担を明らかにするなど、関係者間でのコスト意識の共有化を図る。

・保育サービスの提供にあたっては、区民ニーズを十分に分析し、生活環境やライフスタイルの変化に合わせたきめ細かいサービスの充実と提供に努める。

・民間活力の積極的な活用を図り、マネジメント機能をさらに高める意識を持って、サービスの質の向上にむけた事業者への支援・指導等に取り組む。

・区民が公立・私立の区別なくサービスを楽しむよう、引き続き保育施設への適正な支援・指導を図り、サービスの質の向上に努める。

| | | | |
|------|-----------|---------|---|
| 施策 7 | 子育て家庭への支援 | 主管部長(課) | こども未来部長(子育て支援課) |
| | | 関係部長(課) | 総務部長(総務課)、こども未来部長(保育計画課、保育課)、生活支援部長(保護第一課、保護第二課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課) |

| |
|---|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。 |

| | |
|---------------------|---|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①子育て支援機能の充実 | 子ども家庭支援センターにおいて、子育て相談・ひろばの実施、各種講座の開催等の子育て支援策の充実に努めます。また、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組みます。 |
| ②多様なメディアによる子育て情報の発信 | 「子育てハンドブック」などの子育て情報冊子の作成に加え、区内の各種施設における乳幼児向け設備の情報など、区民が必要とする育児情報を、子育て情報ポータルサイト等さまざまなメディアを活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせて発信していきます。 |
| ③子育て家庭への経済的支援 | 児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、認可外保育施設等にこどもを預ける家庭の育児費用負担の軽減を図ります。さらに、小・中学校児童・生徒の就学を支援します。 |

| | |
|--|---|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <p>平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、地域のニーズに基づき計画を策定し、事業を主体的に実施することが自治体の責務となった。これにより、本区は、平成27年3月に「江東区子ども・子育て支援事業計画」を策定した。また、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行により子育てに不安や孤立感を抱く家庭も多く、子ども家庭支援センターを地域子育て支援の拠点施設として、さまざまな事業を展開している。</p> <p>子育て家庭への経済的支援では、平成22年4月より一旦、児童手当に替わって子ども手当の支給が開始されたが、平成24年4月より子ども手当と支給対象を変えずに児童手当の支給に戻った。平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が改正され、就学支援金の支出について、所得制限を行う等の必要な見直しが行われた。</p> | <p>平成27年3月に策定された「江東区長期計画(後期)」では、平成31年の総人口は約52万人と推計している。このうち年少人口(0歳～14歳)は、平成31年には67,109人と増加傾向にあり、年少人口構成比は平成31年には12.9%と見込んでいる。</p> <p>消費税率の引き上げ等子育て世帯を取り巻く経済状況に鑑み、低所得世帯を中心に認可外保育料負担軽減の必要性は続く。また、高等学校等への進学にあたり、授業料について負担が軽減されているものの、奨学資金を必要とする家庭も一定数見込まれる。</p> |

| |
|--|
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 |
| 「児童手当支給事業」、「児童扶養手当支給事業」は法律(「児童手当法」、「児童扶養手当法」)に基づき実施するため、区の権限が限定的である。 |

| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|-----------------------------|----|---------------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 27 子育てがしやすいと思う保護者の割合 | % | 56.3 | | | | | | 60 | 子育て支援課 |
| 28 子育てひろば利用者数 | 人 | 279,503 (25年度) | | | | | | 283,360 | 子育て支援課 |
| 29 区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合 | % | 56.3 | | | | | | 60 | 子育て支援課 |
| 30 子育て情報ポータルサイトの利用者数 | 件 | 51,406 (25年度) | | | | | | 58,100 | 子育て支援課 |
| 31 子ども医療費助成件数 | 件 | 1,088,781 (25年度) | | | | | | — | 子育て支援課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| トータルコスト | 16,173,231千円 | 15,677,834千円 | 16,107,010千円 | 15,914,539千円 |
| 事業費 | 15,502,790千円 | 15,061,209千円 | 15,468,262千円 | 15,530,348千円 |
| 人件費 | 670,441千円 | 616,625千円 | 638,748千円 | 384,191千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標27】子育てがしやすいと思う保護者の割合は、平成21年度の46.6%から逡増し、26年度現状値では56.3%、9.7ポイント増となっている。江東区子ども・子育て支援事業計画作成時に実施したニーズ調査において子育て中の保護者への無作為抽出アンケート（未就学児の保護者1,831件、小学生の保護者825件）を実施している。保護者のうち「子育てがしやすいと思う」又は「どちらかという子育てがしやすいと思う」と答えた方の割合は、未就学児の保護者の76.0%（思う24.2%、どちらかと51.8%）小学生の保護者の78.2%（思う25.5%、どちらかと52.7%）であった。指標27は対象者を子育て中の者に限定しない区民アンケートの結果を用いているが、子育て中の区民からは一定の評価を得られている。

【指標28】子育てひろば利用者数は、平成21年度の235,444人から逡増し、26年度現状値では279,503人となっている。人口増加に伴い今後も増える見込みである。子ども家庭支援センター5か所では、出張ひろばやプレーパーク等の実施により、センター利用可能圏外の親子をカバーしているが、人口急増の豊洲・有明地区については、需要に対する供給が追いつかない状況である。

【指標29】子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合については、平成21年度の46.4%から逡増し、26年度現状値では56.3%、9.9ポイント増となっている。平成24年度に「子育て情報ポータルサイト」を開設し、平成26年度より「こんにちは赤ちゃんメール配信事業」を実施している。情報発信の手段をIT等にすることで、より多くの情報量を区民に提供することができている。しかし、区民一人ひとりが必要とする情報をいかに早く、的確に提供できるかが目標値の達成に向けての今後の課題と認識している。

(2) 施策における現状と課題

◆家族形成期を迎えてマンションを購入した転入世帯が増加するなか、核家族化や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化が進むことにより、子育てに不安感を持つ家庭や地域社会において孤立感を抱く家庭が増えている。また、景気動向を反映して、経済的不安を抱える子育て家庭も少なくない。子育て家庭の不安感・負担感増大の背景には、保護者の就業形態の問題も要因として存在している。◆政府の雇用・経済施策が浸透しつつあるが、経済的自立を図るための母子家庭自立支援事業における給付金利用の需要は依然として根強い。被保護世帯数のうち、母子家庭の割合は5%台で推移しており、DV・精神的問題・経済的不安等、問題が複合化していることが、依然として自立阻害要因となっている。区では、このような世帯を支援するため、母子緊急一時保護事業による迅速な支援や、母子生活支援施設の利用、関連施設との円滑な連携、就労自立の促進が一層求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆核家族化が進み、地域とのつながりが希薄化するなかで、妊娠・出産期から切れ目のない支援を目指すため、「子ども・子育て支援事業計画」における各事業を着実に実行していく。◆江東区長期計画(後期)の重点プロジェクトとして、南部地域における子育て支援施設を含む公共施設の整備について検討していく。◆地域子育て支援の拠点施設として、地域全体で子育てを見守り支援していけるよう関係機関と連携をとりながら、子ども家庭支援センターの各種事業の充実を図り、在宅子育て家庭への支援を強化する。◆子育て家庭への支援を充実するために、さまざまな観点から区民や企業への啓発活動を行う。◆子育て情報ポータルサイトの利便性向上や内容の見直しを図るなど創意工夫を凝らし利用拡大を図る。◆児童手当など各種手当の支給、子ども医療費の助成のほか、育児費用負担軽減などの経済的支援を行っていく。◆被保護世帯の経済的自立を支援するため就労意欲を高め、就労能力を強化・活用できるように、就労支援員を引き続き配置し、就労支援プログラムによる計画的支援を強化する。◆平成26年1月、江東区役所内に開設された「江東就職サポートコーナー」（ハローワーク常設窓口）を活用するため、子育て支援課窓口にチラシを配布し、児童扶養手当受給者等生活困窮者の就労自立を支援していく。◆平成27年4月に施行された、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護世帯及び生活困窮した子育て世帯に対して、家庭訪問や面接を行う「まなび支援員」の配置及び、学習支援や相談をおこなう「まなび塾」を開設し、貧困の連鎖防止の取り組みを実施する。また、生活困窮者支援ネットワーク会議を開催し、庁内及び関係機関との連携を図り、支援事業を効果的に実施する。◆母子世帯に対する指導援助にあたっては、児童相談所、職業安定所、民生・児童委員、母子自立支援員、婦人相談員等との連携に努める。また、母子生活支援施設の活用、母子世帯就労促進給付、母子自立支援プログラムを用いて、母子世帯の経済的自立を支援する。なお、DV相談等の増加に対し、配偶者暴力支援センターと連携し、支援をより強化する。◆「母子及び寡婦福祉法」が、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、平成26年10月に施行された。父子家庭を対象とした父子福祉資金が創設されるなどの状況変化を踏まえ、区としても父子家庭への支援の拡充に取り組む。◆高等学校の授業料については、国により就学支援金の支給が図られているものの、経済格差の拡大等により、支援を必要とする家庭は今後も増加することが見込まれる。そのため、引き続き奨学資金の貸付を行い、就学の機会を逸することのないよう支援する。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・子育て支援機能の充実について、引き続きNPOや子育てグループ等との協働の強化を図る。
- ・子育て支援施策の実施にあたっては、地域特性や区民ニーズを分析した上で、現行事業の目的・効果を精査する。
- ・区が実施している子育て支援の取り組み等の情報を、子育て情報ポータルサイト等の多様な媒体の活用により、効果的・効率的に発信していく。
- ・子育て家庭における生活困窮者の支援については、庁内はもとより関係機関との連携により、効果的な事業展開を図る。

| | | | |
|------|---------------------------|---------|--|
| 施策 8 | 確かな学力・豊かな人間性 ・健やかな体の育成 | 主管部長(課) | 教育委員会事務局次長(指導室) |
| | | 関係部長(課) | 教育委員会事務局次長(庶務課、学校施設課、学務課、学校支援課、教育センター) |

1 施策が目指す江東区の姿

学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

2 施策を実現するための取り組み

| | |
|--------------|--|
| ①学習内容の充実 | 学びスタンダード強化講師の配置や補習教室の実施など、基礎学力の向上を図るとともに、外国人講師の活用やコンピューター教育の推進など特色ある授業内容の充実をめめます。 |
| ②思いやりの心の育成 | 児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりの指導を行うとともに、キャリア体験、ボランティア活動などさまざまな体験学習や各種行事を通じて、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育むなど、心の教育を充実させます。 |
| ③健康・体力の増進 | 「体力スタンダード」の取り組みにより、体育授業の充実や部活動の活性化を図り、継続的な運動習慣を身に付けることができますようにします。また、食育等の健康教育の推進により、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。 |
| ④教員の資質・能力の向上 | 効果的な指導方法の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、各教科の指導法や教育相談、人権教育、問題行動の未然防止等の研修を指導室・教育センターが中心となって実施します。 |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度からは小学校、平成24年度からは中学校で新しい学習指導要領が全面実施となった。こどもたちの生きる力を育てるとともに、思考力や判断力・表現力などを育てることが求められている。 平成24年度に「こうとう学びスタンダード」(学び方・体力・算数)を、平成25年度に「こうとう学びスタンダード」(国語・数学・英語)を策定し、平成26年度より全校で6つのスタンダードに取り組んでいる。 平成23年4月の法改正により、公立小学校第1学年の国の標準学級児童数が35人となった。 研修については、経験や職層に応じた内容や専門性を高める内容とし、研修体系の見直しを図った。 臨海部の開発に伴い、平成23年度には有明小・中学校、平成27年度には豊洲西小学校を開校した。 | <ul style="list-style-type: none"> 新しい学習指導要領の検討、改訂が行われる。 「こうとう学びスタンダード」の各学校における定着が図られる。 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、各学校・幼稚園でオリンピック・パラリンピック教育が推進される。 一人一人の可能性をより一層伸ばし、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を育てることが求められる。 学校現場のICT機器整備のさらなる充実が求められる。 団塊世代の大量退職等によって、若手教員の割合が増えることが見込まれる。多様化する教育課題に適切に対応し、効果的な指導を行えるよう、教員の資質・能力の向上が求められる。 臨海部の開発等により児童・生徒数が増加する。 平成30年度には(仮称)第二有明小・中学校が開校予定である。 |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|--------------|--|-------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 32 | 全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値(小学校) | 106.9 | | | | | | 109 | 指導室 |
| | 全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値(中学校) | 102.4 | | | | | | 104 | 指導室 |
| 33 | 地域活動、ボランティア活動、キャリア体験学習に年2回以上参加した児童・生徒の割合 | % | — | | | | | 100 | 指導室 |

| | | | | | | | | | |
|----|--|---|------|--|--|--|--|----|-----|
| 34 | 新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（小学校・ソフトボール投げ） | | 87.4 | | | | | 90 | 指導室 |
| | 新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（小学校・20mシャトルラン） | | 93 | | | | | 95 | 指導室 |
| | 新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（中学校・ハンドボール投げ） | | 97.4 | | | | | 99 | 指導室 |
| | 新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（中学校・持久走） | | 96 | | | | | 98 | 指導室 |
| 35 | 国語の授業が分かる児童の割合 | % | 80.5 | | | | | 85 | 指導室 |
| | 算数の授業が分かる児童の割合 | % | 79.9 | | | | | 85 | 指導室 |
| | 国語の授業が分かる生徒の割合 | % | 75.1 | | | | | 80 | 指導室 |
| | 数学の授業が分かる生徒の割合 | % | 57.9 | | | | | 80 | 指導室 |

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| トータルコスト | 8,693,052千円 | 8,192,850千円 | 9,345,926千円 | 9,388,337千円 |
| 事業費 | 5,723,489千円 | 5,458,034千円 | 6,505,991千円 | 6,637,693千円 |
| 人件費 | 2,969,563千円 | 2,734,816千円 | 2,839,935千円 | 2,750,644千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標32】全国学力調査で全国平均を100とした区の現状値は小学校で106.9、中学校で102.4と前期目標値（小学校：106・中学校：100）を上回った。その要因としては、平成18年度以降の学力強化講師等、様々な人的配置に係る施策実施の結果、学習環境が整いつつあることが考えられる。さらに、平成23年度からは、小1支援員に加えて小学校1年生の31人以上の学級への少人数学習講師の配置を開始し、平成24年度は小学校2年生に拡大、平成26年度からは少人数学習講師と学力強化講師の配置を見直し、「学びスタンダード強化講師」を全小中学校に配置し、基礎学力の定着を図っている。

(2) 施策における現状と課題

◆学力については、指標において1年早く前期目標値を達成する等、概ね改善されている傾向にあるが、活用に関する問題など課題解決に向けたさらなる取り組みが必要である。◆「こうとう学びスタンダード」の取り組み状況を把握し、その定着度を毎年度検証し、授業改善等への活用を図る必要がある。◆中学生海外短期留学事業は、国際理解教育に関する本区の積極的な取り組みとして区民にも認識されている。オリンピック・パラリンピック教育の推進など、本事業の内容と在り方を検討することが必要である。◆体力調査の結果をみると小中学生とも全国平均に届かない状況が続いている。家庭環境やこどもの遊びの変化により、外遊びが減ったり一人遊びが増えたりなどの状況があるが、健全育成の点からも早急な改善策を展開する必要がある。◆情報通信技術の更なる利活用を図るため、平成26年9月から、小・中学校各1校でタブレットPCや無線LAN導入によるモデル事業を実施し、様々な機器活用における成果と教育効果を検証する。また、小・中学校に3台ずつ配備されている電子黒板を平成26年度当初に最新機種に更新した。◆平成26年度、保護者や一般区民を対象に本区初となる「教育に関する意識調査」を実施した。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆学びスタンダード強化講師の効果的な活用及び事業のさらなる充実について検討する。◆こどもたちの生きる力をバランスよく育てるために、様々な事業を効果的・効率的に実施する。◆教育を、幼稚園から中学校までの11年間で捉え、積み重ねを大切に教育活動を展開する。◆平成22年度から始めた小中学校のすべてのこどもを対象とした体力調査の実施や平成25年度からの体力スタンダードへの取り組みなど、体力向上に関する施策を、さらに充実させていく。◆平成26年度以降「こうとう学びスタンダード」の確実な取り組みを進めるとともに、その成果を検証する。◆全校でオリンピック・パラリンピック教育を推進し、オリンピック・パラリンピアンを招くなど、意義や歴史、国際理解教育の充実を図る。◆モデル事業の実績を踏まえ、情報通信技術の進展に対応した教育環境（情報端末・デジタル機器・ネットワーク環境）の整備や、教員への支援のあり方について検討する。◆こども一人一人のニーズに対応するために、適切な研修を通して教員の資質・能力を向上させることを課題として取り組む。◆調査結果を基に「（仮称）教育推進プラン・江東（後期）」を関係機関・学校現場とともに策定し、施策の推進に計画的に取り組む。

| 7 外部評価委員会による評価 | | |
|------------------------------|----|---|
| ①施策の目標に対し、成果はあがっているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | S | 指標32において、小学校で26年度目標の106を上回る106.9、中学校が26年度目標の100を上回る102.4となっており、22年度を起点に経年変化を見ても、小学校、中学校ともに毎年着実に指数が向上している。個別施策がどのような形で寄与したか不明な点もあるが、学校教育の充実に向けた区と学校の一体となった取り組みが成果を挙げつつあると評価できる。 |
| イ | A | 学校と教育委員会が連携しながら、施策の推進に努めていることは評価できる。ただ、「学びスタンダード強化講師」の活用実態や「こうとう学びスタンダード」の実施状況には学校間での差があるので、区内のどの学校でも同じ質の教育が受けられるような教育委員会の指導助言の機能の充実を期待したい。 |
| ウ | B | 従前からの指標である32の学力調査の数値は既に全国平均を上回っている。目標値を都の平均より上回る数値としたとのことであり、この数値目標に対しての成果は期待できる。ただし、本施策が「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体の育成」の3つだとすると、特に「豊かな人間性」の指標などからは、具体的な取り組みと成果が伝わらない。 |
| ②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 全国的には、学力と家庭の社会経済的な状況が強い関連性を持つとの調査結果が示され、大きな関心を呼んでいるが、区においてこのような問題をどう捉え、対処しようとしているのか、ヒアリングだけでは十分に把握できなかった。定量的な指標として区全体の平均値を見ることも大切だが、学力と家庭状況などの関係を含めて、真に支援を必要としている部分に、区として力を入れるということも必要なのではないかと考える。 |
| イ | A | 新しい学習指導要領への対応やICT機器の活用など、学校を取り巻く状況の変化への対応を意識した施策が出されていることは評価できる。その取り組みが着実に実施されるように、教職員の資質能力の向上のための研修機会の保証や研修内容の充実、教員の勤務負担の軽減などにさらに努めてほしい。 |
| ウ | A | 区民ニーズや社会状況に対応した取り組みの成果として指標35の授業がわかる児童(生徒)の割合の指標が新たに加わったことは評価できる。「こうとう学びスタンダード」の取り組みは特筆すべきものと評価する。 |
| ③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 思いやりの心の育成や健康・体力の増進については、区民との協働がより一層求められ、かつ有効と思われるが、ヒアリングでは十分に状況を確認することができなかった。教員の資質・能力の向上については、都との役割分担をより明確にした上で取り組んでいくことを期待したい。 |
| イ | A | 区教育委員会としての指導助言や人的、財政的な支援を積極的に行っている点は評価できる。ただ、「学びスタンダード強化講師」について、学校の実態やニーズに対応しながらも、講師を配置する施策目的に合致したような活用がなされるよう教育委員会の指導が必要である。また「こうとう学びスタンダード」についての区民の理解が十分でないので、これまで以上に区民への説明をする必要がある。 |
| ウ | B | この施策による区民との協働についての施策が見えづらい。若手教員の増加に伴う資質向上について、区と都の役割分担や関係機関や学校現場との連携が課題のようである。また、豊かな人間性という視野からは青少年の健全育成などを所管する青少年課との連携も望まれる。 |
| ④施策の総合評価 | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 学力において着実に成果が表れているのに対して、思いやりの心の育成や健康・体力の増進については、如何なる成果が表れているのか、十分に確認することはできなかった。また、学びスタンダード講師も、学校により任用実態に差があることが、モニターからも指摘されていた。教育委員会事務局が学校との対話を重視していることも理解できたが、教育現場の状況やニーズに応じたきめ細やかな施策の展開を引き続き期待したい。 |
| イ | A | 指標の設定理由(根拠)と目指そうとしている姿(状況)との整合性が明確になるような施策の推進計画及び取り組みの内容を考え、進捗状況を確認していく必要がある。「こうとう学びスタンダード」の成果を検証し、次年度以降の改善に活かしていくような取り組みを期待したい。スタンダードの活用を充実させるために、教員の研修や指導主事等による指導助言の充実を期待したい。区内のどの学校に通っても同じ質の教育が受けられるような教育環境整備と共に、その活動の成果検証に基づく改善サイクルの着実な実施を期待する。 |
| ウ | B | 今後の施策の取り組みの方向性は概ね良好であると感じる。ただし、指標からは、わかりづらい部分がある。例えば、一次評価に記載のある「様々な事業を効果的・効率的に実施」「幼稚園から中学までの11年間の教育活動の展開」などが具体的にどの指標のどの部分に成果があったのかを示すのか、具体的な施策があるなら、その進捗状況がわかるようにしたほうがよいと感じる。 |
| その他 | | |

《参考》 外部評価モニターの評価

| S | A | B | C | 無回答 | 計 |
|----|----|----|----|-----|-----|
| 0人 | 5人 | 7人 | 0人 | 0人 | 12人 |

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・全区立小中学校において「こうとう学びスタンダード」の確実な取り組みをさらに進めるとともに、その成果を明らかにする。

・児童・生徒の思いやりの心の育成や健康・体力の増進に向けて、有効な方策を検討するとともに、取り組みの成果を明らかにする方策についても検討する。

・校長・副校長を含めたすべての教員への研修について、研修の効果の把握・分析を十分に行い、現在の研修体系の整理・見直しを行った上で、より効果的な研修となるよう取り組む。

| | | | |
|------|-----------------------|---------|--|
| 施策 9 | 安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進 | 主管部長(課) | 教育委員会事務局次長(庶務課) |
| | | 関係部長(課) | 教育委員会事務局次長(学校施設課、学務課、指導室、学校支援課、教育センター) |

| |
|---------------------------------------|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校(園)が実現しています。 |

| | |
|-------------------------|---|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①個に応じた教育支援の推進 | 学習支援員の配置や校内委員会の設置等により、児童・生徒の実態に応じた指導計画を作成し、個々の発達の状態に対応できる教育を推進します。 |
| ②いじめ・不登校対策の充実 | 「江東区いじめ防止基本方針」に基づく、学校と関係機関の連携強化により、いじめの未然防止・早期発見・早期解決等に取り組みます。また、学校とブリッジスクールの連携強化などにより、不登校問題の解決に取り組み、児童・生徒や保護者が安心して相談できるシステムを確保します。 |
| ③教育施設の整備・充実 | 良好な教育環境を保つため、教育施設の適正な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、施設内外及び近隣における犯罪や事故から児童・生徒を守るための各種の対策を推進します。 |

| | |
|---|--|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある児童・生徒の増加や小1プロブレム、中1ギャップなどの課題が出現し、支援員やカウンセラーの配置等を行っている。 ・障害者基本法の一部が改正され(平成23年8月)、障害のある児童もない児童も可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することが求められることとなった。 ・小中学校入学時における学習・生活習慣の定着のため、区民や学校現場からの幼小中連携教育のニーズが高まっている。 ・通常学級に在籍する発達障害のある児童等への学習支援や学校生活支援、特別支援教育の充実を求める要望等、よりきめ細かい学力向上支援策へのニーズが生じている。 ・平成25年施行の「いじめ防止対策推進法」の趣旨を受け、江東区いじめ防止基本方針を策定するとともに江東区いじめ問題対策連絡協議会を設置し、区としてのいじめ防止対策を推進してきた。また、各学校において学校いじめ防止基本方針を策定し、学校いじめ問題対策委員会を設置し、組織的ないじめ防止対策を実施してきた。 ・本区の不登校児童・生徒数は、長期的に見ると、大きく減少傾向にあるが、ここ数年は下げ止まりの現象が見られる。また、不登校原因の複雑化、深刻化が進行しつつあり、スクールカウンセラーの配置拡大やスクールソーシャルワーカーの配置など、解決困難なケースへの対応を図るための体制の構築が求められている。 ・平成23年4月の法改正により、公立小学校第1学年の国の標準学級児童数が35人となった。 ・通学路等における安全対策を強化するため、平成27年6月に東京都安全・安心まちづくり条例の改正があった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある児童・生徒の増加が続くとともに、小1プロブレム、中1ギャップの問題も依然として課題となると予測される。これらの課題への対応として、支援員やカウンセラーの継続的な配置が必要である。また、小1プロブレムへの対策として小学校入学時の生活リズム等の早期定着、中1ギャップへの対策として中学校入学時の学習・生活リズムの定着を図る取り組みが必要となる。 ・東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、情緒障害等通級指導学級については、平成30年度までに教員が巡回して指導する形態「特別支援教室」に移行することを計画しており、今後全小学校に設置する計画を立てると共に新しい指導の在り方を検討し、実行していく必要がある。 ・保護者等の意識変化に伴い、児童・生徒それぞれの教育ニーズに応じた支援の拡充が求められる。 ・いじめ防止基本方針に基づいた、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等のいじめ防止の取り組みの充実が、今後ますます求められる。また、重大事態が発生した場合における、迅速で適切な対応が求められる。 ・不登校対策として、学校と関係機関との更なる連携強化や、スクールソーシャルワーカーの増員、さらに不登校の未然防止や学校復帰に向けた新たな「不登校総合対策」の実施が求められる。 ・標準学級児童、生徒数が35人になると、学級増が見込まれる。 ・学校安全の継続した取り組みが求められる。 |

| |
|--|
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 |
| |

| 4 施策実現に関する指標 | | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|--------------|-------------------------------|----|----------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 36 | 一人一人を大切にされた教育が行われていると思う保護者の割合 | % | 80 (24年度) | | | | | | 90 | 指導室 |
| 37 | 教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合 | % | 63.8 (25年度) | | | | | | 70 | 指導室 |
| 38 | 不登校児童・生徒出現率（小学校） | % | 0.34 (25年度) | | | | | | 0.20 | 指導室 |
| | 不登校児童・生徒出現率（中学校） | % | 2.96 (25年度) | | | | | | 2.00 | 指導室 |
| 39 | 改修・改築を実施した学校数（小学校） | 校 | 8 | | | | | | 20 | 学校施設課 |
| | 改修・改築を実施した学校数（中学校） | 校 | 4 | | | | | | 8 | 学校施設課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| トータルコスト | 9,182,727千円 | 11,914,511千円 | 9,860,722千円 | 10,357,777千円 |
| 事業費 | 8,857,795千円 | 11,618,344千円 | 9,507,815千円 | 9,955,824千円 |
| 人件費 | 324,932千円 | 296,167千円 | 352,907千円 | 401,953千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標36】一人一人を大切にされた教育が行われていると思う保護者の割合は、平成24年度は80%、平成26年度は84.5%となっており、少人数学習指導等こども一人一人の状況に応じた指導の取り組みが保護者に評価されている。
【指標37】教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合は、平成22年度は56.4%であったが、平成26年度は61.2%と向上した。今後も引き続き、教育相談体制をさらに充実させ、改善を図っていく必要がある。
【指標38】不登校児童・生徒の出現率について、平成17年度は小学校0.38%、中学校4.02%であったが、平成25年度には小学校0.34%、中学校2.96%となっており、長期的に見ると不登校者数は大きく減少傾向にある。スクールカウンセラーの配置の拡大や、ブリッジスクールの内容の充実等により、不登校児童・生徒への支援の推進ができた。しかしながら、ここ数年、不登校者数や出現率に下げ止まりの傾向が見られる。
【指標39】校舎の老朽化や人口推計等を踏まえ、計画的に改修・改築を実施している。

(2) 施策における現状と課題

◆特別な支援が必要な児童・生徒、特に通級指導学級へ通う児童・生徒の増加がみられる。◆小1プロブレムについては、小1支援員の配置を中心とした施策を展開し、一定の成果を収めているが、保幼小中連携教育の推進を含めて今後も積極的な施策の展開が求められる。◆平成25年度より全小学校に都スクールカウンセラーが配置された。区費スクールカウンセラーについては、相談件数や相談内容の多い学校への追加配置や問題発生時の緊急派遣等、必要に応じて配置し、保護者・児童の相談活動を行っている。相談件数は年々増加し、相談内容も複雑多様化している。◆不登校児童・生徒の出現率については、目標値を達成するため、関係機関と連携した更なる取り組みが必要である。◆改築・改修期間中に仮校舎を使用するにあたり、期間中のスクールバスの運行や学区域外での教育活動など、学校・保護者・地域住民の理解が得られるよう、計画や安全性について協議していかなければならない。◆事業費については、国や都の補助制度、基金等を有効に活用していく。◆労務単価や物価変動による事業費の見直しについて、国の動向を注視し対応していく。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆特別支援教育検討会の開催等により、区内の特別支援教育の課題を整理するとともに改善策を構築していく。また、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の特別支援教室の設置を含めた特別支援学級等の適切な配置や新たな指導体制の構築に努めていく。◆保幼小中の連携推進のため、「江東区保幼小連携教育プログラム」を全校園で活用するとともに年間2回の「江東区連携教育の日」を効果的に実施していく。また、小・中学校で実施している「こうとう学びスタンダード」を核とした連携も推進していく。◆教育センターのSSC（スクーリング・サポート・センター）を中心とした取り組み（適応相談・教育相談・ブリッジスクール）を継続して実施するとともに、南部地区におけるブリッジスクールのあり方も含め開設について検討を進める。◆SSW（スクールソーシャルワーカー）の成果を検証しつつ、SSWの効果的な活用を図る。◆学校施設の改築・改修事業については、平成24年11月に策定した「江東区立小中学校の改築・改修に関する考え方」に基づき進めていく。◆限られた財政状況の中でコスト削減を図りつつ、校舎の老朽化や人口推計などを総合的に判断し、工事の優先順位を考慮しながら計画的改修を実施していく。また、急増する児童生徒数の動向を踏まえながら関係所管と連携し、新築・増築への取り組みを検討していく。◆学校安全対策事業としての防犯ブザーの配布、学校安全カルテの作成、校内防犯カメラ・電気錠・カメラ付きインターホンの設置、トランシーバー及び緊急時一斉連絡システムの導入は効果を検証した上で、取り組んでいくとともに、通学路防犯カメラの設置や校内防犯カメラの入れ替えを行っていく。また、通学路の安全対策について関係機関と協力して取り組んでいく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

・発達障害のある児童・生徒の対応や小1プロブレム、いじめ、不登校等については、人材を適切に配置することで一定の成果を上げている。さらなる施策の推進のため、事業の目的・効果の精査、人材や関係機関等の機能・役割分担の整理について継続して取り組むほか、人材の量的水準の妥当性について検証する。また、これらの内容を区民に分かりやすく示すとともに、効果的な連携のあり方について引き続き検討する。

・校舎等の新增設・改修については、昨今の労務費の上昇の影響、入札不調・不落の要因等を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画を着実に実施する。

・教育センターのスクーリング・サポート・センターを中心とした取り組みを継続して実施するとともに、学校と実効的に連携できる仕組みづくりを推進する。

・特別支援教室の設置やあり方について検討するとともに、特別支援学級の適切な配置や新たな指導体制の構築に取り組む。

| | | | |
|-------|------------------------|---------|-------------------------|
| 施策 10 | 地域や教育関係機関との連携による教育力の向上 | 主管部長(課) | 教育委員会事務局次長(学校支援課) |
| | | 関係部長(課) | 教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、指導室) |

1 施策が目指す江東区の姿

地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています

2 施策を実現するための取り組み

| | |
|------------------|--|
| ①地域に根ざした教育の推進 | 地域が学校を支援するシステムの拡充を図るとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方の検討・PTA研修会の充実等、地域の教育力を取り入れた学校づくりに取り組みます。 |
| ②開かれた学校(園)づくり | 広報誌の発行やホームページによる情報の発信、学校公開の実施などにより開かれた学校(園)づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。 |
| ③教育関係機関との協力体制の構築 | 大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します。 |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 平成18年に改正された教育基本法に学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれる中で、保護者のみならず、地域の方々にも教育に関する情報を発信し、理解してもらうことが必要となった。 幼稚園、小学校、中学校との連携の充実・拡大が必要との意見がある。 学校教育の現状や教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになった。 学校便りや、広報誌の発行、ホームページによる情報の発信、学校公開週間の実施、道徳授業地区公開講座の実施などにより、積極的に開かれた学校(園)づくりを推進してきた。学校評価結果の公開など、透明性の高い学校運営を進めてきた。 平成25年度から教育委員会の各施策を積極的に公開していくために、広報紙「こうとうの教育」の全戸配布を行い、教育情報発信が充実した。 学校を取り巻く様々な環境変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者等のニーズに合った学校情報の積極的な発信や、保護者等を巻き込んだ学校教育の推進など、今後ますます保護者・地域等と連携した、開かれた学校づくりが求められる。 学校評価結果の公開とともに、今後の学校改善策の具体的な提示など、より保護者・地域等に理解しやすい学校運営の明示が求められる。 広報紙「こうとうの教育」の全戸配布により学校教育の現状や教育に関する取り組み等の教育情報発信が充実し、教育に関する関心が高まる。 地域社会全体で連携しながら教育の推進を図るため、教育に関する情報提供の更なる充実と共有化が求められる。 |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標 | | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|--------------|----------------------------------|----|---------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 40 | 地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数（小学校） | 校 | 11 | | | | | | 46 | 学校 支援課 |
| | 地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数（中学校） | 校 | 4 | | | | | | 24 | 学校 支援課 |
| 41 | 学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合（小学校） | % | — | | | | | | 90 | 指導室 |
| | 学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合（中学校） | % | — | | | | | | 85 | 指導室 |
| 42 | 保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合（小学校） | % | — | | | | | | 75 | 指導室 |
| | 保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合（中学校） | % | — | | | | | | 70 | 指導室 |
| 43 | 大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（小学校） | 件 | 464 (25年度) | | | | | | 828 | 学校 支援課 |
| | 大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（中学校） | 件 | 63 (25年度) | | | | | | 144 | 学校 支援課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|----------|----------|-----------|-----------|
| トータルコスト | 77,802千円 | 68,302千円 | 257,150千円 | 232,617千円 |
| 事業費 | 24,166千円 | 18,940千円 | 217,865千円 | 194,810千円 |
| 人件費 | 53,636千円 | 49,362千円 | 39,285千円 | 37,807千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標40】地域が学校を支援する新たなシステム（学校支援地域本部）の実施校数であり、平成21年度の小学校1校から始まり、23年度に新たに中学校1校、24年度に小学校2校、25年度に小学校2校・中学校1校、26年度に小学校6校・中学校2校と着実に増加し、前期目標の合計15校を達成した。後期の最終年度となる平成31年度には全小・中学校での展開を目標としており、27年度は新たに小学校4校、中学校1校で取り組みを開始していく。

(2) 施策における現状と課題

◆学校支援地域本部については、着実に成果をあげ、小学校については前期の目標に到達することができた。後期の最終年度となる平成31年度には全小・中学校での展開を目標とし、趣旨を踏まえた展開を図っていく必要がある。◆教育への関心が高まるなか、学校・家庭・地域の連携協力を充実させるため、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が求められる。◆学校や地域、行政からのPTA活動への期待が高まる反面、保護者の就業率は父母ともに上昇しており、一部の人々への負担が増大している。PTA活動に無関心な層への啓発が必要である。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていく学校支援地域本部事業を着実に拡大していく。◆広報紙「こうとうの教育」を始めとする各種メディアを活用し、学校を含む行政からのきめ細やかな情報提供や、地域・保護者の活動紹介等により地域社会が一体となった教育を推進できるよう、情報発信の充実に努めていく。◆学校情報の積極的な発信を今後一層進めていき、学校・家庭・地域の連携協力を充実させる必要がある。保護者等が、開かれた学校づくりや情報発信等についてどのように感じているか、実態調査を行い改善を進めていく。◆大学、企業等との連携については、学校の教育活動の充実に向け、積極的に情報提供を行うなど、推進に努めていく。◆開かれた学校づくりの推進に資するよう地域の教育力の主体であるPTAの活動を支援し、基礎研修会、広報紙コンクール等の充実ににより活性化を図る。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・既存の学校支援地域本部が有効に機能するよう、積極的な事業推進に取り組むとともに、地域の特性を踏まえつつ、事業実施校の拡大を図る。
- ・開かれた学校づくりに向け、地域住民・企業・大学との協働による学校運営や多様な学校開放のあり方等について、目指すべき全体像を整理した上で、実効性のある取り組みを検討する。
- ・学校や他部署と連携しながら、地域の実態を踏まえつつ、各地域の教育力を高める取り組みを推進する。

| | | | |
|-------|-----------------|---------|--|
| 施策 11 | 地域ぐるみの子育て家庭への支援 | 主管部長(課) | こども未来部長(子育て支援課) |
| | | 関係部長(課) | 福祉部長(障害者支援課)、こども未来部長(保育課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課) |

| |
|--|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①児童虐待防止対策の推進 | 行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。 |
| ②地域・家庭における教育力の向上 | 地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、保育園・幼稚園・小学校・中学校のPTA・父母の会、社会教育関係団体等が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。 |

| | |
|--|--|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <p>本区における児童虐待相談対応件数は、平成21年度429件から平成26年度には715件に増加している。</p> <p>児童虐待は、その多くは地域在宅支援ケースで、重症化や再発の防止に向け、区は要保護児童対策地域協議会を設置して関係機関の連携を図りながら、必要な支援に努めている。</p> <p>また、通告等の確認や対応については、平成21年9月に定められた都区間の基本ルールに則り、児童相談所と区との間で連絡・調整を行い、緊急を要する身体的虐待等の対応に齟齬が無いようにしている。</p> <p>平成26年、児童の虐待死を発見できずに数年間経過した重大事案が全国で複数発生したことから、児童の居所・状況が確認できないハイリスク事例を、母子保健業務、児童手当等業務、就学業務等の対象者の中から洗い出し、確認を進めて報告するよう国から求められ、本区でも関係機関協同で対策を進めた。平成27年度も同様の調査報告が求められている。</p> <p>家庭教育支援施策については、教育基本法第10条第2項に「家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる」よう努める旨、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に努める旨が規定され、教育振興基本計画の重点的取組事項に位置づけられた。</p> <p>家庭教育学級事業への参加者は、平成21年度1,282人、平成22年度2,063人、平成23年度2,413人、平成24年度2,270人、平成25年度2,135人、平成26年度2,280人である。幼児を持つ親の家庭教育学級、小学生の親の家庭教育学級、中学生の親の家庭教育学級、地区家庭教育学級などがある。</p> <p>臨海部では、地域社会の未成熟な地域に高層マンションが続々と建設され、支援施策の対象世帯が急増している。</p> <p>本年7月、国の方針により、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化が図られた。これに伴い区のホットラインの運用や都区の連携強化の方法について、現場に混乱が無い様、検討する必要があるが生じている。</p> | <p>児童虐待に対しては、状況を適切に判断して速やかに対応することが求められる。虐待は、身体的・精神的・社会的・経済的なリスクが複雑にからみ合っていると捉えられており、児童人口増加と、相談窓口や通告に関する啓発・普及により、当面、相談対応件数は増加傾向が続くものと見込まれる。</p> <p>虐待への一義的対応を行っている区市町村への期待とともに、対応能力強化が求められていくものと考えられ、関係機関や児童相談所等との連携を強化するとともに、自らの対応力の強化充実が一層必要となる。</p> <p>また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上とともに生活環境の改善に向けた支援が求められる。</p> <p>こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続くことが懸念され、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭や、孤立し多様な困難を抱える家庭が増加する。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。</p> <p>臨海部では、人口・対象世帯の急増により、子育て関連施設ニーズに供給が追い付かなくなる恐れがある。</p> |
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 | |

| 4 施策実現に関する指標 | | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|--------------|------------------------|----|-----------------|------|------|------|------|------|-------------|------------|
| 44 | 児童虐待相談対応件数(年間) | 件 | 564 (25年度) | | | | | | — | 子育て 支援課 |
| 45 | 虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合 | % | 42.8 | | | | | | 60 | 子育て 支援課 |
| 46 | 地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数 | 人 | 2,135 (25年度) | | | | | | 2,220 | 庶務課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

| 5 施策コストの状況 | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 | |
| トータルコスト | 114,786千円 | 103,152千円 | 102,521千円 | 101,310千円 | |
| 事業費 | 37,147千円 | 31,452千円 | 39,102千円 | 34,859千円 | |
| 人件費 | 77,639千円 | 71,700千円 | 63,419千円 | 66,451千円 | |

| 6 一次評価《主管部長による評価》 | |
|---|--|
| (1) 施策実現に関する指標の進展状況 | |
| <p>【指標44】児童虐待対応の件数は、平成21年度429件、22年度437件、23年度405件、24年度427件、25年度564件、26年度715件と推移しており、平成21年対比1.7倍となった。重大事件の連続発生に伴う社会的関心の高まりによることも大きいと考えられるが、平成25年度以降急増している。</p> <p>【指標45】虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合は、区のホットラインや児童相談所の全国共通ダイヤルなどの窓口を知っている区民の割合であるが、平成21年度38.9%、22年度43.8%、23年度47.2%、24年度43.6%、25年度39.5%、26年度42.8%と近年横ばい状況である。相談窓口の周知の方向性としては通告・相談ダイヤルの3桁化と考えあわせて取り組む必要性が生じてきた。</p> | |
| (2) 施策における現状と課題 | |
| <p>◆児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数は増加傾向にあり、即時保護を要するケースが増加するなど、深刻な状況である。平成18年度より児童虐待への対応について子ども家庭支援センターと連携した体制を整備するとともに、平成19年度に虐待防止のための関係機関連携マニュアルを作成し、改訂版を平成26年度に配布した。平成21年度には区医師会の提案、協力により他自治体に先駆けて虐待防止のための医師、医療機関向けの連携マニュアルを作成し、区医師会の協力体制づくりを行っている。また、平成21年度からこどもショートステイ事業を、平成22年度から養育支援訪問事業を開始した。また、平成23年度からは子育てスタート支援事業及び児童家庭支援士訪問事業を開始したところである。いずれも専門的な対応力の向上とネットワークの強化を目指した取り組みの強化が必要である。◆増加する虐待事案への対応策の課題としては、①ショートステイの定員が不足しており、拡充が求められていること、②虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実等についてのすべてを区が対応することは困難であるため、NPOなど地域ネットワーク内の団体とも連携した対応が求められていること、③虐待相談窓口の認知割合が伸び悩んでおり、一層の啓発活動が必要なことなどが挙げられる。◆放課後児童の見守りとして、学童クラブや江東きっずクラブ等が虐待の発見の場になるケースがあり、関係機関との連携を充実させる必要が生じている。◆都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなっており、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、こどもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。◆また、児童の居所・状況について、諸施策の連携の中で確認を進める国の方針は今後も続く見通しで、本区でも恒常的な事務として相互連携して常時確認していく姿勢が必要になると考えられ、対応する仕組みの確立が求められる。</p> | |
| (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性 | |
| <p>◆児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化を図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会による関係者間の連携を強化し、虐待予防の取り組みを強化する。養育の困難な家庭に対しては、相談や支援、こどもショートステイ事業などを有効に活用して、虐待の未然防止に取り組んでいくため、事業の拡充が必要である。◆児童虐待・養育困難への対応としては、要支援家庭に対し、関係機関が連携して家族関係の修復のための支援に努めるとともに、虐待を受けたこどもへの相談や支援に取り組んでいく。ケアマネジメント力の一層の向上を図るとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化に一層努め、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。この際は、社会的養護の視点に基づく施策展開が求められていくものと考えられる。◆具体的な事業として、養育支援訪問事業では、こどもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、子育てスタート支援事業では、若年妊婦、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、児童家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある訪問型児童家庭支援士が、要支援家庭に定期的かつ継続的に訪問し、要保護児童に対する様々な生活支援を展開することで、地域社会の子育て、見守り機能の強化を図っていく。◆また、児童虐待や養育支援を必要とする家庭を早期に発見するために、児童虐待や通告に関する啓発活動を推進し、地域からの通告を促すようにしていく。◆児童に関する健康管理や家庭環境等、情報の一元管理を実施できる仕組みを開発・運用して、児童の情報管理の精度を高めるとともに、子育て支援の密度を上げる取組みにつなげていくことが必要となると思われる。◆地域・家庭における教育力の向上を図るためには、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことが重要である。区立幼稚園・小学校・中学校PTAを対象とした家庭教育学級に、私立幼稚園・公立保育園父母の会を加える。家庭教育学級を、PTA等地域教育力の主体となる団体と協働展開し、地域の子育て経験者など、地域人材の積極的な活用を図っていく。また、教育関係機関と連携し、教育施設訪問型家庭教育支援事業を展開する。</p> | |

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・児童虐待防止に向けた取り組みについて、こども未来部、保健所、教育委員会事務局等、庁内関係部署間での情報及び課題の共有を図るとともに、地域や庁外の関係機関等とも連携を強化し効果的・効率的に各事業を実施する。
- ・要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけを明確にし、適切な支援策を展開することで児童虐待予防、再発防止等に努める。
- ・地域・家庭における教育力の向上について、地域の関係機関と連携しつつ、目的と手段が適正かについて検証し、より効果的な事業展開を図る。
- ・児童相談所の区移管について、都区間の動向を注視しつつ、状況に応じた適切な対応を図る。

| | | |
|---------------------|---------|------------------------------|
| 施策 12 健全で安全な社会環境づくり | 主管部長(課) | 教育委員会事務局次長(放課後支援課) |
| | 関係部長(課) | 地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課) |

| |
|---|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、こどもたちがのびのびと成長しています。 |

| | |
|---------------------------|--|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保 | 放課後子ども教室(げんきっず)と学童クラブを連携・一体化した江東きっずクラブをはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべてのこどもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域とこどもたちの交流を促進します。 |
| ②こどもの安全を確保する地域環境の創出 | こども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。 |

| | |
|---|---|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> 江東区の人口は、急激に増加し続けており、それに伴い年少人口も増えている。 女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加している。 平成21年度に「江東区版・放課後子どもプラン」を策定し、江東きっずクラブ(放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業)の全小学校展開を計画した。また、平成26年度には国が「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童の更なる居場所づくりを推進していくこととなった。 平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」が成立し、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととなった。 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、誰もが安全安心を実感できる社会の実現を目指して、東京都は平成27年1月に「安全安心TOKYO戦略」を策定した。 区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなった。 放課後、児童の育成の場として、より長い時間育成することへの要望が多くなった。 臨海部を中心に中・大型マンションの建設が相次ぎ、新しい住民が増加しているが、オートロックなどの構造上の問題もあり、こども110番の家の協力者の数は伸び悩んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> 江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。 区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。 こども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、こども・若者が抱える問題はさらに複雑化する可能性がある。 マンションの建設はさらに続くと思われるが、こども110番の家の協力者の数が飛躍的に増えることは考えづらい。 今後一層、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。特に「江東きっずクラブ」を実施していない小学校区の保護者からの要望が増すと思われる。 新住民の地域活動への不参加により、こどもを見守るネットワークが形成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加の促進が求められる。 下校時や放課後等において、こどもの安全の確保を求める声により大きくなると予想される。 |

| | |
|--|--|
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 | |
| | |

| | | | | | | | | | |
|---|----|-------------|------|------|------|------|------|--------------|-----------|
| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
| 47 放課後子どもプランを実施している小学校数 | 校 | 26 | 33 | | | | | 46 (30年度) | 放課後支援課 |
| 48 行政・地域の活動がこどもにとって地域環境の安全に役立っていると思う区民の割合 | % | 53.8 | | | | | | 60 | 青少年課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| トータルコスト | 3,728,976千円 | 3,414,934千円 | 3,959,372千円 | 4,096,584千円 |
| 事業費 | 2,206,396千円 | 2,012,940千円 | 2,472,211千円 | 2,596,791千円 |
| 人件費 | 1,522,580千円 | 1,401,994千円 | 1,487,161千円 | 1,499,793千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標47】「放課後子どもプランを実施している小学校数」については26校から33校へと進展しており、今後、既存小学校については平成29年度を目途に全校展開の実現を推し進めていく。

(2) 施策における現状と課題

◆「江東きつずクラブ」は、平成27年度33校での実施となり、全校展開への計画完了年次を前倒しする予定で整備している。併せて「学童クラブ」が25か所、「げんきつず」は6校で実施しており、放課後等、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供している。◆学校内で実施し、学童クラブ機能も有する「江東きつずクラブ」は、安全で安心を求める保護者からのニーズが高い。◆「学童クラブ」については、地域状況の変化や、近隣に「江東きつずクラブ」が開設したことにより、登録児童数が減少しているクラブがみられ、その対応が課題となっている。◆「江東きつずクラブ」について、小学校の収容対策が難しい小学校があるため、今後部屋の確保が難しい小学校については対応を検討する必要がある。◆「江東きつずクラブ」及び「放課後子ども教室」では、当該小学校に在籍する児童のみが利用できるが、国・私立小学校等の在籍児童の受け皿である学童クラブの休・廃室の影響により、当該小学校以外の児童の受け入れが課題である。◆区内の児童館、児童会館では、乳幼児から中学生までを対象とした様々な事業を展開し、児童健全育成の場としての大きな役割を担っている。平成25年2月に定めた「児童館に関する運営方針」に基づき、小学校高学年、乳幼児及び保護者、中高校生を対象とした事業の一層の充実及び異世代交流の支援などに取り組んでいる。◆「放課後子ども教室」「学童クラブ」「児童館」等、江東きつずクラブの展開に併せて、既存事業の見直しを行い、健全で安全な社会環境づくりを包括的に推進する必要がある。◆こども110番の家事業は、集合住宅が増加する中、建物の構造や管理上、協力者が得にくい状況になっている。それにより地域差が見られるが、できるだけ協力者を増やし区内全域に浸透させていくことが課題である。さらに、こどもたちにこの制度の理解を徹底させることと実際に危険な場面に遭遇した際のとるべき行動を体得させることも課題である。◆他の自治体で児童の列に車が突入するという事故が発生している。こうした事故を未然に防ぐため平成24年度に実施した江東区・警察・道路管理者による三者合同通学路安全点検の結果を踏まえ、三者による通学路の安全対策の強化に努めている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆保護者のニーズが高い「江東きつずクラブ」の全校での実施については、地域の状況や学校の改築、改修工事の状況等を考慮しながらも、既存校については平成29年度の全校展開を目指し計画を推進していく。◆「江東きつずクラブ」について、平成29年度までに全小学校での開設を目指すため、収容対策等で部屋の確保が困難な小学校については、事業の一部（放課後子ども教室機能）を先行整備し、近隣学童クラブ等の既存施設等を有効活用していく。◆「学童クラブ」については登録児童数の減少しているクラブがあることから、費用対効果や、区民ニーズを勘案し、一定の基準を定め、休室や廃室を含めた対応を検討していく。◆児童館、児童会館については「児童館に関する運営方針」に基づき、各館の地域状況を把握し、利用者ニーズを反映したより効率的な運営を行っていく。◆臨海部においては、乳幼児から中学生を対象とした事業のニーズを把握した上で、児童館の設置を検討する。◆こども110番の家の協力者が少ない地区においては、引き続ききめ細かいPRを地域の関係者の協力を得ながら進めるとともに、企業・団体等にも協力の呼びかけを続けていく。また、移動型のこども110番の家についても検討していく。こどもたちへの啓発については、学校、PTA、青少年委員等と連携しながらより実効性が高まるような取り組みを検討する。◆児童の登下校時等に配置している児童通学案内等業務従事者については、児童の交通安全確保のため学校・地域からの配置要望が強く、今後も各学校の通学路の状況に応じた適正な配置に努め、児童の交通安全確保を図っていく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・江東きつずクラブの全小学校での展開を着実に実施するとともに、機能が重複する学童クラブについては、区民ニーズ等を十分に考慮し、整理・統合について検討する。
- ・江東きつずクラブ及び学校支援地域本部事業の展開を踏まえ、既存事業の目的・効果や役割分担を精査し、整理・見直しを検討する。
- ・こどもの安全を確保する地域環境づくりに関し、地区別の特性を踏まえた上で、関係機関・団体や地域との協働による効果的な施策展開のあり方について検討する。

| | | | |
|-------|--------------------|---------|--------------|
| 施策 13 | 地域の人材を活用した青少年の健全育成 | 主管部長(課) | 地域振興部長(青少年課) |
| | | 関係部長(課) | |

1 施策が目指す江東区の姿

地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

2 施策を実現するための取り組み

| | |
|----------------------------|--|
| ①青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化 | 青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。 |
| ②青少年団体の育成や青少年指導者の養成 | 青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。 |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定された。 平成25年1月に中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」の答申が出され、変化が激しい社会において、青少年が多くの体験活動を行うことが重要であり、そのための環境整備等が行政等関係者の責務であるとされた。 平成25年9月に2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。 平成26年3月「東京都子供・若者支援協議会」が設置された。 学習塾や習い事に子どもたちの生活時間の多くが割かれ、かつ低年齢化し、様々な体験活動やボランティア活動に参加することもその数が減少している。 子どもの規範意識を育むためのコミュニケーション機会の減少から、異世代交流等が図れる居場所作りが求められている。 ひきこもりの問題を抱える家庭への支援の要望が顕在化している。 現在、青少年の規範意識や社会性、自立心を高めるための育成者たちの意識は非常に高く、区と地域育成者たちの協働による各種取り組みが地域で活性化している。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域での更生活動が充実しなければ、再犯の防止や、青少年の非行行動の防止が図られず、安全で安心な地域づくりを阻害する。 インターネットを介しての有害情報にさらされたり、インターネット上の犯罪等に巻き込まれたりすることも・若者が増加する可能性がある。 青少年期に必要な体験活動に参加する機会が減少していく。 インターネットやゲームが普及する中で、青少年を適切に支援する体験活動や居場所を確保しなければ、コミュニケーション能力の欠如等、人間性の成長に影響を及ぼす恐れがある。 規範意識や社会性などを青少年が獲得できないまま成長した場合、問題行動が増加することが予測される。 正規雇用での就労ができない、またはそれを望まない若者が増え、非正規雇用・ニート等の若者が増加する。 ひきこもり状態になるなど、社会に適応しにくい若者が増えるなかで、区が支援の窓口となり、部署を超えた連携を行い受け皿としての役割を担うことが求められる。 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、江東区内で行われる競技の運営や観光案内等に携わるボランティアの養成のための取り組みが求められる。 ボランティア活動やジュニアリーダー活動等への参加児童数の減少は、地域人材の枯渇につながる。地域社会にとっても地域活動の継続に欠かすことのできない次世代育成は重要課題であり、行政と一体となった取り組みが求められる。 |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標

| | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|----------------------------|----|---------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 49 地域との連携により実施した青少年健全育成事業数 | 件 | 174 (25年度) | | | | | | 180 | 青少年課 |
| 50 青少年育成指導者養成講習会への参加者数 | 人 | 640 (25年度) | | | | | | 760 | 青少年課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| トータルコスト | 316,321千円 | 294,491千円 | 714,716千円 | 954,825千円 |
| 事業費 | 122,565千円 | 116,119千円 | 528,172千円 | 752,730千円 |
| 人件費 | 193,756千円 | 178,372千円 | 186,544千円 | 202,095千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標49】地域との連携により実施した青少年健全育成事業数については、毎年少しずつではあるが確実に増えてきている。特に2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた事業がはじめてきている。世界の人とのつながりを地元で体感することにより、青少年へのより良い経験になる。

【指標50】青少年育成指導者養成講習会への参加者数については、一定の数で推移しており大きな伸びは見られていない。目標値達成のためには講習会事業の魅力を上向きさせ、参加したいと思える講習会にすると同時に保護者の理解を得ていくことが重要であるが、背景として、子どもや保護者が地域活動に対して無関心な傾向にあることや、塾・習い事をもつことで子どもの自由な時間が減少していることが挙げられる。このような状況の中で、講習生獲得への取り組みとして、講習会の楽しさをジュニアリーダーが直接小学校へ出向きPRする学校説明会の開催や、講習生負担軽減のため講習会回数の見直しなどの取り組みを行っているところである。また、ジュニアリーダーの活動については、区が積極的な支援を行っており、活躍の場を確保するために関係機関・地域関係団体との連携を密にし、働きかけている。この効果については今後検証を行っていく。

(2) 施策における現状と課題

◆青少年健全育成施策は、区と各団体の連携した取り組みが進み、ネットワークもできつつある。現在、区が担う連絡調整や各団体が必要とする情報提供および助言等の支援に対する評価が高く、これに応える形で各団体や関係機関の活動も活発になっており、この状況を継続していく必要がある。◆薬物乱用防止や非行対策、ニート・ひきこもり等への支援策において、実務者レベルでの情報交流、行動連携が必要である。◆ニート・ひきこもり等への支援策においては、ひきこもりの当事者やその家族を対象とした相談業務等を青少年センターにて開始しているが、このような取り組みが全区的に浸透するに至っていないのが現状である。関係部署、地域関係団体と連携し、身近な相談窓口としての認知度を上げ、定着させることが課題である。◆中・高校生の居場所作りにおいては、青少年センターまつりにおける中・高校生ボランティアによる企画・運営の取り組みや自主イベントの開催が実現されてきているが、今後も継続し、さらなる充実が求められる。◆青少年団体の育成においては、中・高校生のクラブ運営として、定期的に講座を開催し、受講生が修了後も継続的に活動を行うためのグループ作りを促進し、中・高校生の自主性の醸成に取り組んでいる。今後は講座内容の拡充や、受講生の継続参加が課題となる。◆子どもたちの地域での体験活動が不足し、次世代育成が厳しさを増している。特に指導者育成事業に対する保護者の理解をいかに得るかが課題である。平成25年度より、ジュニアリーダー講習会への子どもたちの興味関心を喚起するため、地域主導による地域体験会の開催や、参加しやすい視点から講習会回数の減少等の取り組みを行った。今後、その検証を行いつつ、講習会の内容・方法を検討していく。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆これまで築き上げてきた信頼関係をもとに、青少年課（青少年係・青少年センター）と地域団体との協働による普遍的、継続的な取り組みを進めていく。◆青少年の抱える課題ごとに実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組み、課題解決の実効性を図っていく。◆ひきこもりやニートなど、困難を抱える若者に対する支援を、専門知識と実績を有する民間事業者と協働して進めるとともに、関係各部署、地域関係団体の協力を得て相談事業等の定着に努める。◆平成28年度工事、平成29年4月開館のスケジュールで青少年センターの大規模改修を行う。改修後の運営は指定管理者制度を導入し、民間事業者の専門性を生かした施設運営及び事業運営を行い、効率性を追求するとともに利用者へのサービスアップを図る。改修後は、保育園との複合化を行い、亀戸地区の子育て支援機能の強化にもつなげる。◆大規模改修後、青少年センターで行ってきた関係団体への支援業務は区役所に移管される。このことにより、これまで分かれていた事務局の機能を一元化し、連携して取り組むことで、より柔軟な支援体制を整える。◆施設ボランティアの導入等、ボランティア意識の高揚を促進するとともに、中・高校生の居場所作りのアウトリーチや、中・高校生自身の参画を図ることで、挑戦する意欲の醸成や自立心・社会性を育む場を提供していく。◆青少年委員会との連携をより強固にし、青少年委員会主催の健全育成事業への協力や、その事業等を通してジュニアリーダーの活動の場の拡充を図っていく。◆青少年指導者（ジュニアリーダー）の育成は、対象となる児童や保護者の理解が得られるよう、講習のあり方やPRなどをより工夫するとともに、講習会修了後のレベルアップや活動の場の確保を地域連携のもとで取り組んでいく。

| 7 外部評価委員会による評価 | | |
|---|----|--|
| ①施策の目標に対し、成果はあがっているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 指標49は、31年度目標の180件に対して、26年度174件に達している。青少年育成指導者養成講習会への参加者は26年度640人と伸び悩み傾向にあるが、水準自体は、31年度目標の760人に照らして低いレベルではなく、数の増減に過度に敏感になることなく、継続することが大切と考える。これらのことから、全体としては概ね順調に推移していると判断できる。 |
| イ | A | 現状の課題を踏まえた上で施策が構築されている点は評価できるが、施策の実施に当たっては、もっと教育委員会など他部局・機関の取り組み内容も記述した上で、それらの取り組みも踏まえた進捗管理をしてほしい。 |
| ウ | A | 施策の目標が青少年の健全育成であり、その実現のために地域の人材を活用することとなり、地域の人材はジュニアリーダーの養成も含まれていることがわかりづらい。本来であれば青少年の育成の効果(ひきこもりの減少、青少年犯罪の減少など)を指標として測定することが望ましいと考えるが、本事業の2つの指標も重要な視点である。この指標に対する成果は順調であり、平成31年度の目標値の達成は可能であると思われる。 |
| ②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 失業率の低下や有効求人倍率の上昇等、雇用環境は改善傾向にあるものの、貧困をはじめ深刻化する問題も少なくない。また、地域社会を健全に維持・発展させていくために、青少年の地域活動への参加は不可欠な要素である。このような社会及び地域の状況を考えると、青少年の健全育成は極めて重要な課題であり、地域の人材を活用して、それを実現しようとする取り組みは、社会・地域のニーズや状況に合致したものと評価できる。 |
| イ | A | ひきこもりやニート対策などへの取り組みは重要な課題であるので、今後も積極的に取り組んでほしい。その際には、専門機関との連携が重要であり、彼らと行政との役割分担を明確にした上で、きめ細かな対応を行ってほしい。 |
| ウ | A | この事業のニーズを確認するために、参加者に対してアンケートを実施し、事業展開をしていることは評価できる。また、ひきこもりや危険ドラッグの社会状況の問題解決に取り組んでいることについても評価できる。 |
| ③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 青少年対策地区委員会、保護司会、更生保護女性会、PTAなど地域の諸団体、及び警察署、保健所等関係機関とも協働で取り組んでいる。国や都との関係において、区がどのような役割を果たそうとしているのか、如何なる連携を図っているのかについては、評価シートだけでは判然としない面もあるので、今後より明確に説明するように努めてほしい。 |
| イ | A | 青少年育成には多様な関連機関との連携が重要であるので、区としての果たすべき役割を絞って、役割分担をしてほしい。 |
| ウ | B | 本施策のネットワークの基本は「江東区青少年健全育成基本方針・推進要領及び事業要覧」に記載のとおりであり、幅広く行われていることは評価できる。指標49も平成31年度目標の180件に対して、平成25年度は174件と概ね順調である。今後は育成事業の内容を検証し、区民との協働や国・都・民間団体との役割分担が適正化されるとともに、事業のコスト情報を含めた効果測定を行うことが求められる。 |
| ④施策の総合評価 | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 青少年の健全育成という社会及び地域の重要な課題に、地域の力を生かしながら、取り組んでいこうとする点に特色があり、意欲的な施策であると評価できる。ジュニアリーダーは40年もの歴史を有する取り組みであり、大規模改修を行う青少年センターがこれらの活動の中核的な場となることも期待できる。本施策が持続的な取組として地域に定着し、先駆的な事例として、他地域にも広がることを期待したい。 |
| イ | A | 教育委員会や民間事業者などとの役割分担も含めた形での施策の取り組み内容や取り組みの進捗状況管理、成果の検証を行ってほしい。 |
| ウ | A | 本施策の実現にあたり、今までの現状分析や今後の予測なども的確に把握している。また、現状と課題や今後の方向性に対する取り組み状況も概ね良好である。ただし、本事業の推進にかかせない青少年センターの改修事業費などを含めた発生主義に基づくフルコストの算定が不十分である。今後は、限られた財源の中での事業実施が求められる。この点を視野に、全国的な施策のニーズや区民との協働、民間委託や指定管理者制度の導入など総合的に進めていくことが望まれる。 |
| その他 | | |
| <p>評価業務を「評価のための評価」で終わらせないことが大切である。区が青少年の健全育成に取り組む目的やその実現方法、目指す成果、その把握方法について、絶えず意識して計画を立て、自己評価をすることが重要である。他に誇り得る取り組みが見られるだけに、それらをより具体的かつ分かり易い形で評価シートに記載することも必要と思われる。</p> | | |

《参考》 外部評価モニターの評価

| S | A | B | C | 無回答 | 計 |
|----|----|----|----|-----|-----|
| 2人 | 5人 | 5人 | 0人 | 0人 | 12人 |

8 二次評価《区の最終評価》

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・非行問題や薬物問題等に的確に対応するため、国や都、その他関係機関との役割分担の明確化、さらなる連携の強化に取り組む。また、実効性のあるネットワークづくりを進めるとともに、取り組みの成果について検証を行う。

・改修後の青少年センターについて、青少年の健全育成に資するべく、センターのあり方や効果的かつ効率的な事業展開及び施設運営方法について検討する。

・現在実施している講習会や講座等について、その目的や効果を改めて精査した上で、より参加しやすいように内容や方法を検討する。

| | | |
|-----------------|---------|-------------|
| 施策 14 区内中小企業の育成 | 主管部長(課) | 地域振興部長(経済課) |
| | 関係部長(課) | |

1 施策が目指す江東区の姿

区内中小企業が、後継者・技術者等の人材を確保し、また、技術力や競争力を培うことにより、区内の産業が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み

| | |
|-------------|---|
| ①経営力・競争力の強化 | 急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できるよう、制度融資や経営相談、産業情報の提供など経営基盤の強化を支援するとともに、技術の高度化や販路拡大など競争力の強化を支援し、産学公連携に引き続き取り組んでいきます。 |
| ②後継者・技術者の育成 | 次世代への事業継承のため、地場産業に興味を持ち理解を深める機会を整えます。また、事業者が、時代に合った人材育成のノウハウを取り入れ、魅力ある事業として次世代にPRできるように支援します。さらに、企業の技能が継続的に発展するよう技術者育成を支援します。 |
| ③創業への支援 | セミナー・相談・制度融資など創業に対する支援を実施し、区内での創業を促進します。 |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
|--|---|
| <p>・近年、世界経済は、世界経済危機、欧州債務危機という2度に及ぶ深刻な危機に陥った。国内でも、東日本大震災による経済への影響や、環境問題、エネルギーの制約、少子高齢化などにより経済は停滞し、更に、平成25年3月末の中小企業金融円滑法が終了したこと等により倒産企業が増加した。平成25年5月、かねてからの円高から円安への政府主導による転換に見られる経済対策の実施により、経済の低迷期を脱し、回復の軌道に乗りつつあるといえる。しかしながらその影響が十分に中小企業に達するに至っていない。</p> <p>・産業構造、流通構造の変化により経営状況が厳しくなる中で、取引先との連携強化や、人材育成などの施策の強化、IT化による経費削減や販路拡大、創業に対する支援等への取り組みが求められている。</p> | <p>・国内の景気は回復傾向にあるが、平成29年4月には消費税10%を控えており、地域経済を支える中小企業の経営は依然厳しい環境が続くことが想定される。区内中小企業においても、製造業の減少によるものづくり産業の衰退、技能者の高齢化による技術力の低下、少子高齢化による経済規模縮小による事業所数の減少などが予想される。</p> <p>・経営基盤が脆弱な中小企業においては、円高・円安や原油価格の変動といった経済情勢の変化に大きく影響を受けやすく、常に経営の安定化につながる取り組みが求められている。また、ものづくり産業の競争力の強化、事業継続のための人材育成、創業支援など現状施策のさらなる強化が必要となる。</p> |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|-----------------------------|----|-----------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 51 各種助成事業における助成件数 | 件 | 244 (25年度) | | | | | | 290 | 経済課 |
| 52 優秀技能者表彰の受賞者数 | 人 | 262 (25年度) | | | | | | 312 | 経済課 |
| 53 産業スクーリング及びインターンシップ事業参加者数 | 人 | 1,716 (25年度) | | | | | | 2,616 | 経済課 |
| 54 創業支援資金貸付件数 | 件 | 36 (25年度) | | | | | | 108 | 経済課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

| 5 施策コストの状況 | | | | |
|------------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
| トータルコスト | 1,025,862千円 | 578,698千円 | 1,061,949千円 | 1,052,347千円 |
| 事業費 | 928,620千円 | 489,274千円 | 962,434千円 | 939,446千円 |
| 人件費 | 97,242千円 | 89,424千円 | 99,515千円 | 112,901千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標54】区内創業件数の目安となる「創業支援資金貸付件数」は、ほぼ横ばいで推移してきたが、平成26年度に区内産業団体と連携し創業予定者を支援する「江東区創業支援事業計画」を策定し、創業希望・予定者を支援する環境の整備を進め、創業の支援を開始している。

(2) 施策における現状と課題

◆区内の事業所は、その多くが、従業員20人未満の小規模企業であり、その数は昭和56年をピークに毎年減少している。特に、製造業における事業所数の減少は大きく、その中には、地場産業の事業所も含まれている。これらの原因には、安価な外国製品の流通による価格競争の激化などの社会経済状況の変化や、経営者の高齢化、後継者の不足、地価高騰などによる事業所の区外転出・廃業等が考えられる。こうしたなか、区内産業の活力を高めるため、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備えるよう、多様な支援策が求められている。◆一方、産業実態調査によれば、区の恵まれた立地条件を活かして成長を続けている事業所も多く存在しており、こうした企業を更に伸ばす施策も求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区内の優れた製品・技術を持つ企業を認定し広くPR・情報発信する「江東ブランド」事業を展開し、認定企業を軸とした企業間連携を促し、地域産業の活性化に繋がる仕組みを構築する。◆産学公連携は、事業内容の見直しを行い、大学・企業のニーズに即した新たな事業展開を図る。◆地場産業に興味を持ち理解を深める機会を整え、産業の魅力を次世代にPRできるよう支援する。◆創業支援では、セミナー・相談事業・創業者への家賃助成事業の充実のほか、「江東区創業支援事業計画」に基づき、区内民間団体と連携し、創業希望・予定者の支援に取り組む。◆制度融資は、経済情勢の変化に対応出来るよう、タイムリーにメニューの見直しを図るなど中小企業の資金調達支援を強化する。◆2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、企業活動の起爆剤となる事業を展開させる。

| 7 外部評価委員会による評価 | | |
|--|----|--|
| ①施策の目標に対し、成果はあがっているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 指標51・52・53の3指標は、31年度目標値には届いていないものの、現時点までの進捗としては概ね順調と評価できる。創業支援資金貸付件数のみ、31年度目標値に遠く及ばないものの、江東区だけの問題ではなく、我が国全体に共通する課題でもある。江東区における創業の潜在的可能性などを十分に見極め、目標値にとらわれずに、実効性のある支援を行っていく必要がある。 |
| イ | A | 施策の取り組み内容として書かれていることは着実に実行されていると言えるが、その施策自体が妥当かどうかについて検証が必要なものに思う。 |
| ウ | A | 区内中小企業の育成を評価する指標に対しては、新規追加となった「創業支援資金貸付件数」以外は成果が期待できる。本施策は区が行うべき施策であるとの意思がうかがえる。 |
| ②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 経営力・競争力の強化、後継者・技術者の育成、創業への支援の3本柱を掲げ、従業員20人未満の小規模企業が大半であるといった状況も踏まえながら、江東区における中小企業の実態に応じた取り組みを展開している。公衆浴場助成事業や「江東ブランド」推進事業などは、江東区の地域特性や強みを生かした取り組みであると評価できる。また、産業実態調査等により、中小企業の実態の的確な把握にも努めている。 |
| イ | A | 後継者育成や技術者育成を視点とするならば、事業のターゲットに中学生、高校生がもっと入るべきではないかと思う。目標と合致した対象の選定と明確化を図ってほしい。 |
| ウ | A | 地元に着目した中小企業のニーズに対して取り組みがなされている。公衆浴場助成事業や江東ブランドの事業展開などは特筆される。社会状況の把握を適切に行っている。今後の2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の会場となるメリットを生かせるような事業展開を期待する。 |
| ③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 区内産業団体との意見交換や連絡調整のための協議会を開催するとともに、中小企業団体の活動を支援する事業に取り組んでいる。国や都との関係における区の役割や連携、また、区と金融機関との連携の実態なども、評価シートだけではわからないため、それらを意識して説明を行うようにしていただきたい。産学公連携も具体的に何をめざすのか、より明確にする必要がある。 |
| イ | B | 区が取り組む意味や目的が明確に説明されていなかった。創業支援などを行うことが意味あることではあるが、それを区が行うことの意味づけを明確にした上で、施策の説明が必要である。 |
| ウ | B | 中小企業支援ガイドの内容は充実している。特に、「キzzaニア」の取り組みなどは注目度からも特筆すべき事業である。ただし、全体として、国や都との役割分担が適切かがわかりづらくなっている。地域で頑張っている中小企業の支援や江東ブランドの施策に区が特に力を入れる方が役割分担としては明確な感じがする。 |
| ④施策の総合評価 | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 経営力・競争力の強化、後継者・技術者の育成、創業への支援の3本柱に沿って、個々の施策を着実に推進している。区が中小企業を育成する本来的な意義、及び国、都、金融機関等との関係の中で、何をどこまで行うかなどについて、あらためて明確にした上で、メリハリのある取り組みを行う必要があると考える。 |
| イ | A | 産学公連携の取り組みと成果指標との関係が明確でない点が気になる。施策の内容が重要なことであると思うが、区が行うことも明確な意味づけをした上で、事業内容の選定を行うべきである。その上で、事業と成果指標との関係を明確に示す必要がある。 |
| ウ | A | 本施策の指標などから判断して概ね良好である。ただし、指標の内容が製造業に偏っている感じもする。また、新たに追加指標となった「創業支援資金貸付件数」など新規開業の支援について、今後も区が推し進めるべきかは多少の疑問が残る。 |
| その他 | | |
| <p>・評価業務を「評価のための評価」で終わらせないことが大切である。区が中小企業の育成に取り組む目的やその実現方法、目指す成果、その把握方法について、絶えず意識して計画を立て、自己評価をすることが重要である。江東ブランドをはじめ特筆すべき取り組みが見られるだけに、それらを含めて、取り組みの全体構造をより具体的かつ分かり易い形で評価シート等に記載することも必要と思われる。</p> <p>・国の施策として、50年後も人口1億人を目指し、東京一極集中から地方に雇用を確保することにより地方の人口減少に歯止めをかけることが求められている。そうした状況下で区は人口が増加している。人口増につながる中小企業の育成は検討の余地があるため、地場産業などの育成に特化した方が良いと感じる。</p> | | |

《参考》 外部評価モニターの評価

| S | A | B | C | 無回答 | 計 |
|----|----|----|----|-----|-----|
| 0人 | 5人 | 5人 | 0人 | 2人 | 12人 |

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・中小企業支援について、区役を明確にし、各種助成事業に関して、事業の目的や効果を改めて精査した上で、より一層の整理・見直しを検討する。
- ・区内の特徴ある高度技術や伝統産業に関して、求められる人材の確保や後継者育成に積極的に取り組む。
- ・産業実態調査の結果をもとに、より効果的な中小企業支援策を実施するとともに、企業や大学のニーズを踏まえた実効性のある産学公連携を検討する。

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------------|
| 施策 15 | 環境変化に対応した商店街振興 | 主管部長(課) | 地域振興部長(経済課) |
| | | 関係部長(課) | |

1 施策が目指す江東区の姿

特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

| | |
|---------------|---|
| ①利用しやすい商店街の拡充 | 今後開催されるオリンピック・パラリンピックを見据え、外国人を含む観光客への案内や、商店街の基礎を支える商店に対する支援を充実させ、区内外問わず来街者が楽しんで買い物ができる快適な商店街を目指します。 |
| ②商店街イメージの改革 | 商店街の魅力や活気を伝えるための、商店街独自のイベントの実施や空き店舗の活用等に対して、積極的な支援を行います。 |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・人口の増加等により、大型店の進出が継続している。あわせて消費者の購買動向が大型店やミニスーパー等の利用中心へと変化しており、インターネット販売等の通信販売利用者も増加している。また、商店街を構成する地域の環境の変化により、消費者の利用頻度も低迷が続き、多くの商店街では活気が失われつつある。 ・平成25年度の産業実態調査では、区内商店街の恵まれた立地環境が確認されており、同調査の区民アンケートでは、まちに活気をもたらす商店街に期待する声が7割を超えている。 ・これまでの地域の安全や安心、子育て世帯や高齢者への支援などの商店街に対する要望に加え、魅力ある店舗の情報発信等への要望もありニーズは多様化している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・会員数の減少や役員の高齢化とともに、商店街数の減少傾向が続き、商店街機能を維持することや、地域コミュニティの担い手として、まちの賑わいの創出や地域ぐるみの安全・安心への取り組み等の機能を備えることが困難となる。 ・さらに、商店街では業種構成が不足し、身近なサービスの提供が限定されることによって、商店街の魅力が損なわれるとともに、高齢者を中心とした近隣住民の徒歩による買い物の場が減少する。 ・商店街の組織力の低下により、多様化する区民や時代のニーズに応えることが困難となる。 |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|--------------------------|----|-----------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 55 1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数 | 日 | 1.7 | | | | | | 2.5 | 経済課 |
| 56 魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合 | % | 36.7 | | | | | | 45 | 経済課 |
| 57 商店会イベントへの来街者数 | 人 | 1,962 (25年度) | | | | | | 2,100 | 経済課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

| 5 施策コストの状況 | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
| トータルコスト | 215,894千円 | 184,023千円 | 216,620千円 | 278,913千円 |
| 事業費 | 169,551千円 | 141,407千円 | 174,370千円 | 235,309千円 |
| 人件費 | 46,343千円 | 42,616千円 | 42,250千円 | 43,604千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標55】これまで魅力ある商店街形成に向け、商店会への支援を継続してきたが「1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数」は、ほぼ横ばいで推移してきた。このため、商店会への支援にあわせて、平成26年度から「江東お店の魅力発掘発信事業」や「商店街空き店舗活用支援事業」等の個店向けの支援策を開始し、個店からの商店街活性化にも取り組んでいる。

【指標56】これまで魅力ある商店街形成に向け、各種支援を続けていたが「魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合」はほぼ横ばいで推移してきた。このため、平成26年度から商店会への新たな支援策として「魅力ある商店街創出イベント事業」の他、個店向けの支援策として「江東お店の魅力発掘発信事業」や「商店街空き店舗活用支援事業」を開始し、商店街活性化へ取り組んでいる。

(2) 施策における現状と課題

◆消費者ニーズの多様化や大型店舗の出店、他業態小売業との競争激化、インターネット等による商取引の増加などの環境の変化に加え、個店経営者の高齢化、後継者不足による基礎体力の低下など、商店街をとりまく状況は非常に厳しいものとなり、廃業等による空き店舗も目立っている。さらに、新規出店では、チェーン店など商店街組織に加入しない店舗も増えている。商店街組織を維持していくためには、個店の商店街組織加入促進や、商店街連合会への支援を強化し、組織の安定化を図る必要がある。◆その一方で、商店街は、身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちの活気を創り出し、防犯・防災活動、子育て支援、高齢者対策等、地域コミュニティの核としての役割を担うことも期待されていることが、平成25年度に実施した産業実態調査の区民アンケートで明らかになっている。多様化する区民や時代のニーズに応えることのできる機能を商店街が備えるためにも、様々な角度から商店会を支援していかなければならない。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆商店街の基礎を支える商店について、大型店舗にはない個性的な品揃えや、消費者一人一人に合わせた細やかなサービスの提供ができる個人商店ならではの魅力を、積極的に情報発信し、地域商業の活性化を図る。◆空き店舗の積極活用により、やさしいおもてなしなど特徴ある商店街の実現を目指す。◆商店会が自ら企画し実施するイベント事業への助成や、商店街連合会が行う区内共通商品券発行事業を補助することにより、地域に根ざした商店街機能の活性化を図る。◆商店会が設置している装飾灯及びアーケードの補修等に係る費用や電気料金の一部を補助することにより、道路交通の安全、犯罪の防止及び都市美化を図り商店街振興に寄与する。◆商店会が設置している装飾灯のLED化に係る費用を補助することにより、地球にやさしい環境対応型商店街への移行を推進し、環境に配慮する商店街をアピールすることにより一層の集客を図る。◆2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた商業振興施策として、外国人も含めたより多くの観光客を、区内商店街へ誘導するため新たな施策を推進する。◆産業実態調査により得た商店街を取り巻く環境等の基礎資料や、繁盛している各商店街が取り組んでいる事業や個店の活性化策などを基に、区民及び商店街のニーズを踏まえたきめ細かな支援策等、魅力ある商店街の形成に向けた新たな施策を推進する。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

・産業実態調査の結果を分析し、必要な情報を商店会と共有しながら、魅力ある商店街の実現に向けて、今後の施策展開を検討する。

・観光事業と連携した商店街の活性化方策及び効果的なPR方法について検討するとともに、オリンピック・パラリンピックを見据え、外国人にとっても利用しやすい商店街の実現を目指す。

| | | | |
|-------|---------------|---------|-------------|
| 施策 16 | 安心できる消費者生活の実現 | 主管部長(課) | 地域振興部長(経済課) |
| | | 関係部長(課) | |

| |
|--|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①消費者情報の提供の充実 | 将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。 |
| ②消費者保護体制の充実 | 高度化・複雑化した消費生活に関する被害から消費者を守ります。 |

| | |
|---|--|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成22年6月 改正貸金業法(総量規制)完全施行 平成23年10月 宅地建物取引業法施行規則改正(悪質勧誘禁止) 平成23年11月 越境消費者センター(海外から購入した商品に関するトラブルの消費者相談窓口)開設 平成24年8月 特定商取引法改正(訪問購入の追加) 平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布 平成24年8月 消費者基本法改正 平成24年8月 消費者安全法改正(消費者安全調査委員会の設置) 平成24年10月 金融商品取引法改正 平成25年6月 食品表示法公布 平成25年12月 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律公布 消費者保護関連の法整備が進むなか、消費者教育の区民ニーズも高まっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 悪質商法の手口は年々巧妙かつ複雑化していくので、関連法の整備や厳正な執行による対応が追いついていない。 通信網の発達や情報通信機器の利便性向上及び小型化等により端末機器等の普及が拡大することに伴い、金融経済知識や社会的経験に乏しい学生や未成年等の若者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化し、消費者被害が増加していく。 高齢者の増加に伴い、高齢者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化して消費者被害が増加していく。 食については放射能の問題だけではなく、食品表示について消費者の関心が高まることに伴い、不安心理や不信感が継続する。 化粧品による消費者被害は、外見ばかりではなく心理面への影響も大きく、不安が増加して行く。 インターネットによる購入や取引の増加に伴い、国内だけでなく海外の悪質事業者による被害が増加して行く。 上記の状況が予想されることから、消費者教育への区民ニーズがますます高まっていく。 |

| |
|--|
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 |
| |

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------|----|-----------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
| 58 消費者相談窓口を知っている区民の割合 | % | 34.1 | | | | | | 50 | 経済課 |
| 59 消費生活相談件数 | 件 | 2,529 (25年度) | | | | | | — | 経済課 |
| 60 消費生活相談の解決・助言の割合 | % | 70.26 (25年度) | | | | | | 72 | 経済課 |
| 61 消費者被害の予防を目的としたセミナー・講座への参加者数 | 人 | 610 (25年度) | | | | | | 650 | 経済課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| トータルコスト | 58,623千円 | 53,996千円 | 61,018千円 | 73,752千円 |
| 事業費 | 28,826千円 | 26,494千円 | 30,986千円 | 33,583千円 |
| 人件費 | 29,797千円 | 27,502千円 | 30,032千円 | 40,169千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標58】消費者相談窓口の区民周知について、区民まつりへの出展や消費者展の開催、消費者だよりの発行などにより、周知のためのPRを行っている。消費者だよりについては、年に1回発行し、全戸配布に変更するなどの取り組みを行っている。しかし、消費者相談窓口を知っている区民の割合は横ばいの状況である。今後、周知のための新たな広報活動やPRイベントを積極的に行っていく必要がある。また、未来の消費者である子ども達や若者にターゲットをしばり、消費者教育というかたちで消費者相談をPRしていくことも重要だと考える。

(2) 施策における現状と課題

◆生活基盤の一つである食に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、化粧品による深刻な健康被害を伴う事件、一向に減る気配の無い個人の財産を狙った悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等にも取り上げられる中、消費者の関心が高まっている。◆その一方で、消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くの区民に認知されていないという現状は否めない。また、若者や高齢者など特定の世代を対象とした消費者被害に遭遇してしまった際に、消費者相談窓口を認知しているにも関わらず、自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念し自己責任で対処した結果、更なる被害拡大に繋がるケースや、自責の念による諦めが悪質事業者の放置に繋がるケースが少なくなっている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民に対する消費者情報の迅速で的確な提供の実現を図るために、ホームページを活用し、相談案件が多い事例の紹介や被害の未然防止に向けた対処法の紹介を行っていく。また、国や都道府県が発信している消費者事故等の情報も区民に向けて発信していく。◆区民が消費者センターや相談窓口を容易に活用できるために、相談事例や相談方法を明確で分かりやすく紹介した広報紙を年1回作成し、江東区報とともに全戸配布を行うことで消費者行政の浸透を図り、その上でタイムリーな話題を発信して行くために区報への定期的なコラム等の掲載を行っていく。◆消費者センターの周知と相談窓口利用活性化を図るべく、ホームページや広報紙での周知と併せて、出前講座事業の宣伝を行い、若年層や高齢層などの世代別に特化したタイムリーな情報を教育施設や高齢者施設等で発信する。◆食と放射能の問題等から端を発し、度々繰り返される産地偽装や不正表示の問題でさらに増大した、食の安全・安心に対する不安を解消するための取り組みや、日用品による健康被害が発生した際の被害回復、悪質商法の横行による被害拡大防止や未然防止のための活動を強化するために、国や他行政機関との連携を密にして、迅速で正確な情報提供に努める。◆消費者教育の推進に関する法律の公布を受け、各世代を対象とした金融教育や消費者教育に積極的に取り組んでいく。主として、消費生活相談員と共に各施設等へ出向き、各世代にそれぞれ特化した消費者被害実例を報告し、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことや、区関係機関との連携構築を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。◆複雑化・多様化する消費者相談に対し、迅速かつ適切な解決方法を提示するために、必要な専門知識・技能の取得を向上させるとともに、他都道府県の相談員等と積極的な情報交換及び交流ができる研修に参加することにより、消費者相談員の資質向上に繋げていく。消費者センター改修を機に、その存在をPRするイベント・講座等を実施する。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

・消費者相談窓口の認知度向上に引き続き取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、常に区民へ迅速かつ適切な解決策を提示できるよう努める。

・消費者情報の提供及び消費者教育については、各事業の必要性・有効性について検討した上で、関係機関や民間企業等との連携を密にし、効果的に実施する。

| | | | |
|-------|------------|---------|--|
| 施策 17 | コミュニティの活性化 | 主管部長(課) | 地域振興部長(地域振興課) |
| | | 関係部長(課) | 政策経営部長(広報広聴課)、地域振興部長(文化コミュニティ財団)、区民部長(区民課)、福祉部長(障害者支援課)、都市整備部長(まちづくり推進課) |

| |
|--|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 世代や国籍を越えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。 |

| | |
|-------------------------|---|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①コミュニティ活動への参加の促進 | すべての区民が地域における町会・自治会活動や、NPOやボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。 |
| ②コミュニティ活動の情報発信 | 町会・自治会、NPOやボランティアなどのコミュニティ活動に関する情報を発信するとともに、情報の一元化を図り、参加・利用のマッチングができる仕組みを構築します。 |
| ③コミュニティ活動の環境整備 | 既存の区民館等公的施設のバリアフリー化を徹底するとともに、自由に区民が集い、活動できる場を整備します。 |
| ④世代、国籍を超えた交流の促進 | 区民まつりや花火大会などの地域に根ざしたイベントや、外国人居住者が地域に溶け込むきっかけづくりとなるイベントを実施します。また、区外団体との交流を推進します。 |

| | |
|--|---|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・人口の推移(外国人登録、外国人住民含む) 466,724人(H22.1.1)→493,952人(H27.1.1) ・町会・自治会加入率推移 63.7%(H22.4)→59.8%(H27.4) ・外国人登録、外国人住民数の推移 20,331人(H22.1.1)→22,766人(H27.1.1) ・NPO法人数 148団体(H22.3)→199団体(H27.3) ・ボランティア数(登録) (団体)85団体(個人)3,912人(H22.1) →(団体)98団体(個人)5,200人(H27.1) ・東日本大震災等を契機に、地域でのコミュニティの必要性が再認識され、防災、防犯、高齢者福祉等の分野で町会をはじめとする地域コミュニティに求められる役割が重要になってきた。 ・新住民が地域を知る機会や従来からの住民との交流機会の場が必要とされている。 ・外国人住民数の急激な増加や在留状況の長期化・多様化等から、情報の多言語化、日常生活上での問題などを相談できる体制の整備、日本語や生活習慣を学ぶ機会が求められようになった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模マンションの増加による居住形態や生活様式の変化に伴い、町会・自治会離れが更に進み、加入率の低下による住民同士のコミュニティの希薄化と活動の停滞が懸念される。その結果、地域活動の一層の低迷と共助力の弱体化により、災害時の地域における救護活動等は一層難しくなる。このため、通常のコミュニティ活動活性化への支援に加え、災害時の共助活動を組織化するための支援や活動情報の提供、場の確保、人材の発掘と養成・支援等が求められる。 ・区内のNPO法人数が増加する。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、区民のボランティアの気運が高まる。 ・今後も外国人住民の増加が予測されるなか、地域住民との間の生活習慣や文化の相互理解を深める機会の創出、生活情報の多言語対応、相談機能の充実、災害時における地域・行政機関・団体等の連携体制の整備が必要になる。 ・外国人住民を含む地域交流の場となるイベントの継続的な開催が求められる。 |

| |
|--|
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 |
| |

| | | | | | | | | | |
|--|----|-------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
| 62 町会・自治会・NPO・ボランティアなどコミュニティ活動に参加する区民の割合 | % | 21.9 | | | | | | 26 | 地域振興課 |

| 4 施策実現に関する指標 | | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|--------------|--------------------------------|----|----------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 63 | 区が提供するコミュニティ活動情報を使ったことがある区民の割合 | % | 20.6 | | | | | | 24 | 地域振興課 |
| 64 | 区民館・地区集会所・文化センターの利用率（区民館） | % | 55.6 (25年度) | | | | | | 60 | 区民課 |
| | 区民館・地区集会所・文化センターの利用率（地区集会所） | % | 20.6 (25年度) | | | | | | 25 | 地域振興課 |
| | 区民館・地区集会所・文化センターの利用率（文化センター） | % | 60.7 (25年度) | | | | | | 65 | 文化観光課 |
| 65 | 地域に根ざしたイベントへの参加者数 | 千人 | 770 (25年度) | | | | | | 1,000 | 地域振興課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

| 5 施策コストの状況 | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
| トータルコスト | 680,958千円 | 611,440千円 | 681,035千円 | 710,319千円 |
| 事業費 | 462,607千円 | 410,473千円 | 457,153千円 | 472,903千円 |
| 人件費 | 218,351千円 | 200,967千円 | 223,882千円 | 237,416千円 |

| 6 一次評価《主管部長による評価》 | |
|--|--|
| (1) 施策実現に関する指標の進展状況 | |
| <p>【指標62】コミュニティ活動の参加率は、ほぼ横ばいであるが、南部地域においては、大規模開発に伴い人口が増加するなか、自治会設立の動きや住民が自発的に行うイベントの開催が見られるようになった。</p> <p>【指標63】コミュニティ活動情報を利用したことがある区民の割合は横ばいであるが、コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」のリーフレットやチラシの配布、区報へのPR記事の掲載などの効果によりサイトへのアクセス数は増加し、認知度は高まっている。</p> <p>【指標64】施設の利用率は、改修工事等の影響で年度や施設により増減があるが、全体的にはほぼ横ばいである。地区集会所については、地域における高齢者福祉の拠点活動の場としての利用など、新たな利用形態も見られるようになった。</p> <p>【指標65】毎年、さまざまな企画などで参加者を増やすように努力をしているがイベントの多くが屋外での行事のため天候に左右され、参加者数が予測できない。</p> | |
| (2) 施策における現状と課題 | |
| <p>◆急増する大型・高層マンションを中心とした住民のライフスタイルの多様化と若年層の地域への関心の低さは、旧住民との地域コミュニティへの意識の違いを浮き彫りにしている。今後、円滑なコミュニティを形成していく上で新旧住民及び新住民同士の融合は必須の課題であり、新住民が地域を知る機会や住民相互の交流の機会となる情報と場の提供が必要であり、つながりをつくる取り組みが強く求められる。◆新旧住民の地域コミュニティに対する意識の差は町会・自治会加入率の低下という形で現れている。その一方で防災意識等の高まりから、改めて町会・自治会活動による地域力の回復と向上が注目されている。◆町会自治会では役員の高齢化と新たな担い手不足から世代交代が行われにくく、活動が固定化しており、幅広い参加につながっていない。◆コミュニティ活動を活性化するため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援が求められており、区民が主体的にコミュニティの発展や課題解決に取り組むまちづくりを推進するためには、町会・自治会等地縁団体と、NPO・ボランティア等専門的に活動している団体の連携強化が課題である。◆急増する外国人と地域住民との言葉や生活習慣の違いによるコミュニケーション不足から誤解やトラブルが増加する可能性があるため、区内外国人のニーズを十分把握した上での相互理解を深める機会の創出と、外国人がコミュニティ活動に参加しやすい環境を整備していく必要がある。</p> | |
| (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性 | |
| <p>◆住民同士のコミュニティ形成の一環として、町会への加入、または自治会の結成をより促進させる必要がある。その一環として、①マンション建設事業者との事前協議の強化、②マンションを対象とした自治会設立等支援事業、③区、町会自治会及び不動産関係2団体との4者連携による加入促進事業、④町会電子マップによる地域の見える化事業等を軸に推進することにより、加入又は設立への働きかけと支援を強化していく。◆自治会等未結成マンションを対象とした設立支援マニュアルや既存団体の活動支援マニュアルの整備、町会等活性化セミナーの開催等による支援を進める。◆区民がコミュニティ活動へ積極的に参加し、自らコミュニティの発展や課題解決に取り組む仕組みづくりと環境整備を図るため、「協働事業提案制度」を引き続き実施していく。また、コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」により地域で活動する市民活動団体等の積極的な情報発信を支援し、これらを活用して、団体活動の活性化や区民のコミュニティ活動に対する関心を高めていく。◆協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、開設へ向け検討を進める。◆今後も、引き続き区民館・地区集会所・文化センター等の改修工事を計画的に実施し、自由に区民が集い、活動できる場の整備を図っていく。◆区民まつりをはじめとした地域イベントを継続的に開催することで、様々な世代、地域を超えた交流の場を提供する。◆外国人と地域住民との異なる習慣、文化の相互理解が得られるよう国際交流・ボランティア団体等と連携した国際理解教育や交流イベントを推進する。また、交流イベントの開催時にアンケートによる実態調査を実施するなどして、外国人の生活実態とニーズの把握に努める他、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に多くの外国人が江東区を訪れることが予測されることから、地域において異なる言語・文化を持って生活する人たちを受け入れる環境づくりに取り組む。</p> | |

| 7 外部評価委員会による評価 | | |
|---|----|--|
| ①施策の目標に対し、成果はあがっているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 施策実現に関する指標については、22年度からフォローしている2つの数値がほぼ横ばい状態で推移しており、その点だけで見ればやや不十分と言わざるを得ない。ただ、大規模マンションの増加による居住形態や生活様式の変化に伴う、町会・自治会離れが進む中、不動産会社との連携で、参加率を向上させようと努力しており、プロセス面では評価できる。 |
| イ | A | 地域の実態や人口の変容など把握しながら課題解決のための施策を構築している点は評価できる。実施に当たっても、地域や民間の力も活用しながら取り組むための協働事業提案制度を創設するなど、新たな取り組みを開始している点も評価できる。今後は協働事業提案制度の成果を検証しながら、効果的な事業運営を行うことを期待したい。 |
| ウ | B | 前提として、「コミュニティ」の定義がわかりづらい。指標についても、目標値を達成したことによる区民及び区への成果がどうなるのかが分かりづらい。区としてコミュニティを活性化し、どうしていきたいのかを分かり易く説明することが必要である。その目的が災害時の共助活動であれば、活動拠点や該当する地域、区民と区の共同訓練などの実施を目標とすべきである。 |
| ②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 「ことこみゅネット」について、地道な努力で認知度が高まり、サイトへのアクセス数が増加したことは、区民とのコミュニケーションの点で評価できる。増加する外国人住民への目配りも意識している。一方で、平成25年度、26年度と「若年世代のコミュニティニーズの分析・内容把握に努める」と同様の記載があり、その進捗について今後確認する必要がある。 |
| イ | A | 協働事業提案制度の取り組みは、区民ニーズに対応するための新たな事業展開を図る上で評価できる。しかし、多様なニーズへの対応は、どこまでのニーズをどのように対応するのかという点の検討もした上で、事業展開を行っていく必要がある。 |
| ウ | B | 町会や自治会離れが進んでいることから、区民ニーズは低下していることになる。特にマンションなどの入居者の中にはコミュニティの煩わしさを望んでいなかったり、勤務先が区以外であり地元の活動に協力的になりえない状況であると感ずる。一方、社会状況としては防災活動や2020年のオリンピック・パラリンピック開催などにあたりコミュニティの活性化が必要である。このことを区民に理解できるような取り組みの展開が求められる。 |
| ③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 協働事業提案制度や団体の活動の活性化を支援する団体活動活性化セミナー等の事業を実施しているが、現在検討中の「中間支援組織」の目的や機能、体制など具体的なイメージが湧きにくく、一部の外部評価モニターからも疑問が投げかけられている。組織をつくるのが自己目的化しないよう、具体的な設計を期待したい。 |
| イ | A | 協働事業提案制度は評価できる取り組みである。まだ始まって間もない取り組みであるが、その事業の検証を行いながら、事業の推進を図ることを期待したい。 |
| ウ | B | コミュニティを利用したまちづくりのためには区民と区の協働は必要である。区民からの要望などは出張所の係長が対応しているとのことだが、1人に対応するには限界がある。区として区民との協働を推進するのであれば、幹部職員に担当地区を持たせ、辞令交付（習志野市で実施）などにより責任を持たせることも必要である。 |
| ④施策の総合評価 | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| ア | A | 大規模マンションの増加など、従来のコミュニティを維持し、活性化することが難しい要素が増えてきている中、江東区におけるコミュニティとの定義や活性化の目的といった基本的な考え方や理念が見えにくい点に課題があると思う。住民にとってのコミュニティとは何かという視点から、より具体的でかつ深い議論を行ってほしい。 |
| イ | A | 施策の取り組み状況について、地域や区民の状況、課題、ニーズを把握しながら事業の推進に当たっている点は評価できる。ただし、「コミュニティ」の定義を明確にし、江東区として目指す姿を具体的に示すことが大切である。実施主体が町会や自治体、民間事業者など多様であり複雑である。活性化を実施するためのシンプルな仕組みづくりについて検討し、江東区として目指す地域作りや、その最も効果的な取り組み方法について考えながら施策の推進を図ってほしい。 |
| ウ | B | この施策をまず区民に理解してもらうことと、区の職員の意識改革が必要である。コミュニティの活性化に関する指標が、区民のボランティアの参加や区民館等の利用状況等となっているが、区全体の施策の優先順位が低いと思われる中、この施策を推し進めたいのであれば熱意や説得力のある目標を掲げるべきである。 |
| その他 | | |
| この施策は区民にわかりにくい(区民のメリット)ものであるとともに、地方では自然と結成されるコミュニティが都会では結成されない状況の中で、どう考えていくかである。町会組織と自治会組織は同一にすべきであり、その上で町会に加入することで区民にメリットがあるような施策を展開していく必要があると感じた。 | | |

《参考》 外部評価モニターの評価

| S | A | B | C | 無回答 | 計 |
|----|----|----|----|-----|-----|
| 1人 | 6人 | 3人 | 2人 | 0人 | 12人 |

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化について、その目的や効果を改めて精査した上で、地縁コミュニティの強化に取り組みつつ、若年世代のコミュニティニーズの分析・内容把握に努める。
- ・協働事業を積極的に推進し、団体活動を活性化させるとともに、協働体制を支援する中間支援組織が有効に機能するよう、その目的や役割を明確化し、設立に向けて運営手法の検討を進める。
- ・区内に居住する外国人のニーズを把握・分析し、コミュニティ活動に参加できる仕組みづくりに取り組む。
- ・「ことこみゅネット」の認知度を高め、活用を推進し、引き続きコミュニティの活性化を積極的に支援する。

| | | | |
|-------|-------------------------|---------|--|
| 施策 18 | 地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進 | 主管部長(課) | 地域振興部長(文化観光課) |
| | | 関係部長(課) | 総務部長(総務課、人権推進課)、地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、福祉部長(障害者支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課、江東図書館) |

| |
|--|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供 | 時代に合った学習メニューの充実や図書館における地域の読書活動推進、区内スポーツ施設を活用した教室事業などにより、多様な学習・スポーツの機会を提供していきます。また、施設の充実を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体との連携を推進します。 |
| ②継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援 | 生涯学習・スポーツ団体の育成や相互交流等を通して、継続的な活動に対する支援を充実させるとともに、オリンピック・パラリンピック開催に向けた一層のスポーツ振興を図ります。また、区民が自ら蓄積した知識・技能・経験などを地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。 |

| | |
|--|--|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> 文化・スポーツ施設の整備については、他自治体に比べてトップクラスに位置しているが、人口増の著しい臨海部においてニーズが高まり、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいる。 退職を迎える世代は生涯学習を通じた地域社会との関わりを求めている。 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定した。 都では、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催やその先を見据えた今後の芸術文化振興における基本方針となる「東京文化ビジョン」を平成27年3月に策定した。 平成23年にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関する基本理念等が規定された。これに基づき、区では今後のスポーツ振興の道すじを示す「江東区スポーツ推進計画」を平成27年3月に策定した。 図書館では、ライフスタイルの変化により、開館日や開館時間の拡大が求められている。また、IT機器の急速な普及により、インターネットやデータベース等を活用した利用者サービスの拡大が求められている。 国の「子どもの読書活動の推進計画」及び都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、平成23年3月に策定した「江東区子ども読書活動推進計画」により、子どもの読書活動の充実に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習施設では、こどもから高齢者まで誰もが学べる学習環境の整備や施設の更なる効率的な活用が求められる。臨海部の人口増により、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められる。 行政が行う生涯学習の役割の明確化と民間カルチャーセンターとの棲み分け・連携が求められる。 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、ボランティアの育成や江東区の文化を発信していく取り組みが求められる。 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定に伴い、障害者スポーツを含むスポーツ全般に関する区民の興味・関心が高まる。 こども・高齢者人口の増加に伴い、体力向上や健康維持など、スポーツに求められるニーズが高まる。 図書館では、多様化する生活スタイルに対応するため、開館日数・時間の拡大やITサービスの拡充により、一層の利便性向上が求められる。また、地域特性を活かした特色あるサービスの提供が求められる。 こどもの読書活動推進のための場の拡大や機会の充実を図るために、図書館ボランティア等との連携が強求求められる。 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が契機となり、図書館ではオリンピック関係の資料の提供が求められる。 |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|-------------------------------------|----|-----------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 66 生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合 | % | 16.6 | | | | | | 25 | 文化観光課 |
| 67 図書館の利用者数(年間) | 千人 | — | | | | | | 3,150 | 江東図書館 |
| 68 図書館資料貸出数(年間) | 千冊 | 4,322 (25年度) | | | | | | 5,250 | 江東図書館 |
| 69 生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合 | % | 11.7 | | | | | | 20 | 文化観光課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| トータルコスト | 5,857,393千円 | 5,388,984千円 | 6,608,106千円 | 8,695,126千円 |
| 事業費 | 5,063,887千円 | 4,668,069千円 | 5,974,495千円 | 8,022,876千円 |
| 人件費 | 793,506千円 | 720,915千円 | 633,611千円 | 672,250千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標66】 こどもから高齢者まで幅広い世代を対象とした講座を実施するとともに、民間カルチャーセンターにはない、地元商店街等と連携した地域理解講座などを実施してきたが、生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合は減退傾向にある。施設の大規模改修に伴い、休館する施設の利用グループが、活動を休止するケースなどもある。引き続き魅力ある講座等を実施するとともに、施設休館の際には、利用者に他の施設を紹介するなど、きめ細かな対応を図っていく。

【指標68】 貸出数は平成22年度以降、平成23年度をピークに平成24年度と平成25年度は減少しているが、これは江東図書館と砂町図書館の改修工事に伴い減少したものであり、潜在的に貸出数は増えるものと思われる。平成27年度に蔵書数を増やしてリニューアルオープンする豊洲図書館や、江東図書館、砂町図書館で導入し、豊洲図書館でも導入予定の自動貸出機、自動返却機、自動予約受取コーナー等利用者の利便性向上とサービスアップを図ることによって、図書館利用者数及び資料の貸出数は増加を続けていくものとする。

【指標69】 学習した成果など、区民の知識・経験を活かすため、区民自らが講師となる区民企画講座や区民協働講座などを実施してきたが、生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合は減退傾向にある。講座等の内容を充実させるとともに、成果を発表できる場を確保していく。

(2) 施策における現状と課題

◆長期計画により目指すべき方向性は示されているが、区としての総体的な文化振興に係る基本方針の策定について、今後検討する必要がある。また、民間カルチャーセンターの進出により、行政との役割分担や協働・連携のあり方を整理する必要がある。◆区民の学習支援に関し、学習グループの高齢化による活力の減退が懸念される。また、退職を迎える世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要がある。◆江東区スポーツ推進計画に掲げるスポーツ実施率（目標値概ね65%）向上の取り組みが必要である。◆スポーツ推進計画では『「元気な未来へ」Sports Garden 江東!』をキャッチフレーズとし、区のスポーツ振興を図っていく。具体的な展開としては、2020年東京オリンピック・パラリンピックの中心地としてのムーブメントの推進、水辺を活かしたスポーツ振興に取り組むほか、ライフステージに応じたスポーツ環境の創出、関係各主体との連携による地域活力の向上、場の確保等を通じて、江東区スポーツ推進計画の実現を図る必要がある。◆図書館の利用者は増加し、そのニーズは多様化、高度化している。区民の生活を支援し、生涯学習に資するため、ニーズに適応した一層のサービス向上が必要である。◆対面朗読サービスや音訳資料の作成といった図書館サービスの一部がボランティア等の参加により提供されているが、参加者の恒常的な確保や、新たなサービスの提供方法の確立に取り組む必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆文化振興に関する基本方針のあり方について検討する。◆民間の活力を活かしつつ、学習後の成果を区民が地域に還元する仕組みを確立し、参加区民の自主的活動を支援する取り組みを試行的に実施する。また、自主・自立的な学習支援について、現在行っている参加者募集や初年度の施設確保に加えて、利用団体をサポートしていく（グループサポート事業など）支援策を実施する。◆2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、区民の参加機運が高まっていることから、先駆的な取り組みとして進めている「英語ボランティアガイド養成講座」や「おもてなし英会話」など、ボランティアの育成、語学講座の拡充を図る。◆学習成果を地域に還元し、学習者の生きがいにもつなげていく仕組みとして、リバーガイドや観光ガイド養成講座などを実施しているが、今後、退職後の世代の知識・経験を活かすことができるよう、区民が企画し、自らが講師となる区民企画講座を拡充するなど、退職者が地域と関わるきっかけとなる事業を推進していく。◆スポーツ実施率向上では、こどもや高齢者、子育て世代等幅広い層に対する事業展開を実施するほか、障害者スポーツの振興に取り組む。◆スポーツ推進計画の実現に向け「江東区スポーツ推進連絡会」の開催等を通じて、スポーツ施設指定管理者や体育協会、スポーツ推進委員など様々な主体の役割分担のもと、効率的な事業展開を行う。◆「こども読書活動推進計画」の実施をはじめとした読書活動の推進にあたっては、ボランティアの活用を図りながら、各種関係施設との連携を図り、地域との協働による事業を推進する。◆地域の情報拠点として図書館機能を充実させ、地域特性に合わせた特色あるサービス展開による魅力ある図書館を目指す。図書館ボランティア等との協働や関係施設との連携を進め、地域に根ざした読書活動を推進する。施設計画、窓口サービス、ITシステムを有機的に連携したサービス強化を図る。◆多様化する利用者ニーズに向けて、効率的な図書館運営を図るため、施設環境整備や様々な情報提供に対応できる体制づくりに取り組む。◆2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に関連し、国際理解だけでなく、障害者スポーツや各種競技種目、オリンピックやパラリンピアン等、広い視点で資料を収集していくとともに、大会終了後も資料の収集や公開に取り組む。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・生涯学習やスポーツ振興に関して、区民のニーズや利用実態を十分に把握した上で、ニーズに対応した事業を展開するとともに、生涯学習やスポーツ活動に参加していない区民の参加を促すような仕組みについても検討する。
- ・スポーツ推進計画に基づき、スポーツを支える各主体との連携を図り、明確な役割分担のもと、有機的・効果的な事業展開に努める。
- ・団塊の世代の区民が、積極的に自らの知識や経験を地域で活かせる仕組みを検討する。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とし、区民が様々なスポーツに親しむ機会を提供し、スポーツ実施率の向上に努める。

| | | | |
|-------|-------------|---------|--------------------|
| 施策 19 | 男女共同参画社会の実現 | 主管部長(課) | 総務部長(男女共同参画推進センター) |
| | | 関係部長(課) | |

| |
|---|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。 |

| | |
|----------------------|--|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①男女平等意識の向上 | 広く地域社会、区民に向けて、幼少期からの性別による固定的役割分担意識を見直す啓発活動を進めます。 |
| ②性別によらないあらゆる活動への参加拡大 | 区民が性別に関わらず社会で活躍するとともに、家庭、個人の生活を充実していけるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。 |
| ③仕事と生活の調和の推進 | 仕事と生活のあり方を考え直すワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業に対し積極的な取り組みの働きかけと個人の意識啓発などを行います。 |
| ④異性に対するあらゆる暴力の根絶 | 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を行います。また、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、ストーカーなど、異性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。 |

| | |
|--|--|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成22年12月 国による第三次男女共同参画基本計画の策定 平成23年3月 江東区男女共同参画KOTOプラン策定 平成24年3月 東京都男女平等参画行動計画改定・東京都配偶者暴力対策基本計画改定 平成24年6月 「『女性の活躍による経済活性化行動計画』～働く『なでしこ』大作戦～」策定 平成26年4月 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 平成26年10月 男女雇用機会均等法にかかる最高裁判決:妊娠中の軽易業務への転換を「契機として」降格処分を行った場合は原則違法の判決が出た。 平成27年4月 「改正 次世代育成支援対策推進法」の施行 「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」(平成26年度)の結果、男女の地位の平等感について、前回調査(平成21年)から比べて、学校教育を除く多くの面で男性が優遇されているとの意識が高まり、全体では約7割の人が男性優遇と考えているところ、女性が男性優遇と感じている割合は75.2%と男性が男性優遇と感じている割合の67.2%よりも高くなっている。 また、固定的な性別役割分担意識(※)について、否定的な意見は女性55.1%、男性47.4%で、男女間の意識に差があるが、全体として否定的意見が増加している。 ※固定的な性別役割分担意識:「男性は外で仕事、女性は家庭で育児」というような意識。 さらに、仕事と仕事以外の生活の時間的バランスについて、希望は「すべてのバランスをとりたい」方が約4割だが、現実には仕事優先が約3割となっている。 性的少数者(LGBT)の人権に関する認識が社会的な関心事となってきた。 | <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進行に伴う労働力不足から、女性の労働力需要は大きく、女性が意欲を持って社会的に活躍することを求める社会経済的な方向性が強くなっている。これに伴い、保育需要が伸びるとともに、家族が協力して介護・子育てに取り組んでいくことが重要となることから、ワーク・ライフ・バランスの必要性が高まっていく。 子育てや家族介護にかかる家族、近親者の当事者能力の衰退が進み、児童虐待や高齢者虐待の増加、それらの未然防止に向けた対症的な行政需要が増加するとともに、当事者の就業、社会生活の平均的耐力が低下し、中堅就労者の退職事例が増え、企業の事業遂行力が低下する。 女性に対する暴力防止に関して、一定の法整備や都・区における暴力防止対策施策により、相談支援は増加しているものの、潜在的被害者は少なくないものと考えられ、一層の被害者支援が求められる。男性に対する暴力も、事例が顕在化しており、相談等の支援体制の整備が求められる。 男性が家庭生活、地域社会活動に積極的に参画することが出来るような環境整備、意識啓発が一層求められる。 次世代を育成する世代を対象に、潜在的な固定的な性別役割分担意識を再認識する啓発機会を積極的に作ることを求める。 法務省の定める人権課題、東京都人権施策推進指針(平成27年度改定)で謳われる性的少数者の人権課題について、区としての見識が問われる。 |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|-------------------------------------|----|-----------------|------|------|------|------|------|-------------|----------------------|
| 70 男女が平等だと思ふ区民の割合 | % | 13.6 | | | | | | 40 | 男女共同 参画推進 センター |
| 71 区の審議会等への女性の参画率 | % | 33.6 (25年度) | | | | | | 40 | 男女共同 参画推進 センター |
| 72 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合 | % | 27.4 | | | | | | 38 | 男女共同 参画推進 センター |
| 73 DV相談件数 | 件 | 4,234 (25年度) | | | | | | — | 男女共同 参画推進 センター |
| 74 DV相談窓口を知っている区民の割合 | % | 41.2 | | | | | | 70 | 男女共同 参画推進 センター |

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| トータルコスト | 235,809千円 | 206,334千円 | 573,599千円 | 728,141千円 |
| 事業費 | 163,485千円 | 139,625千円 | 494,760千円 | 656,316千円 |
| 人件費 | 72,324千円 | 66,709千円 | 78,839千円 | 71,825千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標70】男女が平等だと思ふ区民の割合は、減少傾向にある。区の施策ばかりでなく、国・都の施策、社会全体の動向が影響してくる指標ではあるが、目標値には遠く、一層の施策の充実が必要と考える。

【指標71】区の審議会等への女性の参画率は、長期計画策定時よりは上昇しているものの、平成25年度より微減した。行政会議を通じての所管部署への働きかけが効果をあげておらず、よりきめ細かく直接的な働きかけが求められている。

【指標72】仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合については、平成24年度までは上昇傾向であったが、ここ数年は減少傾向にある。ワーク・ライフ・バランス実現のためには、区内企業（事業所）への直接的な働きかけが必要である。

【指標73】DV相談件数については、最終的には0件になることが理想ではあるが、一定時期までは相談をしていなかった層の掘り起こしが必要なため、件数が増えていくことが望ましい。現在はまだ過渡期であると認識している。

(2) 施策における現状と課題

◆男女共同参画意識を広く浸透させるため、広報紙「こうとうの女性」を発行し全戸配布を行っているが、その認知度は上がっておらず、広報啓発効果もあがっていない。◆男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動の担い手を育成するため、基礎知識と実践方法を体系的に学ぶパルカレッジを実施しているが、パルカレッジ修了者が必ずしも実際の地域活動に結びついていないと見えず、実践への橋渡しを事業化する必要がある。◆DV問題を主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を実施し、この窓口を中心として、保護第一課、保護第二課の婦人相談部門との連携により、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしてしている。DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により、相談事案は多岐にわたり、かつ増加しているが、現状では子育て支援課や保健相談所など関係各課や警察署等との緊密な連携により対応してきている。現状でニーズがありながらカバーできていない課題として、性暴力被害者支援、男性相談については、支援体制の整備を検討する必要がある。◆ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙において積極的に取り組んでいる企業を紹介するなど、広く啓発を図っているが、実際に取り組んでいる企業は少ない。◆「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」については、制度の運営主体である国からの周知があまりされておらず、区民の認知度は低いものと思われる。◆「性的少数者」の人権課題については、区民対象の学習講座やパルカレッジにおいて小規模ながら啓発は行っているが、行政内部においても行政課題としての認識は低く、改善が必要になっている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆広報紙について、センター利用者またはパルカレッジ修了生等の意見聴取など、区民の視点に立った紙面づくりなど内容の充実を図る。◆パルカレッジ修了生が男女共同参画フォーラムの運営及び企画団体として参画できるよう、フォローアップを行うとともに、既存NPOの活動や行政分野での人材ニーズにつないでいく仕組みづくりを進める。◆配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させるため、専門相談員のスキルアップや各関係所管・警察署等との連携強化を図り、性暴力被害者支援体制整備と男性相談実施を計画する。◆ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、区内企業（事業所）への直接的な働きかけを実施するとともに、支援施策を幅広く検討する。◆平成27年度に策定する第6次男女共同参画行動計画とDV防止法に基づく基本計画に基づき、効果的な施策展開を関係各課と連携して推進する。◆平成27～28年度の男女共同参画推進センターの大規模改修時には、男女共同参画に関する啓発事業・学習事業等は代替不能のため、他施設での実施などに努める。◆「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」について、更なる啓発PRに努める。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進や男女共同参画意識の向上について、効果的な啓発方法を検討する。
- ・講座事業については、他部署や外部機関との連携を図り、効率的・効果的に実施する。
- ・子どもに対する人権教育については教育委員会等関係部署と連携し、その充実について引き続き検討する。
- ・DVへの対応は、警察等関係機関と緊密な連携を図るとともに、その相談支援体制について幅広く検討する。

| | | | |
|-------|---------------|---------|---------------------|
| 施策 20 | 文化の彩り豊かな地域づくり | 主管部長(課) | 地域振興部長(文化観光課) |
| | | 関係部長(課) | 地域振興部長(文化コミュニティ 財団) |

| |
|--|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①伝統文化の保存と継承 | 文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財保護推進協力員との協働及び伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。 |
| ②芸術文化活動への支援と啓発 | 芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。 |
| ③新しい地域文化の創造と参加促進 | さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。 |

| | |
|--|--|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「区に長く住んでいるが地元のことをよく知らない」、「引越してきたばかりで江東区を知りたい」と高い定住志向とともに、身近な区の歴史や文化に関心が向けられている。 ・居住環境や地域のつながりが薄れてきたことによって、区民が地域の文化を知る機会が少なくなり、自分が住む地域の文化・伝統を知りたい欲求が高まっている。 ・ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や芸術文化活動などに参加したいという要望が高まっている。 ・質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に出ています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における文化資産は区民の貴重な財産として育まれ、将来にわたり引き継がれるべきものであるとともに、観光や地域振興につながり、地域を活性化させていく上で文化資産の保存・活用が求められていく。 ・区民の誰もが身近に地域の文化や伝統に触れることができる機会の一層の充実が求められる。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えてくることが予想される。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、江東区を訪れる国内外からの観光客等に、江東区の歴史や文化を発信していくことが求められる。 |

| |
|--|
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 |
| |

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------|----|------------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 4 施策実現に関する指標 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
| 75 文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合 | % | 39.3 | | | | | | 50 | 文化 観光課 |
| 76 この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合 | % | 53.9 | | | | | | 65 | 文化 観光課 |
| 77 芸術文化活動団体の施設利用件数 | 件 | 59,680 (25年度) | | | | | | 66,000 | 文化 観光課 |
| 78 街かどアーティストの登録団体数 | 組 | 69 | | | | | | 80 | 文化 観光課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| トータルコスト | 698,600千円 | 654,262千円 | 746,727千円 | 1,226,006千円 |
| 事業費 | 670,200千円 | 628,148千円 | 718,072千円 | 1,185,838千円 |
| 人件費 | 28,400千円 | 26,114千円 | 28,655千円 | 40,168千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標75】本区は江戸時代から続く伝統的な祭りや角乗などの伝統芸能、江戸切子をはじめとする様々な伝統工芸が区内に受け継がれており、また、歴史ある寺社とそこに伝わる文化財も多数存在している。伝統文化の周知、継承及び伝承者の育成を図るため保存会と連携し、民俗芸能大会、新春民俗芸能の集い、伝統工芸展などで発表の場の確保に努めている。また、本区の歴史や文化財の周知を図るため、文化財保護推進協力員を増員し、普及・啓発活動の充実を図っている。今後も、伝統芸能・伝統工芸の公演、公開の場の提供等を通して、後継者の育成等を支援するとともに、こどもたちを含めた多数の区民が伝統芸能・伝統工芸に触れる機会の充実を図り、その理解と普及を図っていく。また、広く区民に区の歴史や文化を知ってもらうため、文化財の収集・活用を図り、伝統文化に関する情報の発信力を強化していく。なお、本区の伝統文化や文化財の保存と継承について、区民の関心度はほぼ横ばい傾向で推移してきているが、今後、区民の文化財愛護精神の高揚を図るため、歴史三館の積極的な活用が課題となっている。

【指標76】一般区民を対象に、こどもから高齢者まで楽しめる多様なジャンルの公演の提供を行ってきたが、この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合は減少傾向にある。今後は、SNS等のインターネットツールを活用したPRを検討するなど、情報発信を強化していく。

【指標77】成果発表会など、区内アマチュア芸術活動団体の成果を発表する場の提供や、共催・協力事業などを実施してきたが、芸術文化活動団体の施設利用件数は減少傾向にある。共催・協力事業を引き続き実施していくとともに、新たな成果発表の場など、団体の活動意欲を向上させるための施策を検討していく。

(2) 施策における現状と課題

◆本区は震災、戦災により壊滅的被害を受け貴重な文化財を数多く失った。昭和55年に文化財保護条例を制定し、文化財をできる限り広範囲に捉え、それを台帳に登録する制度を採用し、平成26年度末現在登録件数は、1,058件である。これらの文化財の保存、保護活動を6名の文化財専門員を中心に進めている。これらの活動を行政のみで行うことには大きな制約がある。今までの文化財行政では、文化財講習会を通じて数多くの区民と協力関係を築き、保護活動を進めてきた経緯がある。他区と比べて格段に多い文化財を継承していくためには、文化財保護に必要な人材を育成し、区民との協働体制を継続していくことが必要である。◆年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多彩なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えるとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。経費的にも、共催の運営形態をとることにより実質的な経費の支出を抑えている。新たな地域文化の創造については、「江東のくるみ」と称され28回目を迎えた「くるみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い文化芸術を芸術提携団体に限らず、区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。◆地域文化施設及び歴史文化施設については、観光拠点である深川東京モダン館や亀戸梅屋敷、地域と連携し、対外的に認知度を高めていく取り組みを行う必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆文化財の次世代への継承を図るために、地域の文化財保護活動のリーダーとして啓発活動を進める民間協力員と位置づけられている文化財保護推進協力員の活動の充実を図り、地域に根ざした文化財保護活動のより一層の推進を図る。また、伝統芸能・伝統技術の各団体と連携し、技の披露、発表の場の確保に努め、多くの区民に本区の歴史や文化財の周知、伝統文化等の保存・普及を図っていく。◆区内アーティスト及び芸術提携2団体等との連携を強化し、次世代の芸術の担い手を育てるため、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団の合同講演を実施するなどジュニア事業を拡充する。◆多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、バレエとオーケストラという他にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化「江東真夏の第九」などをアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。◆平成27年度に新たにオープンする豊洲文化センターのホールを活かし、区民参加型ミュージカルの公演を実施するなど、新しい地域文化を創造していく。◆2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、地域文化施設、併設記念館及び歴史文化施設と深川東京モダン館、亀戸梅屋敷、旧中川・川の駅及び三代豊国五渡亭園と連携し、日本の伝統文化を発信する事業を展開していくことにより、地域の活性化を図っていく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・文化財や伝統文化の保存・支援について、他分野の施策と連携を図りながら、一層のPR及び活用に努める。
- ・本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携することで新たな地域文化の育成に努めるとともに、その積極的なPRに取り組み、より多くの区民の参加を促す方策を検討する。
- ・個々の歴史文化関連施設について、効果的なPR活動を展開するとともに、利用実態を分析し、さらなる効率性・採算性の向上策を検討する。

| | | | |
|-------|---------------|---------|---------------|
| 施策 21 | 地域資源を活用した観光振興 | 主管部長(課) | 地域振興部長(文化観光課) |
| | | 関係部長(課) | |

1 施策が目指す江東区の姿

江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み

| | |
|-----------------|--|
| ①観光資源の開発と発信 | 地域が持っている魅力を活かしながら、水辺を活用した観光を推進するなど、新たな観光資源の開発に取り組みます。また、ホームページなどあらゆる媒体を活用し、区と区民一体となって区の魅力をPRします。 |
| ②観光客の受け入れ態勢の整備 | 観光拠点施設等の整備や交通利便性の向上及び観光バリアフリー化の推進に取り組みます。また、おもてなしの心を持つ観光ガイドを養成するなど、人材の育成に取り組みます。 |
| ③他団体との連携による観光推進 | 他自治体・観光関連団体などとの連携により、新たな観光メニューづくりやシティプロモーションなど観光施策を幅広く推進します。 |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」(平成26年6月)では、2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2,000万人を目指すこととした。また、都においても「観光産業振興プラン」(平成25年5月)や「東京都長期ビジョン」(平成26年12月)を策定し、観光振興に対する取り組みを強化している。 区においても、「江東区観光推進プラン」を平成23年3月に策定した。 臨海部においては、集客力の高い商業・アミューズメント施設や東京ゲートブリッジなどランドマーク性の高い建物が建設され、本区への観光客の増加が見込まれる。 「東京スカイツリー」が平成24年5月に、「亀戸梅屋敷」が平成25年3月に開業した。また、全区的な観光推進組織としての役割を担う一般社団法人江東区観光協会を平成25年2月に設立した。 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定した。 観光による地域経済活性化の期待が高まっており、本区観光資源の有効活用が求められている。また、適切な観光の情報発信と効果的なPRも求められている。 | <ul style="list-style-type: none"> 観光客誘致による地域経済の更なる活性化が求められる。 観光資源の効果的な活用と、区内外に対する積極的なPRが求められる。 新たな観光スポットを活かし本区観光行政の充実を図る必要性が高まる。 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、海外からの観光客の増加が見込まれ、その対応が求められる。 臨海部開発の進捗により、今まで以上に臨海部と内陸部との観光資源を結んだ周遊性と東京スカイツリー等からの観光客の区内への誘客が強く求められる。 区内外に向けた情報発信として、区の魅力を分かりやすく紹介する観光案内マップ、観光ホームページ等PRツールの充実、整備が必要とされる。 「江東区観光推進プラン」について、社会状況の変化等を反映させた行動計画を策定するため、平成27年度に改定を行う予定である。 |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標

| 指標番号 | 指標内容 | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|------|--------------------------|----|------------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 79 | 魅力的な観光資源があると思う区民の割合 | % | 71.6 | | | | | | 75 | 文化観光課 |
| 80 | 江東区内の主要な観光・文化施設への来場者数 | 千人 | 1,442 (25年度) | | | | | | 2,000 | 文化観光課 |
| 81 | 観光情報ホームページへのアクセス件数 | 件 | 96,472 (25年度) | | | | | | 300,000 | 文化観光課 |
| 82 | 観光ガイドの案内者数 | 人 | 3,686 (25年度) | | | | | | 6,000 | 文化観光課 |
| 83 | 地域や他の観光関係団体等と連携して展開した事業数 | 件 | 34 (25年度) | | | | | | 50 | 文化観光課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| トータルコスト | 199,927千円 | 182,413千円 | 216,850千円 | 201,677千円 |
| 事業費 | 147,495千円 | 134,118千円 | 165,948千円 | 153,224千円 |
| 人件費 | 52,432千円 | 48,295千円 | 50,902千円 | 48,453千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標80】観光・文化施設への来場者数は、震災の影響により平成23年度に激減し、平成25年度まではそれ以前の水準には戻っていない。来場者の増に向けて、新規の来館者と同様にリピーターの確保も重要であり、各施設とも、常設展示のほかイベントや企画展などにより来場者の確保に取り組んでいる。

【指標81】ホームページへのアクセス件数は、平成25年度に江東区観光協会のホームページが開設されたことにより大幅に増加した。今後も江東区観光協会ならではの魅力的な情報発信を行い、目標値の達成に向けて取り組んでいく。

【指標82】観光ガイドの案内者数は、平成20年度1,216人から順調な伸びを示し、平成24年度は団体での申込みが多く4,914人と増加したが、平成25年度以降は3,500人程度で推移している。観光ガイドについては、区民団体との協働事業であり、区が文化コミュニティ財団と連携して育成してきた。平成27年度からは江東区観光協会が事業主体となったが、今後も区は観光ガイドの養成に取り組む。

(2) 施策における現状と課題

◆区は、神社・仏閣等の史跡や、臨海部を中心とした大規模娯楽施設など、多様な観光資源に恵まれ、観光地としての魅力を十分に備えており、その資源を十分に活かす体制を構築する必要がある。今後、観光客の総合的な受け入れ態勢の整備や一体的な情報発信の強化など、観光事業に対する戦略的、体系的な施策の推進が求められている。◆東京スカイツリーや豊洲新市場の開場など、全国からの観光客に対し本区の魅力を伝え、区内へ誘客することにより地域経済の活性化を図るとともに、区民の区への愛着を高め、持続的な地域振興につながる観光事業の推進が求められている。◆観光振興による地域経済の活性化には、新たに整備された観光拠点の活用とともに、既存の観光施設などの物的資源や文化観光ガイドなどの人的資源を有効に活用した施策の展開が求められる。そのためには、観光施策全体の中で、各事業の役割・位置付けを明確にし、目的の達成に向けて総合的かつ計画的に事業を実施する必要がある。◆平成25年に設立した江東区観光協会については、観光振興について区との役割分担・連携を明確にし、更なる観光推進の充実が求められている。◆ご当地キャラクターブームの追い風もあり、観光キャラクターを利用したマスメディアへの露出や観光PRブースの出展の機会も増えているが、観光PR及び区の知名度・イメージ向上に資する取り組みとなっているが、その効果測定が求められる。◆観光推進プラン策定時には、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が想定されていなかったことから、平成27年度の改定においては、社会状況の変化なども踏まえて見直す必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆観光推進プランに基づき、区が持つ多様な物的・人的資源や水辺などの地域特性を生かした総合的かつ計画的な観光施策の展開を図る。◆観光振興には地域活力が重要であるため、観光協会・NPOなどの観光関係団体の支援・育成の充実を図るとともに、これらの団体や企業との連携・協働による観光推進体制の強化に取り組む。◆観光振興には、経済活性化に加え、区民の地域に対する愛着と誇りを醸成することに大きな意義があると考えられるので、区民が地域の魅力、資源を再評価し、地域の文化をより理解できるよう施策に取り組む。◆区内には全国的にも有名な観光地域が点在するが、区としての知名度はあまり高いとは言いがたい。戦略的・総合的な観光事業の推進により、区の知名度向上を図り、各地域のイメージやブランド力を高めていく必要がある。これらの地域イメージ・ブランド力の向上は、リピーターによる継続的な来訪が期待されるばかりでなく、本区への転入の志向が高まることも期待される。◆豊洲新市場や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催など、臨海部に多く来訪する観光客に対し、東京都及び関係部署、江東区観光協会との連携のもと、インバウンド（外国人観光客）への対応、区内を周遊させる観光メニュー作りと、交通手段の確保・充実に取り組む。◆東京スカイツリーや豊洲新市場の開場など東京の東部地区への関心の高まりに対し、近隣区と連携した観光客の誘客に取り組む。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

・江東区観光推進プランにおける前期5カ年の行動計画の検証結果を踏まえつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた観光推進の展開を図る。

・区と江東区観光協会との役割分担を明確にし、さらなる観光振興に資するべく、互いが連携し、機能的に事業を実施する。

・区民の地元への愛着心を醸成することで、観光事業をより盛り上げていく方法を検討する。

| | | |
|----------------|---------|---|
| 施策 22 健康づくりの推進 | 主管部長(課) | 健康部長(健康推進課) |
| | 関係部長(課) | 健康部長(保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所) |

| |
|--|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。 |

| | |
|------------------|--|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①健康教育、健康相談等の充実 | 健康増進計画及びがん対策推進計画に基づいて、「食と健康」、「がん対策」、「歯と口の健康」、「親子で健康づくり」を進めます。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。 |
| ②疾病の早期発見・早期治療 | 各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検(健)診の結果、精密検査を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、各種検(健)診データを活用し、効果的な検(健)診実施体制の整備を図ります。 |
| ③食育の推進 | 食育推進計画(第二次)に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。 |

| | |
|--|---|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国は24年7月に健康日本21(第2次)を、都は25年3月に東京都健康推進プラン21(第2次)を定め、両者ともに、総合的な目標として「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を掲げた。そしてその実現のため、生活習慣病の改善及び発症予防、健康を支える社会環境の整備の推進等が盛り込まれた。 ・区政モニターアンケート調査(24年度)の結果、「自分の健康に関心がある」という回答は97%、「メタボリックシンドロームを知っている」という回答は98%とともに高いが、「普段の生活習慣をよいと思う」という回答は5割に満たないことから、意識、知識と行動の間に乖離があることがうかがわれる。 ・がん対策推進基本計画(24年6月)が閣議決定され、全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が加えられた。また、都のがん対策推進計画(25年3月)では、がんの予防として、「がんを遠ざけるための生活習慣の普及」、「がん教育の推進」、「早期発見と早期治療の推進」が示された。 ・国の第2次食育推進計画(24年3月)を踏まえ、26年3月に江東区食育推進計画(第2次)を策定し、「周知から実践へ」をテーマに生活習慣病予防につながる食育を目指している。計画の推進事業のひとつとして実施している、地域に出張する「食育応援講座」の要請が増えている。要請の状況はこども対象が多く、成人対象は少ない。 ・受動喫煙による健康被害への関心が継続して高い傾向にある。 ・自殺対策基本法(19年6月)制定後、国・都・区が総合的に自殺対策を進めたことや、社会経済情勢における好転の兆しなどから、自殺率は低下傾向にある。 ・精神疾患患者の増加により、精神保健相談の需要が増えている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。 ・生涯にわたり健康に暮らしていくため、検(健)診による意識啓発及び生活習慣病予防の重要性が、更に増してくる。 ・健康づくりの効果を向上させるためには、個人や家族・家庭単位での支援とともに、学校・職場等の生活の場や、地域コミュニティにおける健康増進活動への支援が必要となる。 ・健康づくり・食育・がん対策の施策の充実等によって区民の健康寿命の延伸が図られ、その結果、健康格差の縮小が期待される。 ・国の「がん対策推進基本計画(24年度～28年度)」に掲げられたがん検診の目標受診率5年以内に50%(胃・肺・大腸は40%)を達成するため、本区においてもさらなる受診率の向上を図る必要がある。 ・食に関する情報がますます氾濫する中、知識と理解を深めるためには、幅広い情報を多様な手段で提供するとともに受け手側においては正しい判断と選択力と共に実践力の向上が必要となる。 ・受動喫煙の健康被害についての対策がより一層必要となる。 ・区民の自殺率が減少傾向を示しているが、今後も取り組みの継続が必要である。 ・うつ等精神疾患の増加に対し、気づきやストレス対処法などによりこころの健康づくりが重要になってくる。 |

| |
|---------------------------------------|
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 |
| |

| 4 施策実現に関する指標 | | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|--------------|----------------------------|----|----------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 84 | 自分は健康だと思う区民の割合 | % | 69.4 | | | | | | 75 | 保健予 防課 |
| 85 | 運動習慣のある区民の割合 | % | 49.1 | | | | | | 55 | 健康推 進課 |
| 86 | ストレス解消法を持たない区民の割合 | % | 20.8 | | | | | | 15 | 保健予 防課 |
| 87 | この1年間に健康診断を受けた区民の割合 | % | 80.5 | | | | | | 85 | 健康推 進課 |
| 88 | 8020（ハチマルニイマル）を目指している区民の割合 | % | 45.3 (25年度) | | | | | | 80 | 健康推 進課 |
| 89 | バランスの良い食生活を実践している区民の割合 | % | 62.0 | | | | | | 78 | 健康推 進課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

| 5 施策コストの状況 | | | | |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
| トータルコスト | 3,648,473千円 | 3,112,082千円 | 3,627,378千円 | 3,509,172千円 |
| 事業費 | 3,148,031千円 | 2,651,522千円 | 3,148,802千円 | 3,019,326千円 |
| 人件費 | 500,442千円 | 460,560千円 | 478,576千円 | 489,846千円 |

| 6 一次評価<<主管部長による評価>> | |
|--|--|
| (1) 施策実現に関する指標の進展状況 | |
| <p>◆本区では、「健康増進計画」「がん対策推進計画」の策定及び「食育推進計画」に基づく積極的な施策の展開を図りながら健康づくりの推進に努めている。</p> <p>【指標84】自分は健康だと思う区民の割合は、健診や講演会等を通じ、健康の維持増進に関する普及・啓発を行い、徐々に増加している。今後も、積極的な取り組みが必要である。</p> <p>【指標86】ストレスの解消法を持たない区民の割合は、徐々にではあるが目標値へ近づいている。自殺予防を目的とした取り組みの中で、うつ予防、心の健康の重要性を普及・啓発しているが、今後も積極的に取り組んでいく。</p> <p>【指標87】この1年間に健康診断を受けた区民の割合は、横ばい状態である。健康づくりへの意識を高めることに努めるとともに、国保加入の未受診者へは個別に受診勧奨を行うなど、受診割合の向上に今後も取り組んでいく。</p> | |
| (2) 施策における現状と課題 | |
| <p>◆区民の健康づくりへの意識変化や健康づくりの環境変化に対応し、各種検（健）診データを活用した課題の分析と施策への反映、自助・共助・公助による健康づくりの推進等、積極的な施策の展開を図る必要がある。◆がんの標準化死亡率（*）が23区内で高く、健康寿命が23区平均より低いなどの区独自の健康課題の解消に向け、積極的な施策の展開を図る必要がある。◆国民の二人に一人が、一生の間に一度はがんにかかる時代、区民一人ひとりががんを身近に感じ、がんと向き合っていけるよう、がんに関する施策を総合的に推進する必要がある。◆がん検診・健康診査の受診率向上のため、個別通知、期間の延長と統一化及び通知の統合等具体的取り組みを実施してきているが、更なる検診体制の整備等一層の充実が求められている。◆食の多様化が進み、栄養の偏りや食生活の乱れなどから、生活習慣病の増加が予想される。特に、中高年の男性に肥満の傾向が見られる一方、思春期女性を中心とした若年層にやせ過ぎの傾向が見られ、健全な食生活の維持が難しい。◆食と健康に対する関心は高いが、実践面での改善行動につながっていない。◆区民の自殺率は低下しているが、こころの健康についての環境づくりを含め、総合的な自殺対策の更なる継続が求められている。</p> <p>*標準化死亡率：異なった年齢構成を持つ地域間で死亡率の比較が可能となるように計算された、基準集団を100とした場合の数値</p> | |
| (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性 | |
| <p>◆健康増進計画（26年3月策定）に基づき、「食と健康」「がん対策」「歯と口の健康」及び「親子で健康づくり」に向けた施策を展開する。計画の推進に際しては、各種検（健）診データの活用や、健康づくりをサポートする人材の発掘・育成など新たな取り組みを進める。◆歯科保健事業の見直しを行い、区民ニーズにより合致した効率的・効果的な施策への再構築を検討する。◆健康づくり事業に関連し、健康センターの指定管理者である健康スポーツ公社とさらに連携を図っていく。◆がん対策推進計画（26年3月策定）に基づき、がんに関する施策を総合的に推進していく。◆国の子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診推進事業を引き続き行う。◆検（健）診の受診率及び精密検査受診率の向上を図るため、利便性の向上をめざし、更に検（健）診の充実を図っていく。◆「食育推進計画（第二次）」（26年3月策定）に基づき、全ライフステージにおいて自ら取り組める「食育の実践」に向けた施策を展開する。◆食品表示法による加工食品の栄養成分表示の義務化の施行（27年）に伴い、健康づくりに役立つ商品選択の消費者教育や事業者への相談を行う。◆22年度より実施している自殺総合対策・メンタルヘルス事業を引き続き行う。</p> | |

| 7 外部評価委員会による評価 | | |
|---|----|--|
| ①施策の目標に対し、成果はあがっているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | B | 指標の動向に関する限り、前期計画期間を含めた数字は、全体としてみれば決して良好とは言えず、目標値の達成に向けて順調に前進しているとは言いがたい。ある意味で問題意識のない普通人の行動変容をもたらすという極めて困難な施策であることは理解できる。 |
| オ | A | 指標の数値は比較対象値が出そろっていないため、成果が上がっているかどうかは十分に判定できないが、区民の健康寿命の延伸、生活習慣病・がん予防など課題設定は明確であり、それに向けての施策展開が認められる。 |
| カ | B | ・食育事業、小学校でのがん教育等健康への関心を喚起する取り組みが広がっており評価できるが、施策実現に関する指標からは、目標達成のために更なる取組が必要である。 ・「8020を目指している区民の割合」等目標値に比べ現状値が著しく低くなっている指標については、周知の仕方にも改善の余地はないか等の要因分析を実施し、関連他団体等との連携を強化することも必要である。 |
| ②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | A | 指標数字はどちらかという政策効果が頭打ちになっていることを示しているとも見える。こうした中では、政策上新しい工夫を次々に講じていくことが必要と考えられるが、そうした姿勢は見て取れる。 |
| オ | B | 区民の健康状態や健康意識に対する調査等は十分適切に実施されているが、区民の健康観や健康づくりに対する態度や共助意向など、区民が健康増進について何を考え、何を区政に求めているのか、というニーズについては必ずしも明確化されているとはいえない。 |
| カ | B | この施策は、区民ニーズを拾い上げ積極的に対応するというより、健康にあるように心がける注意喚起をし、施策の目標とするあるべき姿に近づけることに主眼が置かれると思われる。現状データに限られており要因分析等が進んでいない分野もあるようであるが、健診データ等の分析等を行い、区の傾向を把握し、限られた予算の中で重点的に取り組む課題(ターゲットの絞り込み、項目の絞り込みを含む)を再確認する必要がある。 |
| ③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | A | 教育啓発等については、区の限られた資源で区民全部に働きかけることは不可能であり、できる限り工夫された局所的な効果をコミュニティあるいは親子を中核とした「なかま」というつながりに目をつけて広げていくしかないという意味での「協働」がカギであることの認識が部内部に共有されているとみられる点は評価できる。 |
| オ | B | 国・都の政策・計画との分担は適切である。区民との協働については、どこまでを「公助」の範囲とするのか、どの部分を区民の主体的関与に期待するのか、区と区民の協働・役割分担については必ずしも明確化されているとはいえない。 |
| カ | B | 江東区のスポーツ施設は他の区より充実しているが、地域差もあり、豊洲地域等の施設が手薄になっている地区について、例えば地域小学校等の施設を利用した取組み、地域のスポーツ団体との連携等による対応について検討の余地があると考え。また、食育については、区で実施の食育教室は人気が高いとのことであり評価できるが、区独自で実施できる事業に参加できる人員は限られるため、例えば、食育サークルの育成、地域の高齢者団体との連携による食関連の交流等、区民との協働を意識した取組みも必要ではないかと考える。 |
| ④施策の総合評価 | | |
| 委員 | 評価 | 評価の理由 |
| エ | B | なかなか埒のあかない施策分野であるが、常に新しい活路を求め続けてもらうことがこの施策分野の宿命であり、努力を続けてもらいたい。 |
| オ | A | 今後この施策については自助・公助・共助のバランスをいかに巧みに取っていきけるかが重要となる。区では、区民の健康を多面的に捉えながら、具体的な課題設定にもとづく施策展開すなわち公助が機能している。また自助・共助についても、すでに学校教育、スポーツ施設との連携などに着目できているので、今後はこの三者のバランスに焦点化して施策展開を工夫されることに期待したい。 |
| カ | B | 個人の健康に関してどの程度区として関与していくかといったスタンスを整理し、限られた予算の中で重点的に対応する分野を見定めたとえでの施策実施が必要である。健診事業については、その実施により病気の早期発見に至った件数や割合、若しくは、どの程度の医療費抑制につながっているか等のデータを示すことにより、受診メリットを明示し区民にアピールすることも有用ではないかと考える。 |
| その他 | | |
| <p>・この分野に関する限り、指標は成果というよりニーズを示すものとするべきであろう。目標値の達成にこだわる意味はないと考える。また、施策の最終目標が疾病等による個人的喪失・社会的損失というのは理屈であるが、区民の政策理解と自覚・行動変容を導くためには医療財政の持続性・自己負担の拡大可能性をもっと前面に出してよいのではないかと感じる。</p> <p>・評価指標の中には、「健康診断を受けた区民の割合」のように、区の関与外の対象を含むものがある。対象を国民健康保険の加入者とする等、区の事業実施結果が反映されやすい指標の採用も検討する必要がある。</p> | | |

《参考》 外部評価モニターの評価

| S | A | B | C | 無回答 | 計 |
|----|-----|----|----|-----|-----|
| 1人 | 10人 | 3人 | 0人 | 0人 | 14人 |

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・区民が「自ら健康づくりに取り組む」意識を高めるために、効果的な啓発活動に取り組む。
- ・区民の健康意識、ニーズ等を把握・分析し、施策の実施を図るとともに、取り組みの成果を明らかにする。
- ・「自助・共助」の観点から、区民や民間団体との役割分担を明確にした上で、協働を活かした健康づくりの取り組みを検討する。

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-------------------|
| 施策 23 | 感染症対策と生活環境衛生の確保 | 主管部長(課) | 健康部長(保健予防課) |
| | | 関係部長(課) | 健康部長(健康推進課、生活衛生課) |

| |
|---|
| 1 施策が目指す江東区の姿 |
| 区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 2 施策を実現するための取り組み | |
| ①健康危機管理体制の整備 | 新型インフルエンザ等の健康危機に確実に対応するため、都と連携して医療体制を整備するとともに、関係機関と連携し訓練を実施する等、発生時の対応に万全を期します。また、日頃より区民及び医療機関に対し最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。 |
| ②感染症予防対策の充実 | 乳幼児や高齢者を対象とする定期予防接種の確実な実施により、感染症のまん延を予防します。また、関係部署との連携により学校や高齢者施設などを通じ、感染症予防に関する普及・啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策に引き続き着実に取り組みます。 |
| ③生活環境衛生の確保 | 食品関係営業施設及び薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設への監視指導に加え、豊洲新市場など臨海部における新たな大規模複合施設等に対する事前指導、監視指導を徹底します。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。 |

| | |
|---|--|
| 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化 | |
| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、江東区新型インフルエンザ等対策行動計画を作成した(平成26年11月)。 ・西アフリカにおけるエボラ出血熱の大流行、70年ぶりのデング熱国内感染等、新たな感染症への対応が必要となっている。 ・社会福祉施設等でのノロウイルス感染症・食中毒等の発生の増加、学校での麻しんの流行など、集団内での感染症のまん延が問題になっている。 ・結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。 ・不活化ポリオワクチンを始め、平成24年以降7種類のワクチンが定期化された。近年、法定化される乳幼児対象のワクチンの種類が増え、接種スケジュールが過密化している。 ・感染症等を媒介する衛生害虫等の生息域が拡大している。 ・犬の登録件数が増加しており、登録及び狂犬病予防接種の着実な実施が求められる。 ・医薬品の販売業等に関する規制を見直すために薬事法が改正された(平成26年6月施行)。 ・食品関係・環境衛生営業施設が、南部地域を中心に増加している。 ・食肉の生食による食中毒が社会問題化し規制が強化された。 ・食品の異物混入事件が数多く報道された。 ・福島第一原発事故の発生により、農畜水産物が放射性物質に汚染された。 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザから病原性が高い新型インフルエンザへの変異が危惧され、国際的な人の移動の活発化に伴い、新たな感染症が発生した場合、世界的な大流行となる可能性がある。 ・保育施設や高齢者施設等の増加により、様々な感染症の集団発生のリスクが高まる。 ・非正規労働者や社会的弱者の増加により結核発症及び再発のリスクが高まる。 ・平成27年4月現在、乳幼児を対象とするロタウイルス、B型肝炎、おたふくかぜへのワクチンの法定化が検討される等、定期化される予防接種の種類が増加が想定されている。 ・衛生害虫等の生息域の拡大により、感染症のまん延が危惧される。 ・狂犬病予防注射接種率の低下が懸念される。 ・事業者に対し、法改正に伴う新たな医薬品の販売方法や施設運営を定着させないと更なる規制が必要となる。 ・観光客の増加に伴い、簡易宿所等の宿泊施設の相談・申請が増える。 ・平成28年の豊洲市場開場に伴い、食品営業施設がさらに増加する。 ・カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒の発生及び異物混入等の苦情・相談の増加が引き続き懸念される。 ・貿易の自由化が進むことにより、食品添加物や残留農薬の規制が大きく変わる可能性がある。 |
| 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業 | |

| 4 施策実現に関する指標 | | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|--------------|----------------------------|----|----------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 90 | 手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合 | % | 64.9 | | | | | | 80 | 保健予防課 |
| 91 | 予防接種率（麻しん・風しん1期） | % | 95.8 (25年度) | | | | | | 98 | 保健予防課 |
| 92 | 結核罹患率（人口10万人当たり） | 人 | 20.5 (24年度) | | | | | | 15 | 保健予防課 |
| 93 | 環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率 | % | 4.4 (25年度) | | | | | | 4 | 生活衛生課 |
| 94 | 食品検査における指導基準等不適合率 | % | 3.5 (25年度) | | | | | | 3.5 | 生活衛生課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| トータルコスト | 2,028,273千円 | 2,014,980千円 | 2,235,869千円 | 2,415,401千円 |
| 事業費 | 1,528,249千円 | 1,554,788千円 | 1,687,860千円 | 1,824,000千円 |
| 人件費 | 500,024千円 | 460,192千円 | 548,009千円 | 591,401千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標90】手洗い・うがい・咳エチケットの励行という感染症予防のために有効な行為は、その時点の感染症発生・流行状況に大きく左右されるため、平成21年の新型インフルエンザの大流行以降増加してきた区民割合が、平成23・24年度をピークに減少傾向となった。

【指標91】予防接種率は、ここ数年95%以上を保ち、平成26年度には98.8%と目標を達成した。平成26年度に一人ひとりの子どもに合わせた予防接種スケジュールを作成し、お知らせメールを配信する予防接種情報提供サービス「予防接種ナビ」を開始する等、引き続き未接種者への積極的な接種勧奨をはかっている。

【指標92】結核罹患率については、徐々に減る傾向を見せているものの、未だ目標に届いていない。

【指標93】環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率は平均すると4%前後であるが、検査の時期等により不適合数の変動がある。

【指標94】食品検査における指導基準等不適合率は、講習会及び立ち入り検査指導により、不適合率は確実に低下している。

(2) 施策における現状と課題

◆西アフリカにおけるエボラ出血熱やデング熱の国内感染等新たな感染症の発生、ノロウイルス等の集団発生、食の安全等の不安が高まる中、生命と健康を自ら守ることの重要性を区民は気にかけている。マスクの着用、手洗いの徹底など感染予防策に関する正しい知識の普及啓発が常に必要である。◆法定予防接種の未接種者への接種勧奨等、引き続き予防接種率向上へ向け、着実に対応していくことが必要である。◆結核は過去の疾患である、との間違った認識から症状があっても受診しない患者、咳や痰等の症状があっても結核を疑わず診断に至らない医療機関が問題となっている。そのため、有症状受診の徹底や、医療機関での確実な結核診断についての、普及・啓発が必要である。◆食品への異物混入等により区民の「食の安全・安心」への関心が高く、飲食店の適正な対応が求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆新型インフルエンザ対策については、平成26年11月に作成した江東区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、発生時は速やかな対応ができるよう常に万全な体制を整えておく。◆区民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚と予防の実践が図られるよう、感染症予防に関する区民への一層の知識の普及に努め、今後も引き続き、保育園や高齢者施設など集団施設での感染予防策の普及啓発活動を中心に、感染予防の重要性を区民に周知していく。◆新たに法定化が検討されている予防接種もあり、今後も国の動向を注視しながら、円滑に導入していく。◆結核の罹患率低下のため、早期発見による確実な治療の実施、発生時の接触者健診の充実等を引き続き確実に実施していく。◆飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効率的かつ効果的な監視指導及び消費者への正しい知識の普及を図っていく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

・強毒性新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にするなどにより、危機発生時には的確に対応できるよう準備を行う。

・感染症等の区内における発生等の情報を的確に把握し、速やかに区民に提供できる基準と仕組みづくりを検討するとともに、感染症予防策に関する知識の普及啓発に引き続き取り組む。

・豊洲新市場開場やオリンピック・パラリンピック施設等の整備に対し、的確な対応を図るなど、引き続き安全な生活環境衛生の確保に取り組む。

| | | |
|------------------|---------|---|
| 施策 24 保健・医療施策の充実 | 主管部長(課) | 健康部長(健康推進課) |
| | 関係部長(課) | 健康部長(生活衛生課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所) |

1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

| | |
|----------------------|--|
| ①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進 | 高まる在宅医療に対するニーズにこたえるため、医師会等関係団体と協力し、在宅医療体制の充実を図るとともに、医療機関及び介護事業者等による連携を推進します。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、人口増加の著しい南部地域における保健施策の充実のため、保健相談所の拡充を図ります。 |
| ②母子保健の充実 | 乳幼児の発育発達状況の確認、疾病や障害の早期発見、早期支援等、母子保健の根幹となる施策を医療機関や療育機関等、関係機関との更なる連携強化により確実に実施します。また、孤立した子育て等により育児支援を必要とする親が多いことから、虐待予防の観点からも新生児産婦訪問の確実な実施、乳幼児健診や発達相談等における専門相談の充実を図り、妊娠から一貫した母子保健施策を推進します。 |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・南部地域の急速な開発に伴い、出生数が増加するとともに、初産年齢の高齢化に伴い、低出生体重児等のハイリスク出産が増えている。 ・医療制度改革に伴い、病院と地域の診療所等が機能分担しながら連携し効率的に医療を提供する地域医療連携が全国的に進められている。 ・平成21年度から4ヶ月健診の健診回数の増を図り、受診しやすい体制にした。 ・平成23年度から、妊婦健診におけるヒトT細胞白血病ウイルス(HTLV-1)抗体検査費の助成を開始した。 ・平成24年度から、発達障害児対策として医師会と連携し発達障害児対応研修会を保育士、幼稚園教諭、保護者等を対象に実施している。 ・区民は受けた医療や治療の内容について、相談できる窓口を求めている。 ・東日本大震災以後、災害医療への関心が高まっている。 ・平成26年3月、南部地域の人口急増に伴い高まる周産期医療や小児医療のニーズに対応するため、女性と子どもにやさしい病院として「昭和大学江東豊洲病院」を整備した。これにより、二次救急医療の提供や災害拠点病院としての機能が確保された。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口急増に比して不足する医療資源は、昭和大学江東豊洲病院の新規開設及び一次医療機関との地域医療連携により安定したものとなる。また、災害医療・救急医療など、区民ニーズに対応する医療提供体制の整備は、区民の安心感を向上させ定住志向を高めることとなる。 ・乳幼児数は特に人口増の続く南部地域において増加傾向のまま推移する。孤立し子育てをしている若年世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、効率的な保健医療施策が望まれる。 ・昭和大学江東豊洲病院にNICU(新生児集中治療室)及びGCU(新生児回復治療室)が整備され、高度な新生児・周産期医療が提供されるようになる。これに伴って、ハイリスク妊婦への対応やNICU及びGCUからの円滑な退院支援に向けた地域医療連携などのニーズが高まる。 ・今後高齢者等の増加に伴い、病院と地域の医療機関の役割分担が進むことで、在宅療養に対するニーズが高まる。区には医療と介護の連携強化の具体的な取り組みが求められる。 ・今後とも医療相談窓口寄せられる相談内容の多様化が予想される。 ・平成26年6月医療介護総合確保推進法が施行され、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制づくりが求められている中、平成30年4月までに、すべての区市町村が、医療と介護の連携事業を実施することとなった。そのため、医師会等関係団体と協力した在宅医療体制の充実が求められている。 |

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標 | | 単位 | 現状値 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 目標値 31年度 | 指標 担当課 |
|--------------|-----------------------------|----|----------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 95 | 安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合 | % | 70.2 | | | | | | 75 | 健康推進課 |
| 96 | 乳児（4か月児）健診受診率 | % | 94.2 (25年度) | | | | | | 98 | 保健予防課 |

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

| | 26年度予算 | 26年度決算 | 27年度予算 | 28年度予算 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| トータルコスト | 1,279,363千円 | 1,237,361千円 | 1,278,222千円 | 1,598,473千円 |
| 事業費 | 761,163千円 | 760,525千円 | 785,932千円 | 1,059,060千円 |
| 人件費 | 518,200千円 | 476,836千円 | 492,290千円 | 539,413千円 |

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標95】安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合は、昭和大学江東豊洲病院の開院が大きな要因となり、ゆるやかに増加し、その後横ばいで推移している。今後は医療体制が変化していく中、区として、高まる在宅医療のニーズに対応するため、在宅医療連携推進会議、在宅医療相談窓口、さらに医療・介護関係者等をメンバーとする多職種会議を立ち上げ、在宅医療を推進していく。

【指標96】乳児（4か月児）健診受診率は現状94.2%であるが、これは、外国籍や転入者の影響により、期限までに健診が終了しない乳児が未受診となっているためである。訪問等を通じ、個別受診勧奨を更に積極的にを行い目標値へ近づけていく。

(2) 施策における現状と課題

◆平成26年3月昭和大学江東豊洲病院が開院した。これにより、質の高い周産期医療及び小児医療の提供、救急医療の提供や防災拠点病院としての機能が確保された。今後はさらに区内医療機関との適切な医療連携体制の構築が求められる。なお、区の支援策として、土地の貸付（平成22年4月以降10年間は無償）や建設工事費補助を実施し、建設工事費の1/2について、最大75億円を限度に補助金を交付した（平成23、24、25年度にそれぞれ25億円ずつを交付済）。◆乳児健診は疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割は大きい。◆新生児・産婦訪問指導事業については、産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義は大きい。◆発達障害の問題が明らかになりやすくとされる1歳6か月児を対象とする健康診査受診票の大幅な改定を行った。また、学童期前までの母子保健対策をまとめた「母子保健事業の手引き」を作成し、地域との連携がより確実なものになるよう努めている。◆高まる在宅療養のニーズに対応するため、「がんの医療連携・医療相談検討会」における検討成果に基づき、在宅療養推進の施策を実施する必要がある。◆地域包括ケア及び在宅療養に関し、健康部と福祉部の役割分担と連携を進める必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆昭和大学江東豊洲病院の開院により、地域医療連携の構築に向け、周産期・小児医療に係る妊娠・出産育児・子育て分野での庁内「医療・保健・福祉」部門との連携を前提に、東京都の関係部署や医師会等関係機関との連絡・調整・協議を進めていく。◆三師会・訪問看護ステーション等関係機関及び庁内調整・連携を進め、在宅療養推進の施策を展開していく。◆南部地域の人口増加に対応して、深川南部保健相談所の効率的な事業運営を図る。◆医療相談窓口の人材確保と職員の資質向上により、区民の要望に適切に対応していく。◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦、新生児、乳児健診等の健診結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

・区内の医療保健ネットワークが十分機能するよう、昭和大学江東豊洲病院と一次医療機関や保健所等とが十分に連携し、実効性のあるネットワークづくりを推進する。

・母子保健施策については、関係機関や他部署との連携を緊密にし、疾病の早期発見や母子の孤立化防止、児童虐待予防等、妊娠から出産、育児と一貫した施策の推進に取り組む。